

米をめぐる関係資料

令和 3 年 7 月

農林水産省

目次

【① 我が国におけるコメの状況】	3	○ 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業	40
○ 我が国におけるコメ	4	○ 令和3年産における作付転換への支援について	41
○ 米の全体需給の動向(昭和35年～)	5	○ 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業 採択結果について	42
○ 米の需要量及び販売価格の動向	6	○ 麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト	43
○ 米の用途別・年産別面積の推移	7	○ 麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト 要望状況	44
○ 米の流通経路別流通量の状況	8	○ 小麦、大豆等の需要の拡大状況	45
○ 米の流通の状況(平成16～令和元年産米)	9	○ 産地交付金の県設定(県枠)での支援状況	46
○ 家庭における1世帯当たりの米、パン、めん類の購入量の推移	10	○ 都道府県連携型助成に係る都道府県事業(令和3年産)	48
○ 家庭における1世帯当たりの支出金額の推移	11	○ 収入保険制度の実施	49
○ 米の消費における家庭内及び中食・外食の占める割合	12	○ 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)	50
○ 米の消費動向	13	○ ナラシ対策:10a当たりの標準的収入額及び補てん額等(全国平均・試算)	51
○ 主食用米の販売動向(米穀卸売業界調査)	16	○ ナラシ対策:令和2年産米の10a当たりの当年産収入額及び補てん額(試算)	52
○ (参考) 茶わん1杯のお米の値段	17	○ ナラシ対策:各年産の加入状況等	53
○ 販売目的で作付けした水稻の作付面積規模別農家数(平成19年～令和2年)	18	○ 米穀周年供給・需要拡大支援事業	54
○ 米の作付規模別60kg当たり生産費(令和元年産)	19	○ 主食用米の需給安定の考え方について	55
○ 水田の利用状況の推移	20	○ (参考) 米穀周年供給・需要拡大支援事業におけるこれまでの主な取組事例	56
○ 政府備蓄米の運営について	21	○ 農業再生協議会について	57
○ 東日本大震災を踏まえての災害時に対応した備蓄	22	○ 需要に応じた生産の推進に係る全国会議等(農林水産省主催)	58
○ 福島県における県産米の安全・安心確保への取組	23	○ 次年産に向けての検討期間の確保とこまめな全国会議の開催について	59
○ 令和3年産米の作付制限等の対象地域(令和2年産との比較)	24	○ 令和3年産米の需要に応じた生産・販売の推進状況	60
【② 食料・農業・農村基本計画】	25	○ 全国的な推進組織について	61
○ 食料・農業・農村基本計画:本文(米・水田農業関係抜粋)	26	○ 需要に応じた販売について(低価格帯の需要への生産・販売の拡大)	62
○ 食料・農業・農村基本計画:令和12年度における 食料消費の見通し及び生産努力目標(米部分抜粋)	27	○ 中食・外食向け販売量の状況について(中食・外食向け販売実態調査結果)	63
【③ 需要に応じた生産の推進に向けた施策等】	28	○ 中食・外食向けの需要に応じた生産・販売事例	65
○ 令和3年産米の需要に応じた生産・販売に向けて(令和2年12月21日農林水産大臣談話)	29	○ 産地と中食・外食事業者等の米マッチングフェア	66
○ 各県における「生産の目安」の設定状況	30	○ 米の消費拡大	67
○ 主産県(12道県)における「生産の目安」の設定状況	31	○ 中食・外食向け米の多収品種	71
○ 令和2/3年及び令和3/4年の主食用米等の需給見通しと対応方向	34	○ 生産コスト低減に向けた具体的な取組	72
○ 水田関係R3予算及びR2第3次補正予算等の概要	35	○ スマート農業加速化実証プロジェクト	73
○ 水田活用の直接支払交付金	36	○ スマート農業技術の開発・実証プロジェクト	74
○ 令和3年度における水田活用の直接支払交付金の見直し全体像	37	○ スマート農業実証プロジェクト 採択地区数一覧	75
○ 水田活用の直接支払交付金等の申請に係る営農計画書等の提出の取扱いについて	38	○ 農産物規格・検査の見直しについて	76
○ 水田農業の高収益化の推進	39	○ 農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会について	77
		○ 規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)(抜粋)	79
		○ 現行の農産物規格・検査の概要	80
		○ 米(玄米・精米)の物流合理化について	81

目次

【④ 新規需要米の取組状況】	82
○ 飼料用米の取組状況	83
○ 多収品種について	84
○ 令和2年産飼料用米の出荷方式、品種別面積	85
○ 飼料用米の供給状況	86
○ 配合飼料メーカーの立地状況と飼料用米の集荷・流通体制	87
○ (参考)飼料用米の流通経費について(全国生産者団体による集荷・流通の場合)	88
○ 主食用米と飼料用米の所得比較	89
○ 産地でまとめて需要に応じた生産を行いやすくするための見直しについて	90
○ 交付金の代理受領の活用事例(宮城県石巻市桃生地域における取組)	91
○ 共同計算の事例(富山県入善町、朝日町における取組)	92
○ 飼料用米に対する交付金の支払について	93
○ 飼料用米の需要情報について	94
○ 飼料用米の利用拡大のための機械・施設整備等に対する支援	95
○ 飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化に向けた取組	96
○ 飼料用米を活用した畜産物のブランド化事例	97
○ 「飼料用米多収日本一コンテスト」の開催	99
○ 米粉用米の状況	100
○ 米粉によるグルテンフリー食品市場の取り込みに向けて	101
○ 日本酒原料米の需要動向について	102
○ 酒造好適米の需要に応じた生産について	103

【⑤ コメの輸出・輸入】	104
○ コメ・コメ加工品の輸出をめぐる状況	105
○ 商業用のコメの輸出数量及び輸出金額の推移	106
○ パックご飯・米粉の輸出実績の推移	107
○ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略 品目別輸出目標「コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品」	108
○ 輸出拡大実行戦略を踏まえた対応について	109
○ 一般社団法人 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会の概要	110
○ コメ海外市場拡大戦略プロジェクトについて	111
○ 中国向けコメ輸出の状況	112
○ 海外における実需者の事例	113
○ 経営規模・生産コスト等の内外比較	114
○ 日米の水稻栽培法の主な違い	115
○ コメの内外価格差	116
○ コメの輸入制度	117
○ MA米の運用に関する政府の方針・見解	118
○ 国家貿易によるコメの輸入の仕組み	119
○ MA米の輸入状況	120
○ 令和2年度のSBS米の輸入入札状況	121
○ MA米の販売状況	122
○ コメの国家貿易(MA米)の運用に伴う財政負担	123
○ MA米をめぐる国際関係	124
○ TPP11におけるコメの豪州枠の運用	125
○ 総合的なTPP等関連政策大綱[米関係抜粋]	126
○ 総合的なTPP等関連政策大綱に基づく備蓄米の運営の見直し	128
○ 日EU・EPA交渉結果(コメ)	129
○ 日米貿易協定交渉結果(コメ)	130
○ 世界のコメ需給の現状(主要生産国、輸出国等)	131
○ コメ輸出国の動向	132

① 我が国におけるコメの状況

我が国におけるコメ

- コメの国内生産(稲作と水田)は、我が国の食料安全保障、食生活、農業・農村、国土・環境などに不可欠のもの。日本人の歴史・文化とも密接な関係。

- 我が国の食料自給率(令和元年度)

	カロリーベース	生産額ベース
平成30年度	37%	66%
	↓	↓
令和元年度	38%	66%

(参考)品目別供給熱量自給率

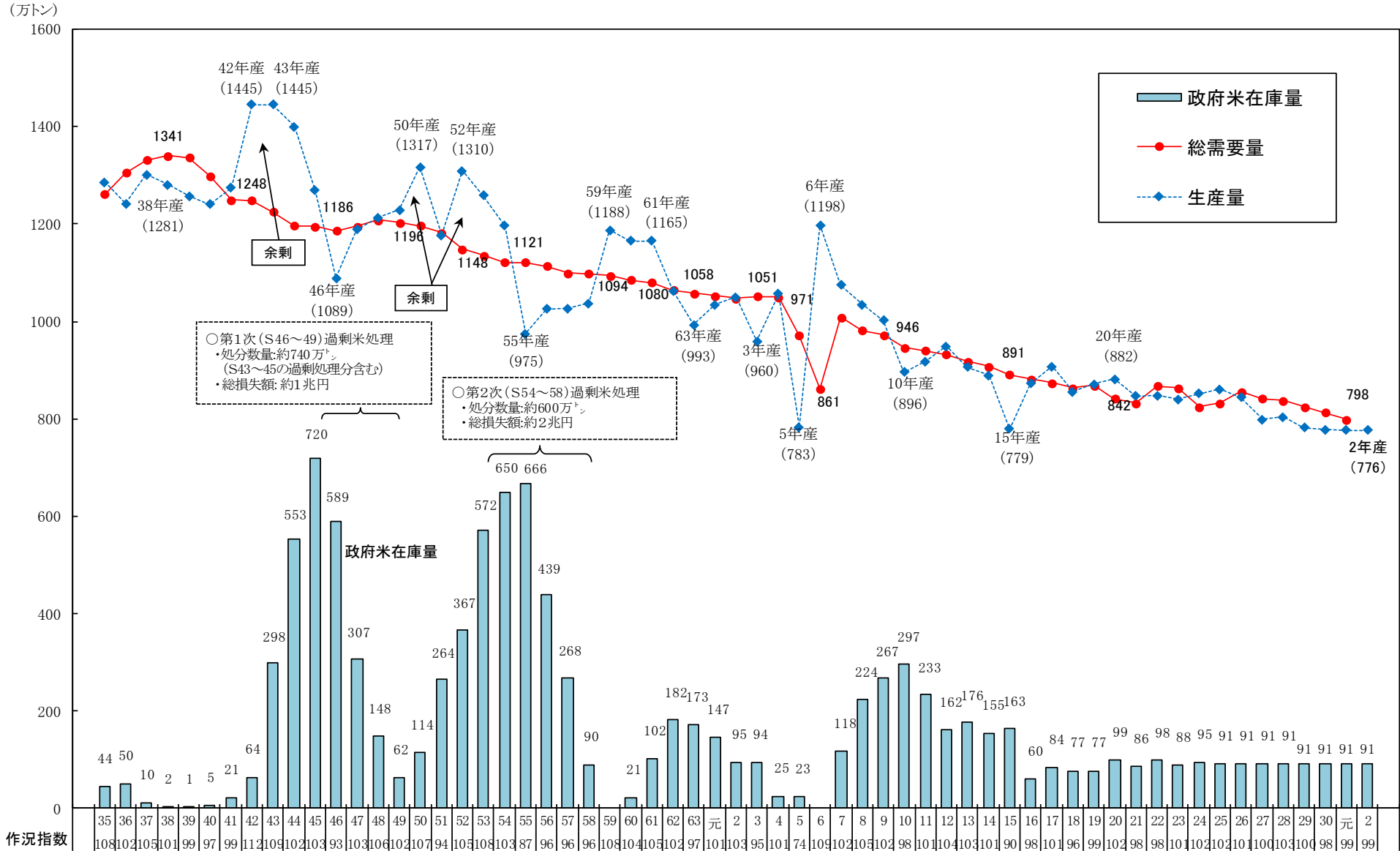
コメ	小麦	大豆	野菜	果実
98%	17%	22%	76%	32%
畜産物	砂糖類	油脂類	魚介類	その他
15%	35%	3%	54%	23%

- ・農産物市場の開放と食料の輸入依存が進む中で、コメは100%近い自給率を維持。
- ・コメは、先進国の中で最低レベルである我が国の食料自給率を支える、食料安全保障の要。

- 我が国におけるコメの重要性

- ・ 国民の主食であり、食文化の基礎
〔国産米は品質も高く、日本人の嗜好に最適。ご飯、おむすび、寿司などの他、もち、和菓子(例. 団子、白玉)、米菓(例. せんべい、あられ)、日本酒などの原材料。祝事や年中行事には赤飯、鏡餅、柏餅など。〕
- ・ 農業生産・農村経済の中核
〔農業生産額の約2割がコメ(R元)。全耕作地の半分以上が田(R2)。全農業経営体の7割が稲作(R2)。〕
- ・ 稲作や水田の有する多面的機能
〔国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料などの供給の機能以外の多面にわたる機能のこと(食料・農業・農村基本法第3条)。〕
- ・ 日本人の歴史や文化と密接な関係
〔稲作の始まりにより社会(ムラ)・国家(クニ)が成立。江戸時代の各藩はコメの生産量で表され(石高制)、税もコメ(年貢)。豊作への感謝と祈りが、祭りの起源。稲作での共同作業は、日本の組織文化の基礎。〕

米の全体需給の動向(昭和35年～)

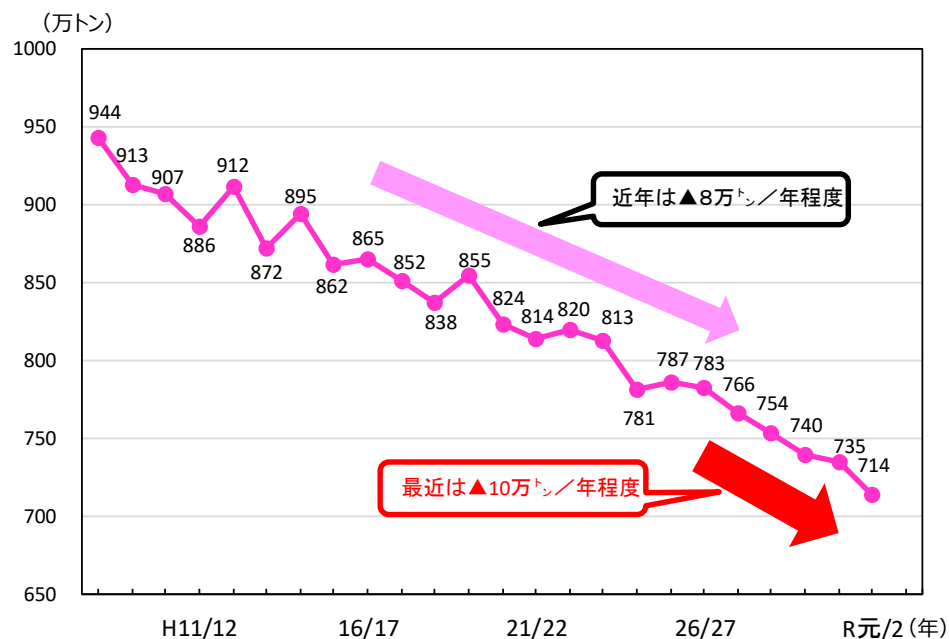


注1. 政府米在庫量は、外国産米を除いた数量である。
2. 政府米在庫量は、各年10月末現在である。ただし、平成15年以降は各年6月末現在である。
3. 平成12年10月末の政府米在庫量は、「平成12年緊急総合米対策」による援助用隔離等を除いた数量である。
4. 総需要量は、「食料需給表」(4月～3月)における国内消費仕向量(陸稲を含み、主食用(米・粟・米穀粉を含む)のほか、飼料用、加工用等の数量)である。ただし、平成5年以降は国内消費仕向量のうち国産米のみの数量である。
5. 生産量は、「作物統計」における水稲と陸稲の収穫量の合計である。
6. 1人1年当たり消費量は、「食料需給表」(4月～3月)における1人当たり供給純食料(精米ベース)の1年当たり数量である。

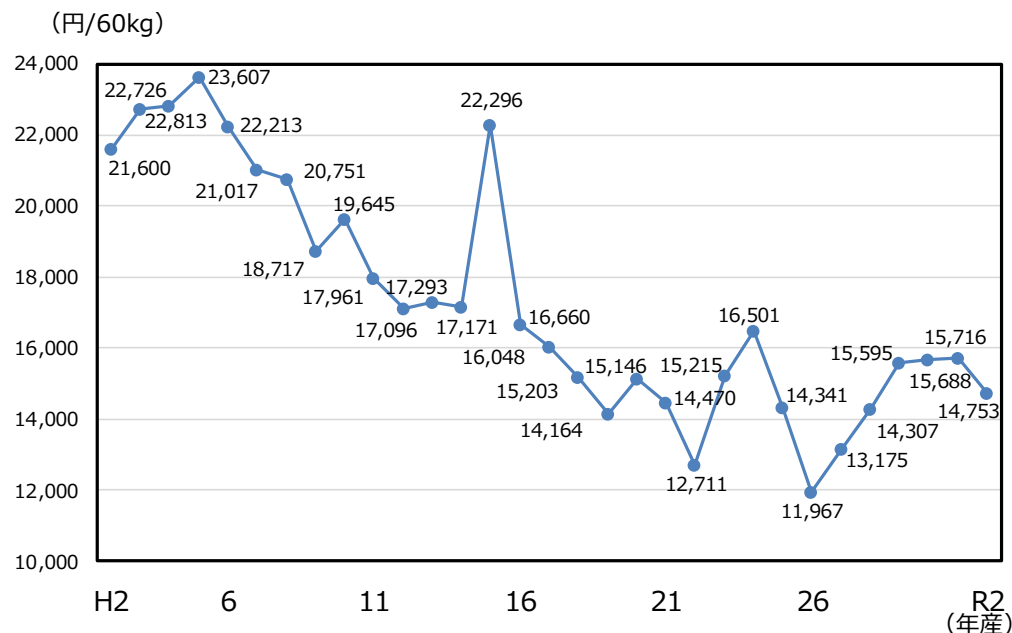
米の需要量及び販売価格の動向

- 主食用米の全国ベースの需要量は一貫して減少傾向にある。最近は人口減少等を背景に年10万トン程度に減少幅が拡大。
- 米の販売価格は長期的に低下傾向で推移。近年は堅調に推移していたが、令和2年産米の令和3年6月までの平均は、前年産をやや下回って推移。

【主食用米の需要量の推移】



【米の販売価格の推移】



資料：(財) 全国米穀取引・価格形成センター入札結果、農林水産省「米穀の取引に関する報告」
 注1：平成2～17年産までは(財) 全国米穀取引・価格形成センター入札結果を元に作成。
 注2：平成18年産以降は出回り～翌年10月（令和2年産は令和3年6月）までの相対取引価格の平均値。
 注3：センター価格は、銘柄ごとの落札数量で加重平均した価格であり、相対取引価格は、銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

米の用途別・年産別面積の推移

(単位: 万ha)

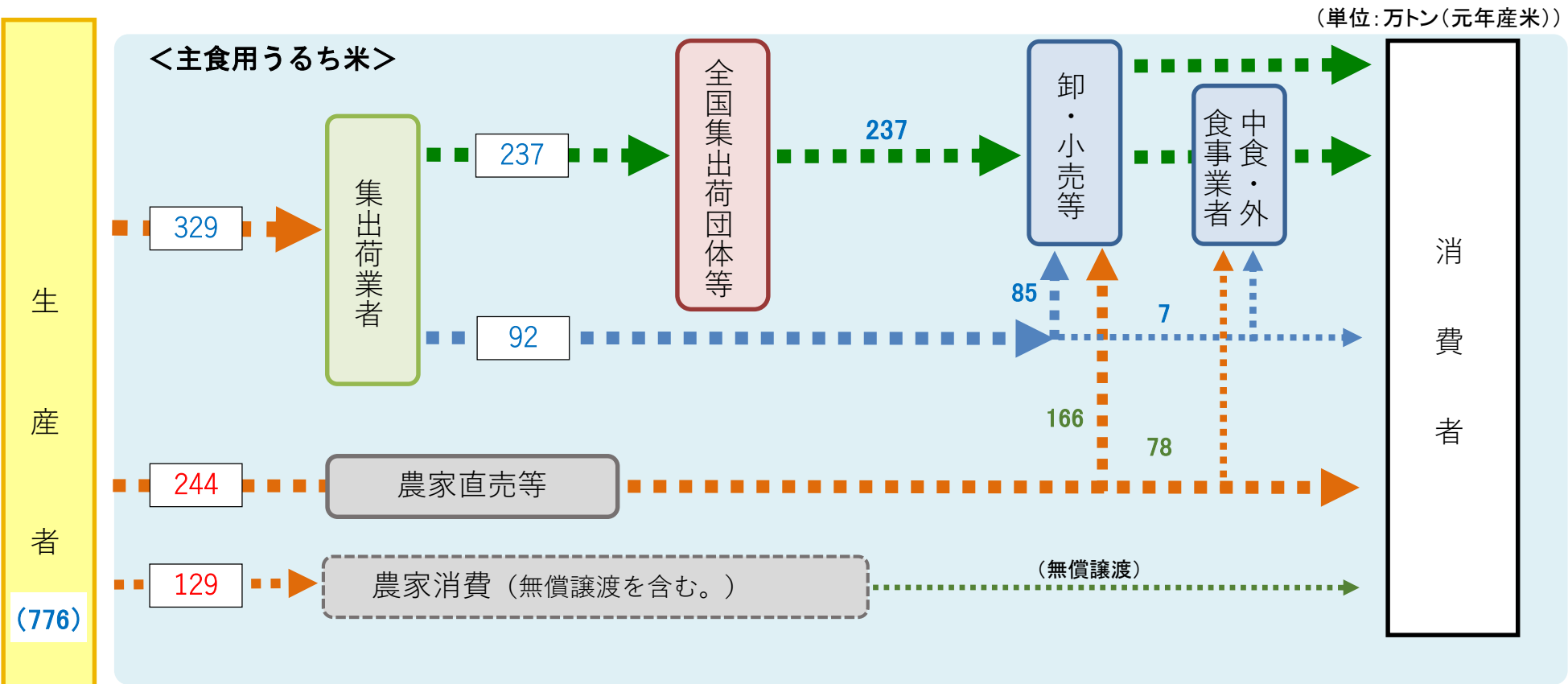
用途 年産	主食用米	生産量 (万トン)	備蓄米	加工用米	新規 需要米						
						飼料用	WCS 〔 稲発酵 粗飼料稲〕	米粉用	新市場 開拓用 (輸出用米等)	酒造用	その他
H20	159.6	866	H22年産 までは、 主食用米 として生産	2.7	1.2	0.1	0.9	0.0	0.0	—	0.2
H21	159.2	831		2.6	1.8	0.4	1.0	0.2	0.0	—	0.1
H22	158.0	824		3.9	3.7	1.5	1.6	0.5	0.0	—	0.1
H23	152.6	813	1.2	2.8	6.6	3.4	2.3	0.7	0.0	—	0.1
H24	152.4	821	1.5	3.3	6.8	3.5	2.6	0.6	0.0	—	0.1
H25	152.2	818	3.3	3.8	5.4	2.2	2.7	0.4	0.1	—	0.1
H26	147.4	788	4.5	4.9	7.1	3.4	3.1	0.3	0.1	0.1	0.1
H27	140.6	744	4.5	4.7	12.5	8.0	3.8	0.4	0.2	0.1	0.0
H28	138.1	750	4.0	5.1	13.9	9.1	4.1	0.3	0.1	0.1	0.0
H29	137.0	731	3.5	5.2	14.3	9.2	4.3	0.5	0.1	0.1	0.0
H30	138.6	733	2.2	5.1	13.1	8.0	4.3	0.5	0.4	—	0.0
R元	137.9	726	3.3	4.7	12.4	7.3	4.2	0.5	0.4	—	0.0
R2	136.6	723	3.7	4.5	12.6	7.1	4.3	0.6	0.6	—	0.0

注1: 主食用米: 統計部公表値。備蓄米: 地域農業再生協議会が把握した面積。加工用米及び新規需要米: 取組計画認定面積。

注2: 新規需要米の「酒造用」については、「需要に応じた生産・販売の推進に関する要領」に基づき生産数量目標の枠外で生産された玄米であり、平成30年産以降は取りまとめていない。

注3: ラウンドの関係で、新規需要米の合計と内訳は合わない場合がある。

米の流通経路別流通量の状況



資料：農林水産省「作物統計」、「生産者の米穀在庫等調査」、「農林業センサス」、「米穀の取引に関する報告」及び全国出荷団体調べ等を基に推計。

注1：集出荷業者には、全集連系を含む（JA等への出荷量317万トンのうち19万トンが全集連系）

注2：「卸・小売等」には、中食・外食事業者及び加工事業者等を含む。

注3：ラウンドの関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

(参考) 入手経路別の購入割合 (複数回答)

	対前年比
スーパーマーケット	48.8% (▲3.9%)
その他の小売店	22.2% (+2.6%)
産地直売所	1.4% (▲0.8%)
インターネット	9.9% (+0.1%)
生産者から直接購入	4.4% (▲1.6%)
無償譲渡	17.5% (+2.7%)

※ 米穀安定供給確保支援機構調べを元に農林水産省で算出 (令和元年4月から令和2年3月の年平均)

米の流通の状況（平成16～令和元年産米）

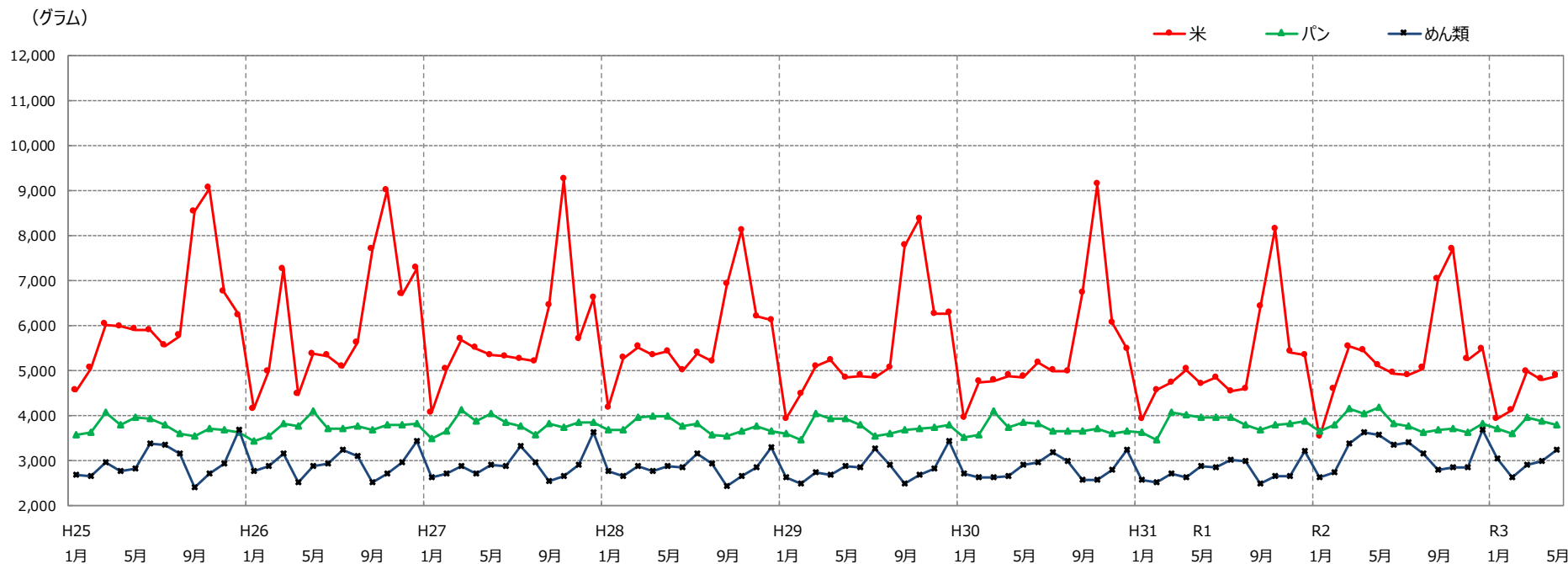
【生産段階】														(単位: 万トン)	
年産	生産量		出荷・販売		農家消費等		その他		加工用米等		もち米		減耗		
H 16	872	100.0%	636	72.9%	180	20.6%	56	6.4%	12	1.4%	27	3.1%	17	1.9%	
17	906	100.0%	653	72.1%	183	20.2%	62	6.8%	13	1.4%	31	3.4%	18	2.0%	
18	855	100.0%	631	73.8%	165	19.3%	59	6.9%	15	1.8%	27	3.2%	17	2.0%	
19	871	100.0%	632	72.6%	174	20.0%	65	7.5%	17	2.0%	31	3.6%	17	2.0%	
20	882	100.0%	636	72.1%	172	19.5%	64	7.3%	16	1.8%	30	3.4%	18	2.0%	
21	847	100.0%	624	73.7%	161	19.0%	62	7.3%	16	1.9%	29	3.4%	17	2.0%	
22	848	100.0%	594	70.0%	174	20.5%	71	8.3%	22	2.6%	32	3.8%	17	2.0%	
23	840	100.0%	604	71.9%	170	20.2%	66	7.9%	16	2.0%	33	3.9%	17	2.0%	
24	852	100.0%	616	72.3%	167	19.5%	69	8.1%	19	2.2%	33	3.9%	17	2.0%	
25	860	100.0%	626	72.8%	165	19.2%	69	8.0%	21	2.4%	31	3.6%	17	2.0%	
26	844	100.0%	616	73.1%	154	18.3%	73	8.7%	27	3.2%	30	3.5%	17	2.0%	
27	799	100.0%	579	72.5%	146	18.3%	74	9.2%	25	3.1%	33	4.1%	16	2.0%	
28	804	100.0%	582	72.3%	146	18.1%	77	9.6%	26	3.2%	35	4.4%	16	2.0%	
29	782	100.0%	569	72.8%	139	17.7%	74	9.5%	26	3.3%	33	4.2%	16	2.0%	
30	778	100.0%	576	74.0%	130	16.7%	73	9.3%	28	3.6%	29	3.7%	16	2.0%	
R 元	776	100.0%	573	73.8%	129	16.6%	74	9.5%	30	3.9%	28	3.6%	16	2.0%	

【出荷・販売段階】																	(単位: 万トン)	
年産	出荷・販売		農協		販売委託		直販		全集連系業者		販売委託		直販		生産者 直接販売等			
H 16	636	72.9%	390	44.7%	350	40.1%	40	4.6%	20	2.3%	7	0.8%	12	1.4%	226	25.9%		
17	653	72.1%	405	44.7%	352	38.9%	53	5.8%	22	2.4%	8	0.9%	13	1.4%	226	24.9%		
18	631	73.8%	384	44.9%	320	37.4%	64	7.5%	21	2.5%	9	1.1%	13	1.5%	227	26.5%		
19	632	72.6%	378	43.4%	308	35.4%	70	8.0%	21	2.4%	9	1.0%	13	1.5%	232	26.6%		
20	636	72.1%	390	44.2%	303	34.4%	87	9.9%	21	2.4%	8	0.9%	14	1.6%	224	25.4%		
21	624	73.7%	372	43.9%	294	34.7%	78	9.2%	22	2.6%	7	0.8%	15	1.8%	230	27.2%		
22	594	70.0%	369	43.5%	285	33.6%	84	9.9%	21	2.5%	6	0.7%	15	1.8%	203	24.0%		
23	604	71.9%	351	41.8%	266	31.7%	85	10.1%	21	2.5%	6	0.8%	15	1.8%	232	27.6%		
24	616	72.3%	352	41.3%	273	32.1%	79	9.3%	21	2.4%	6	0.7%	15	1.8%	243	28.6%		
25	626	72.8%	373	43.4%	293	34.0%	81	9.4%	22	2.6%	7	0.8%	15	1.8%	231	26.8%		
26	616	73.1%	369	43.7%	285	33.8%	84	10.0%	24	2.8%	9	1.0%	15	1.8%	223	26.5%		
27	579	72.5%	344	43.1%	258	32.3%	86	10.7%	22	2.7%	7	0.9%	14	1.8%	213	26.7%		
28	582	72.3%	338	42.1%	252	31.3%	86	10.8%	22	2.7%	6	0.8%	16	1.9%	221	27.5%		
29	569	72.8%	315	40.3%	234	29.9%	81	10.4%	20	2.6%	5	0.7%	15	1.9%	234	29.9%		
30	576	74.0%	298	38.3%	219	28.1%	80	10.2%	19	2.4%	5	0.6%	13	1.7%	259	33.3%		
R 元	573	73.8%	308	39.7%	231	29.7%	77	10.0%	21	2.7%	6	0.8%	14	1.9%	244	31.4%		

資料：農林水産省「作物統計」、「生産者の米穀現在高等調査」（22年産以降は「生産者の米穀在庫等調査」）、「農林業センサス」、「米穀の取引に関する報告」及び全国出荷団体調べ等を基に推計。

- 注：1）平成21年産までの推計に用いた「生産者の米穀現在高等調査」と22年産以降の推計に用いている「生産者の米穀在庫高等調査」では調査対象農家の定義が異なる（前者は10a 以上稲を作付（子実用）している農家、後者は販売目的の水稻の作付面積が10a以上の販売農家が対象）ことから、22年産から推計手法を変更している。
- 2）生産段階には、このほか、①集荷円滑化対策による区分出荷米（17年産8万トン、20年産米10万トン）、②品質低下に伴う歩留り減（22年産米10万トン）がある。
- 3）ラウンドの関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

家庭における1世帯当たりの米、パン、めん類の購入量の推移



(グラム)

		年間								月間				
		平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月
米	購入数量	75,170	73,050	69,510	68,740	67,270	65,750	62,200	64,530	3,920	4,120	4,990	4,810	4,880
	前年比	95.4%	97.2%	95.2%	98.9%	97.9%	97.7%	94.6%	103.7%	111.4%	89.6%	90.1%	88.4%	95.5%
パン	購入数量	44,927	44,926	45,676	45,099	44,840	44,526	46,011	45,857	3,704	3,588	3,953	3,883	3,788
	前年比	100.3%	100.0%	101.7%	98.7%	99.4%	99.3%	103.3%	99.7%	101.4%	94.7%	95.1%	96.2%	90.7%
めん類	購入数量	35,560	35,176	34,753	34,192	33,934	33,867	33,169	38,021	3,050	2,633	2,895	2,998	3,242
	前年比	99.3%	98.9%	98.8%	98.4%	99.2%	99.8%	97.9%	114.6%	116.0%	95.7%	85.6%	82.4%	90.6%

資料：総務省「家計調査」家計収支編

(注1) 二人以上の世帯の数値である。(注2) 平成25年から令和2年については年間の購入数量・対前年比、令和3年は月間の購入数量・対前年同月比である。(注3) 米は精米ベースである。

家庭における1世帯当たりの支出金額の推移

(円、%)

	食料		米		パン		めん類		スパゲッティ(パスタ)		カップめん		菓子類		調理食品		外食		ハンバーガー	
		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比		前年 (同月)比
平成25年	895,860	+1.9	28,093	▲2.2	27,974	▲1.1	17,170	▲2.2	1,193	▲4.9	3,313	▲1.3	78,948	+1.5	105,033	+0.4	165,246	+4.8	4,170	▲3.4
平成26年	913,261	+1.9	25,108	▲10.6	29,210	+4.4	17,295	+0.7	1,206	+1.1	3,430	+3.5	80,127	+1.5	108,066	+2.9	166,737	+0.9	3,712	▲11.0
平成27年	937,712	+2.7	22,981	▲8.5	30,507	+4.4	17,747	+2.6	1,234	+2.3	3,745	+9.2	83,027	+3.6	112,625	+4.2	169,626	+1.7	3,250	▲12.4
平成28年	947,618	+1.1	23,522	+2.4	30,294	▲0.7	17,606	▲0.8	1,202	▲2.6	4,061	+8.4	83,472	+0.5	118,296	+5.0	168,067	▲0.9	3,583	+10.2
平成29年	946,438	▲0.1	23,681	+0.7	29,957	▲1.1	17,300	▲1.7	1,146	▲4.7	4,077	+0.4	83,087	▲0.5	120,000	+1.4	168,646	+0.3	3,748	+4.6
平成30年	952,170	+0.6	24,314	+2.7	30,554	+2.0	17,368	+0.4	1,166	+1.7	4,282	+5.0	83,916	+1.0	122,930	+2.4	171,571	+1.7	4,099	+9.4
令和元年	965,536	+1.4	23,212	▲4.5	32,164	+5.3	17,713	+2.0	1,170	+0.3	4,727	+10.4	87,469	+4.2	128,386	+4.4	176,917	+3.1	4,576	+11.6
令和 2年	962,373	▲0.3	23,920	+3.1	31,456	▲2.2	20,602	+16.3	1,476	+26.2	5,250	+11.1	85,534	▲2.2	132,494	+3.2	120,921	▲31.7	5,100	+11.5
令和3年1月	74,250	▲2.3	1,483	+5.8	2,545	+1.2	1,555	+16.5	113	+25.6	458	+19.3	6,780	▲0.6	11,047	+6.0	8,028	▲48.1	486	+22.7
令和3年2月	72,308	▲4.2	1,546	▲13.1	2,535	▲3.4	1,426	▲1.1	106	▲10.9	435	▲0.9	7,268	▲1.4	10,644	+3.8	7,986	▲38.1	393	+6.5
令和3年3月	79,329	▲0.2	1,835	▲13.9	2,785	▲0.5	1,533	▲16.0	119	▲26.1	477	▲10.8	8,055	+4.9	11,192	+6.3	10,574	▲1.6	457	+5.1
令和3年4月	75,640	+2.3	1,802	▲14.6	2,791	+4.1	1,601	▲16.7	120	▲33.7	440	▲7.0	6,847	+7.3	10,903	+9.1	8,996	+75.5	418	▲2.1
令和3年5月	79,244	+1.2	1,839	▲4.3	2,757	+0.5	1,740	▲8.9	118	▲14.5	430	+7.5	7,223	+5.3	11,188	+6.0	8,547	+30.5	498	+0.6

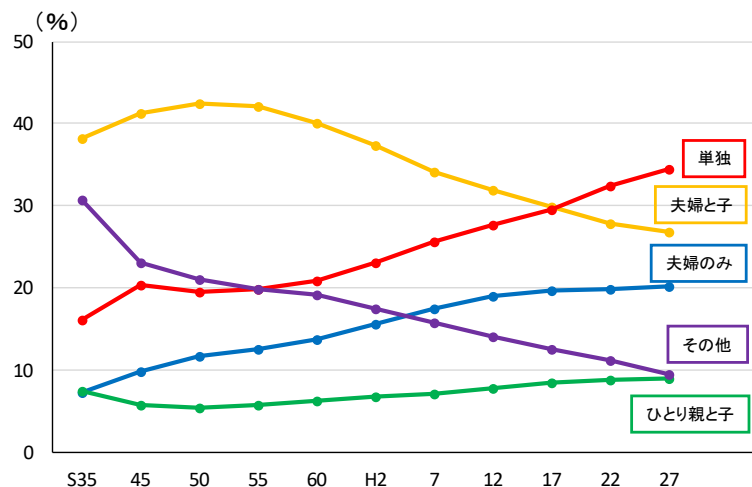
資料:総務省「家計調査」

(注1) 二人以上の世帯の数値である。(注2)平成25年から令和2年については年間の支出金額・対前年比、令和3年は月間の支出金額・対前年同月比である。(注3)パンは、食パン及び他のパン(菓子パン等)である。

米の消費における家庭内及び中食・外食の占める割合

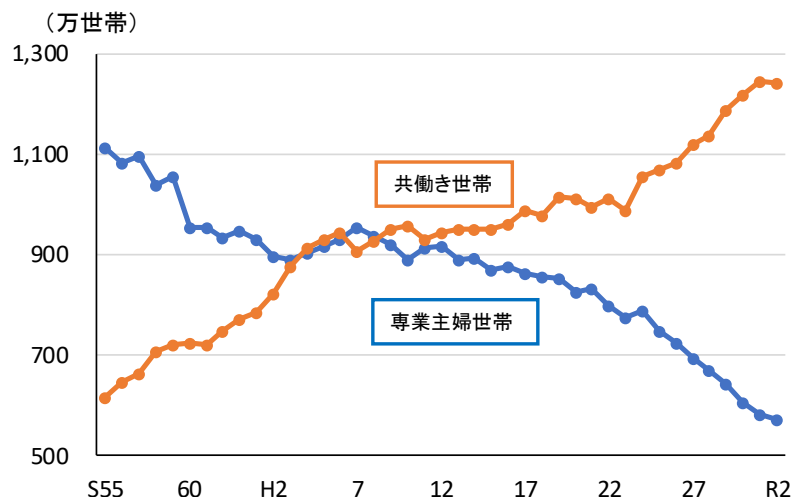
- 世帯構成の変化(単身世帯の増加)、女性の社会進出(共働き世帯の増加)等の社会構造の変化により、食の簡便化志向が強まっており、米を家庭で炊飯する割合が年々低下する一方で、中食・外食の占める割合は年々増加傾向にある。

【家族類型別にみた一般世帯の構成割合の推移】



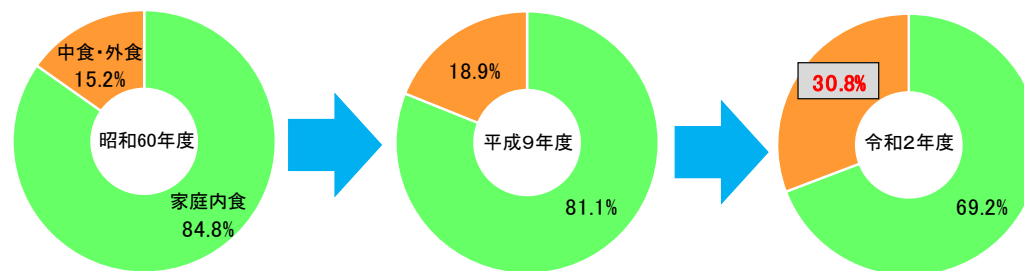
資料：国立社会保障・人口問題研究所「家族類型別世帯数および割合」

【専業主婦世帯数と共働き世帯数の推移】



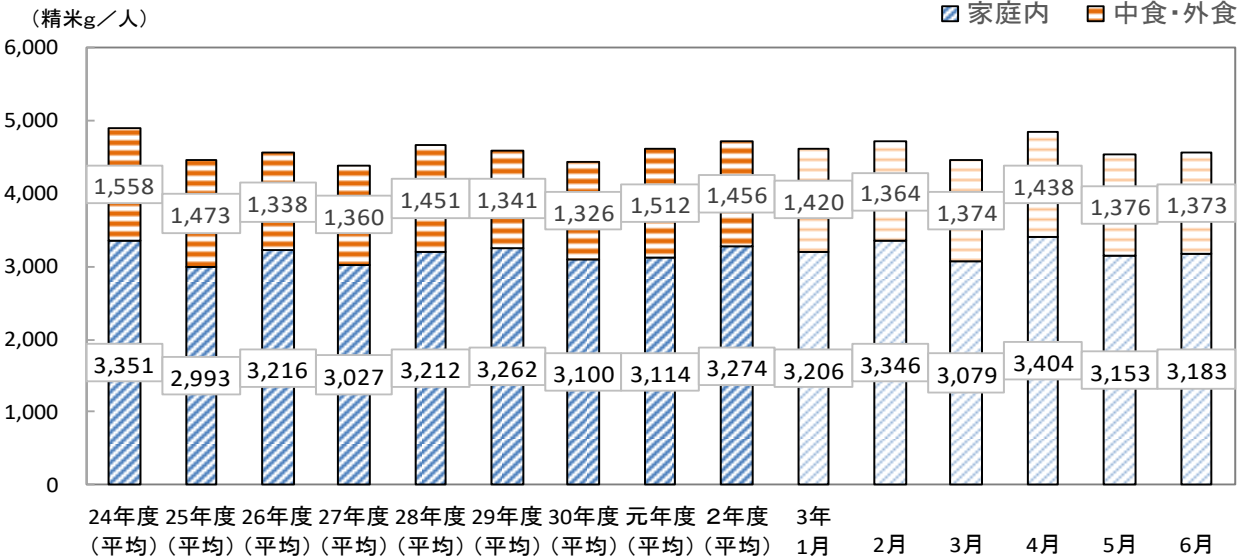
資料：独立行政法人労働政策研究・研修機構「専業主婦世帯と共働き世帯」

【米の消費における家庭内及び中食・外食の占める割合（全国）】



資料：農林水産省「米の1人1ヶ月当たり消費量」及び米穀機構「米の消費動向調査」

米の消費動向 ①(1人1ヶ月当たり精米消費量の推移)(米穀機構による調査)



	精米消費量(g)					内訳比率(%)					前年同月比(%)				
	合計	家庭内		中・外食		合計	家庭内		中・外食		合計	家庭内		中・外食	
		家庭内	中・外食	中食	外食		家庭内	中・外食	中食	外食		家庭内	中・外食	中食	外食
平成24年度	4,909	3,351	1,558	900	658	100.0	68.3	31.7	18.3	13.4	1.4	4.4	▲4.4	▲3.1	▲6.1
25年度	4,466	2,993	1,473	846	627	100.0	67.0	33.0	18.9	14.0	▲9.0	▲10.7	▲5.5	▲6.0	▲4.7
26年度	4,554	3,216	1,338	758	580	100.0	70.6	29.4	16.6	12.7	2.0	7.5	▲9.2	▲10.4	▲7.5
27年度	4,386	3,027	1,360	793	567	100.0	69.0	31.0	18.1	12.9	▲3.7	▲5.9	1.6	4.6	▲2.2
28年度	4,663	3,212	1,451	852	599	100.0	68.9	31.1	18.3	12.8	6.3	6.1	6.7	7.4	5.6
29年度	4,603	3,262	1,341	777	564	100.0	70.9	29.1	16.9	12.3	▲1.3	1.6	▲7.6	▲8.8	▲5.8
30年度	4,426	3,100	1,326	782	544	100.0	70.0	30.0	17.7	12.3	▲3.8	▲5.0	▲1.1	0.6	▲3.5
令和元年度	4,626	3,114	1,512	885	627	100.0	67.3	32.7	19.1	13.6	4.5	0.5	14.0	13.1	15.3
令和2年度	4,730	3,274	1,456	954	502	100.0	69.2	30.8	20.2	10.6	2.2	5.1	▲3.7	7.8	▲19.9
令和3年 1月	4,626	3,206	1,420	951	470	100.0	69.3	30.7	20.6	10.2	1.4	5.1	▲6.0	7.2	▲24.7
2月	4,710	3,346	1,364	882	482	100.0	71.0	29.0	18.7	10.2	0.9	3.5	▲4.7	8.9	▲22.5
3月	4,453	3,079	1,374	875	499	100.0	69.1	30.9	19.6	11.2	▲3.4	▲4.1	▲2.1	1.4	▲7.6
4月	4,842	3,404	1,438	970	468	100.0	70.3	29.7	20.0	9.7	▲4.8	▲5.7	▲2.6	▲11.4	22.5
5月	4,529	3,153	1,376	927	449	100.0	69.6	30.4	20.5	9.9	▲8.6	▲9.3	▲7.0	▲10.2	0.4
6月	4,556	3,183	1,373	903	469	100.0	69.9	30.1	19.8	10.3	▲5.2	▲3.8	▲8.4	▲6.8	▲11.7

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

注：1 平成24～令和2年度は各年4月から翌年3月までの平均値である。

2 調査対象世帯の入れ替えや補充による調査結果の補正は行っていないため、調査結果の経年比較等の際には、留意が必要である。

3 家庭内消費量については、調査当月の月初と月末の精米在庫量及び精米購入数量から把握、中食・外食の消費量については、調査当月の家庭炊飯以外で食べた米飯の数量から推計。

4 集計に際しては、地域毎に世帯人員構成比が平成27年国勢調査「世帯人員構成比」に沿うよう調整した上で推計。

5 四捨五入の関係で合計と内訳が合わない場合がある。

米の消費動向 ②(精米購入時の動向)

【購入・入手経路（複数回答）】

単位：％

	平成 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2 年度	令和3年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
デパート	0.7	1.2	1.8	1.5	1.4	1.4	1.0	1.5	1.7	1.7	2.3	1.7	1.9	1.4
スーパーマーケット	47.4	48.7	48.1	49.7	49.4	52.7	50.1	49.8	49.6	48.6	48.3	50.7	51.3	52.8
ドラッグストア	3.8	4.1	3.7	3.7	4.3	4.8	5.9	5.7	6.0	7.1	7.5	6.7	7.4	7.3
ディスカウントストア	2.8	2.4	2.5	2.8	3.1	2.8	3.2	3.9	4.4	3.0	3.6	4.1	3.8	4.0
コンビニエンスストア	0.3	0.2	0.2	0.5	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.1	0.0
生協(店舗・共同購入含む)	7.1	8.2	7.8	8.1	6.9	6.5	5.9	7.0	7.2	7.1	6.6	6.8	7.0	7.0
農協(店舗・共同購入含む)	1.6	1.5	1.0	1.5	1.6	1.2	1.3	1.1	0.7	0.8	1.0	0.4	0.4	0.6
米穀専門店	3.8	3.5	3.7	2.7	2.8	2.7	2.4	2.4	2.3	2.8	2.2	3.2	2.2	2.7
産地直売所	1.8	2.0	1.5	1.8	2.0	2.2	1.0	1.1	1.3	0.9	0.7	1.0	1.2	1.2
生産者から直接購入	6.8	6.7	5.2	6.2	7.1	6.0	5.9	5.0	4.8	5.7	5.2	5.4	4.8	4.8
インターネットショップ	10.0	8.7	9.7	9.6	10.0	9.8	8.1	9.7	11.0	9.3	10.3	10.1	8.9	8.9
家族・知人などから無償で入手	20.8	19.5	20.3	17.2	16.2	14.8	17.8	15.2	14.4	15.2	14.4	13.3	13.4	11.3
その他	1.6	2.6	2.6	3.2	2.5	2.3	3.4	4.1	4.1	3.4	4.5	3.3	4.2	2.9

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

（注）平成25～令和 2 年度は各年4月から翌年3月までの平均値である。

米の消費動向 ③(精米購入経路別の購入単価、家庭内の月末在庫数量)

【精米購入経路別の購入単価（複数回答）】

(円/kg)

	デパート	スーパーマーケット	ドラッグストア	ディスカウントストア	コンビニエンスストア	（生協店舗・共同購入含む）	（農協店舗・共同購入含む）	米穀専門店	産地直売所	生産者から直接購入	インターネットショップ	有効調査世帯数
令和元年度	618	399	355	323	※545	424	477	473	434	373	494	－
2年度	533	400	375	347	※547	434	397	477	415	358	492	－
令和3年1月	513	422	356	363	※367	368	※386	532	247	340	527	1,776
2月	638	401	359	326	※500	463	※386	472	※572	324	448	1,715
3月	725	383	366	325	※598	421	364	455	※355	353	498	1,668
4月	528	376	366	306	※535	380	※362	473	716	351	443	2,311
5月	536	376	366	310	※790	410	※420	543	430	318	477	2,162
6月	579	369	360	343	—	388	※381	519	380	345	481	2,072

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

(注1) デパート、スーパーマーケット、生協は、実店舗の購入単価であり、インターネットを利用した購入は含まない。

(注2) 購入単価は消費税を除く本体価格である。

(注3) 表中の※付きの単価は、当該経路での購入割合が有効調査世帯数の1%未満に満たないため参考値とする。

【家庭内の月末在庫数量】

(kg/世帯、%)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	前年比
平成26年度	月末在庫数量	6.8	6.8	6.5	6.3	6.5	6.8	7.3	7.5	7.8	7.1	6.8	6.6	6.9	3.0
	平均世帯人員	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	－
27年度	月末在庫数量	6.0	6.2	6.2	6.3	6.4	6.6	6.9	7.1	7.3	7.1	6.8	6.6	6.6	▲4.3
	平均世帯人員	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	2.41	2.41	2.40	2.41	2.41	2.41	2.40	－
28年度	月末在庫数量	6.5	6.4	6.2	6.2	6.2	6.2	6.7	7.0	7.7	7.5	6.7	6.6	6.7	1.5
	平均世帯人員	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	2.41	－
29年度	月末在庫数量	6.1	6.2	5.9	6.0	6.0	6.1	6.7	6.8	7.0	6.9	6.4	6.4	6.4	▲4.5
	平均世帯人員	2.33	2.32	2.33	2.33	2.32	2.33	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	－
30年度	月末在庫数量	6.4	6.3	6.0	5.8	6.1	6.5	6.6	6.9	7.2	6.6	6.4	6.4	6.4	0.0
	平均世帯人員	2.32	2.32	2.32	2.33	2.33	2.33	2.32	2.33	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	－
令和元年度	月末在庫数量	6.0	6.2	5.9	5.7	6.0	6.2	6.2	6.5	6.6	6.3	6.3	6.5	6.2	▲3.1
	平均世帯人員	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.33	－
2年度	月末在庫数量	7.1	6.5	6.6	6.2	6.0	6.3	6.4	6.8	6.7	6.6	6.5	6.4	6.5	4.8
	平均世帯人員	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	－
3年度	月末在庫数量	6.2	6.1	5.8										6.0	▲7.7
	平均世帯人員	2.33	2.33	2.33										2.33	－

出典：米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査結果」

(注1) 地域ごとの世帯人員構成比が平成26～28年度はH22国勢調査、平成29～令和3年度はH27国勢調査「世帯人員構成比」に沿うようウェイトバック集計を実施した上で集計した。

(注2) 平均世帯人員は、各月の有効調査世帯の平均人員数である。

主食用米の販売動向(米穀卸売業界調査)

[調査の概要]

全国米穀販売事業共済協同組合が、米穀の販売・需要動向を多角的に把握することを目的として、同組合会員企業を対象に実施。
四半期ごとに継続的に調査。

- アンケート回答数 61組合員
- 調査期間 令和3年6月21日(月)～令和3年7月12日(月)

1. 現在(令和3年6月)の米販売量(前年同月との比較)

集計結果	合計	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った
	100.0%	18.0%	18.0%	18.0%	16.4%	29.5%
<仕向先別>						
(小売店向け)	合計	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った
大手スーパー	100.0%	5.4%	29.7%	27.0%	21.6%	16.2%
中小スーパー	100.0%	9.1%	20.0%	29.1%	20.0%	21.8%
米穀専門店	100.0%	3.6%	5.4%	26.8%	32.1%	32.1%
その他	100.0%	15.9%	11.4%	15.9%	22.7%	34.1%
<(外食産業向け)>						
外食向け	合計	増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	減った
外食向け	100.0%	3.8%	7.5%	22.6%	37.7%	28.3%
中食向け	100.0%	1.8%	10.7%	44.6%	21.4%	21.4%
給食向け	100.0%	3.7%	9.3%	57.4%	13.0%	16.7%

2. 米販売の動き:過去3ヶ月前との比較 / 3ヶ月後の見通し

(1) 過去3ヶ月前(令和3年3月)と比較した令和3年6月の動き

合計	良くなっている	やや良くなっている	変わらない	やや悪くなっている	悪くなっている	DI値
100.0%	13.1%	24.6%	24.6%	19.7%	18.0%	48.8

(参考) 前回調査 令和2年12月と比較した令和3年3月の動き

100.0%	10.3%	10.3%	22.4%	24.1%	32.8%	35.3
--------	-------	-------	-------	-------	-------	------

(2) 令和3年6月から3ヶ月後(令和3年9月頃)の見通し

合計	良くなっている	やや良くなっている	変わらない	やや悪くなっている	悪くなっている	DI値
100.0%	1.6%	29.5%	47.5%	14.8%	6.6%	51.2

(参考) 前回調査 令和3年3月から3ヶ月後(令和3年6月頃)の見通し

100.0%	1.7%	13.8%	51.7%	27.6%	5.2%	44.8
--------	------	-------	-------	-------	------	------

*1. 赤字は、最頻値及びDI値。
*2. DI(diffusion index)の算出方法:内閣府で発表している「景気ウォッチャー調査」方式を採用した。具体的には、5つの回答選択肢に均等に0～1の評価点を与え、各回答の構成比に対応するそれぞれの評価点を乗じ、それらの合計を指数(%ポイント)としてDI値を算出。それが50の場合は横ばい(現状維持)を示す。0に近づくほど販売が低迷傾向にあることを示し、逆に100に近づくほど販売が好調傾向であることを示す。

(算出例)	良くなる	やや良くなる	変わらない	やや悪くなる	悪くなる
評価点 A	1	0.75	0.5	0.25	0
結果(構成比) B	17.8	20.0	20.0	22.2	20.0
各DI値 C=A×B	17.8	15	10	5.6	0
DI値(合計)	48.4→米販売の動きはほんの少し低迷傾向				

(参考) 茶わん1杯のお米の値段

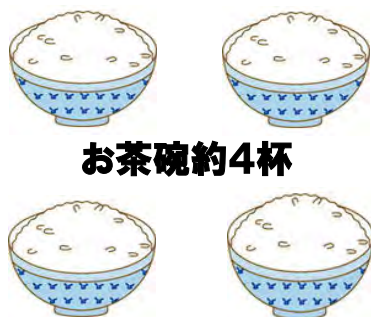
○ ご飯は経済的な食べ物

○ 茶わん1杯のごはんを炊く前のお米(精米)の重さは **65g** くらいです。5kgの精米は約77杯になりますので、1,989円(小売価格の平均)のお米を買ってごはんを炊いた場合、1杯当たりのお米の値段は **約26円** となります。※

※ 茶わん1杯のごはんは、精米65g使用、5kg当たり1,989円(POSデータによるコメの平均小売価格(令和3年5月))で算出。



=

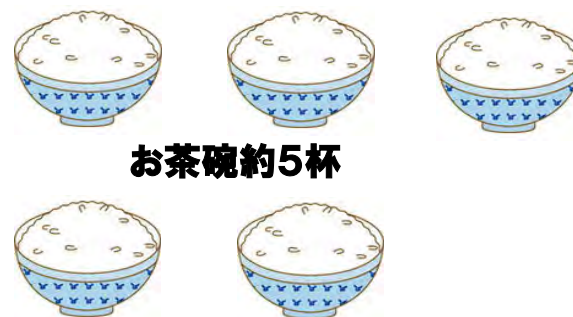


お茶碗約4杯

ミネラルウォーター(2リットル)102円



=



お茶碗約5杯

缶コーヒー 130円

出展：ミネラルウォーターは、総務省「小売物価統計調査(主要品目の東京都区部小売価格)」による2020年平均価格
缶コーヒーは、街中の自動販売機等で販売されている一般的な価格

販売目的で作付けした水稻の作付面積規模別農家数（平成19年～令和2年）

- 都道府県全体では、一貫して農家数は減少（平成19年 1,326千戸→令和2年 714千戸）。
- 北海道では10ha以上作付している農家が1/3を占め、全体に占める割合も増加（平成19年 22.2%→令和2年 37.0%）。
都府県では1ha未満農家数が約2/3を占めるものの、5ha以上作付している農家の数・割合が増加しており（平成19年 22千戸（1.7%）→令和2年 43千戸（6.0%））、大規模農家の割合は増加傾向にある。

	北海道					都府県					
	計	3ha未満	3ha～5ha	5ha～10ha	10ha以上	計	1ha未満	1ha～2ha	2ha～3ha	3ha～5ha	5ha以上
平成19年	18 (100.0)	4 (22.2)	4 (22.2)	6 (33.3)	4 (22.2)	1,308 (100.0)	943 (72.1)	246 (18.8)	60 (4.6)	37 (2.8)	22 (1.7)
平成20年	17 (100.0)	4 (23.5)	4 (23.5)	5 (29.4)	4 (23.5)	1,259 (100.0)	904 (71.8)	231 (18.3)	63 (5.0)	37 (2.9)	24 (1.9)
平成21年	17 (100.0)	3 (17.6)	4 (23.5)	5 (29.4)	4 (23.5)	1,225 (100.0)	880 (71.8)	226 (18.4)	59 (4.8)	35 (2.9)	24 (2.0)
平成22年	16 (100.0)	4 (25.0)	3 (18.8)	5 (31.3)	4 (25.0)	1,144 (100.0)	843 (73.7)	190 (16.6)	54 (4.7)	35 (3.1)	22 (1.9)
平成23年	17 (100.0)	5 (29.4)	3 (17.6)	5 (29.4)	4 (23.5)	1,141 (100.0)	827 (72.5)	194 (17.0)	53 (4.6)	37 (3.2)	29 (2.5)
平成24年	15 (100.0)	4 (26.7)	3 (20.0)	5 (33.3)	4 (26.7)	1,042 (100.0)	763 (73.2)	174 (16.7)	48 (4.6)	33 (3.2)	24 (2.3)
平成25年	14 (100.0)	3 (20.0)	3 (20.0)	4 (26.7)	3 (20.0)	1,013 (100.0)	732 (72.3)	171 (16.9)	50 (4.9)	34 (3.4)	26 (2.6)
平成26年	14 (100.0)	3 (20.0)	3 (20.0)	4 (26.7)	4 (26.7)	982 (100.0)	702 (69.3)	170 (16.8)	50 (4.9)	33 (3.3)	27 (2.7)
平成27年	13 (100.0)	3 (23.1)	2 (15.6)	4 (31.4)	4 (29.9)	939 (100.0)	660 (70.3)	159 (16.9)	50 (5.3)	36 (3.8)	35 (3.7)
平成28年	12 (100.0)	3 (25.0)	2 (17.5)	4 (29.2)	4 (35.0)	859 (100.0)	593 (69.0)	153 (17.8)	50 (5.8)	33 (3.8)	30 (3.5)
平成29年	12 (100.0)	3 (23.3)	2 (17.5)	4 (33.3)	4 (33.3)	805 (100.0)	551 (68.4)	143 (17.8)	47 (5.8)	33 (4.1)	31 (3.9)
平成30年	13 (100.0)	3 (23.4)	2 (16.4)	4 (27.3)	4 (32.8)	777 (100.0)	527 (67.8)	140 (18.0)	45 (5.8)	33 (4.2)	32 (4.1)
平成31年 (令和元年)	12 (100.0)	3 (22.5)	2 (15.0)	4 (29.2)	4 (33.3)	749 (100.0)	503 (67.1)	137 (18.2)	44 (5.8)	33 (4.4)	33 (4.4)
令和2年	11 (100.0)	2 (19.6)	2 (14.2)	3 (29.3)	4 (37.0)	703 (100.0)	449 (63.9)	131 (18.7)	45 (6.5)	35 (4.9)	43 (6.0)

注：平成22、27、令和2年は、「農林業センサス」、その他の年は、「農業構造動態調査」の調査結果に基づくもの。

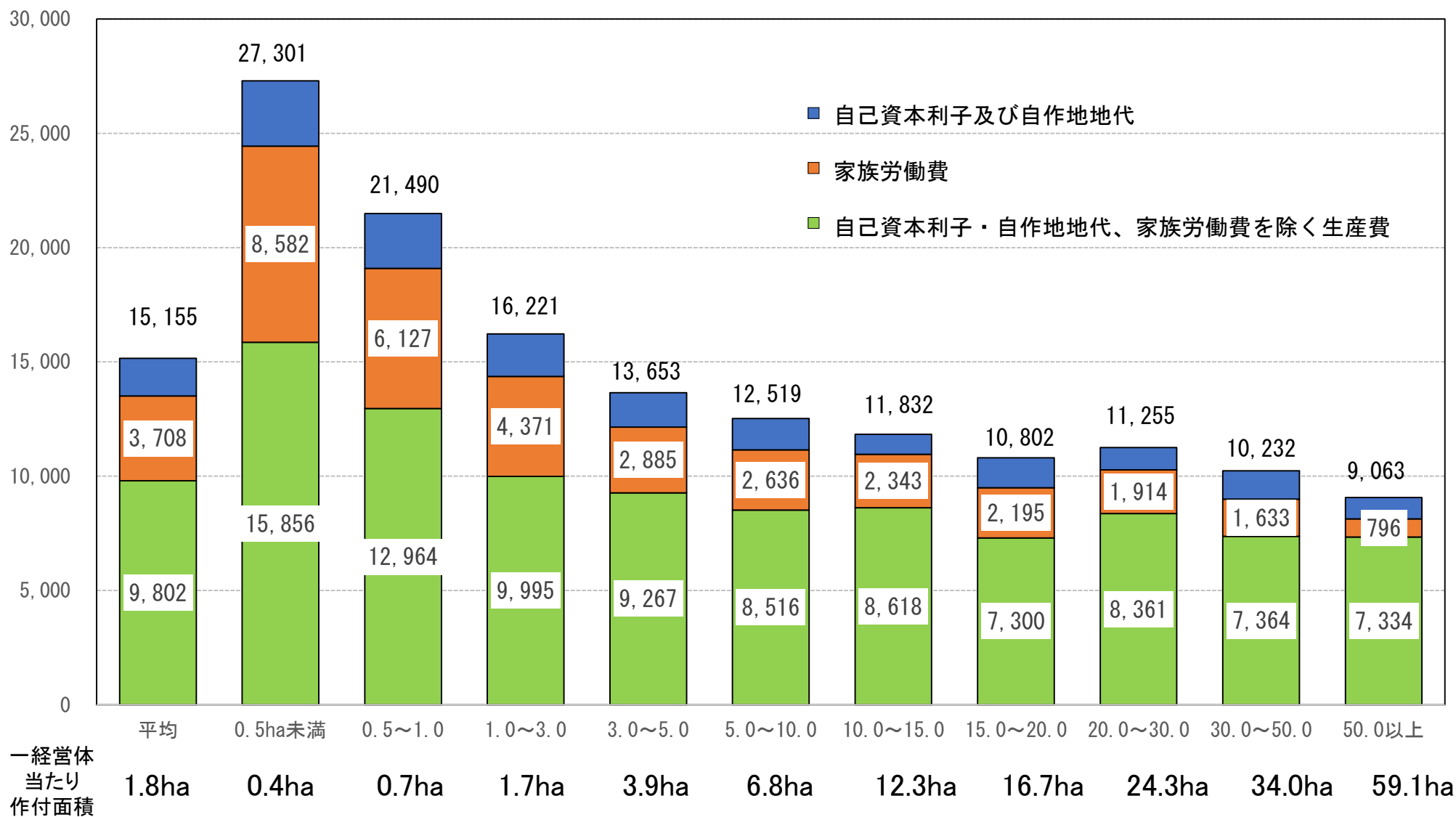
（農林業センサスは全数調査であるが、農業構造動態調査は標本調査である。）

ラウンドの関係で計と内訳の合計が一致しない場合がある。

上段（農家数）：千戸
下段（割合）：％

米の作付規模別60kg当たり生産費（令和元年産）

（円/60kg）

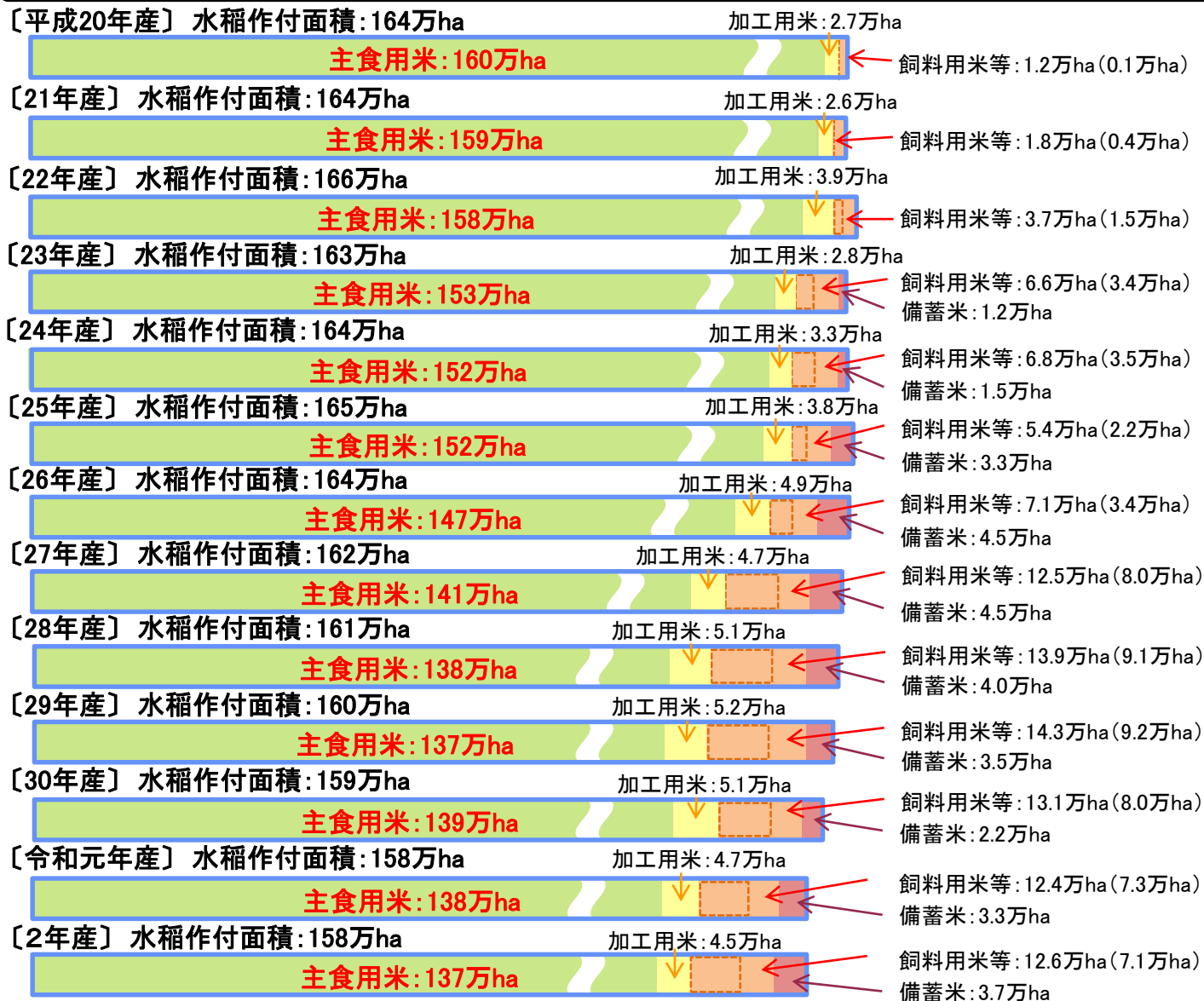


出典：令和元年産農産物生産費（確報）

水田の利用状況の推移

○ 平成20年以降、主食用米の需要減少分は、飼料用米等の拡大で対応されている。こうした取組を進めることで、水田がフルに活用され、生産者等の主体的経営判断による需要に応じた米生産の推進が期待される。

※ 、()は飼料用米のみの面積



大豆:13万ha	麦:17万ha
大豆:12万ha	麦:17万ha
大豆:12万ha	麦:17万ha
大豆:12万ha	麦:17万ha
大豆:11万ha	麦:17万ha
大豆:11万ha	麦:17万ha
大豆:11万ha	麦:17万ha
大豆:11万ha	麦:17万ha
大豆:12万ha	麦:17万ha
大豆:12万ha	麦:17万ha
大豆:12万ha	麦:17万ha
大豆:12万ha	麦:17万ha
大豆:12万ha	麦:17万ha
大豆:11万ha	麦:18万ha

※ 水稲、麦、大豆:「耕地及び作付面積統計」、主食用米:「作物統計」、加工用米、飼料用米等(飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米等):「新規需要米の取組計画認定状況」、備蓄米:穀物課調べ

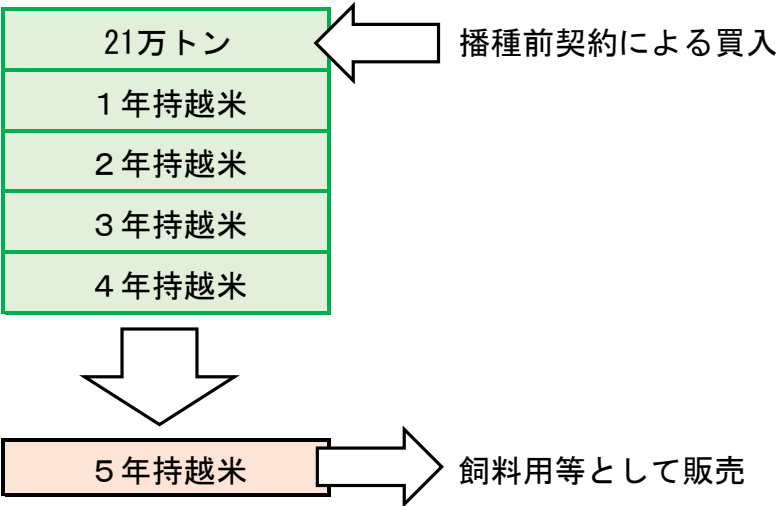
政府備蓄米の運営について

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用（10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準）。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の販売を行わない棚上備蓄を実施（備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ）。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に21万トン（※）程度買入れ、通常は5年持越米となった段階で、飼料用等として販売。

※ 基本的な買入数量については、従来、毎年20万トン程度としてきたが、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」が平成30年12月30日に発効となったことから、今後は「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量を加えた21万トン程度となる。

基本的な政府備蓄米の運用

原則21万トン程度 × 5年間程度 → 100万トン程度

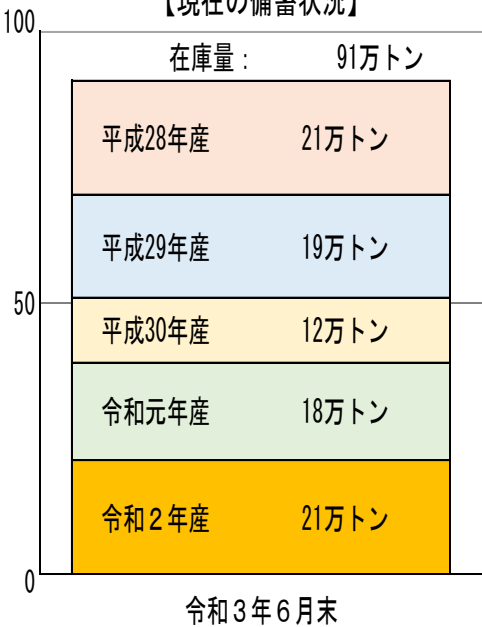


政府備蓄米の現在の在庫状況

【最近の買入数量】

平成28年産	22.5万トン
平成29年産	19万トン
平成30年産	12万トン
令和元年産	18万トン
令和2年産	21万トン
令和3年産	21万トン（予定）

【現在の備蓄状況】



注：ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

東日本大震災を踏まえての災害時に対応した備蓄

精米備蓄事業

《背景》

- 東日本大震災発生後に、被災地から応急食料としての精米の供給要請
- 大消費地である首都圏において一時的に米の品薄状態が発生

《具体的な実施スキーム》

○ 平成24年度から、政府が買い入れる備蓄米の一部を活用して精米（無洗米）形態での備蓄を実施

- 備蓄量：500トン（東日本大震災発生～4月20日までの被災地向け精米供給量に相当）
- 実施主体：政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた民間団体等

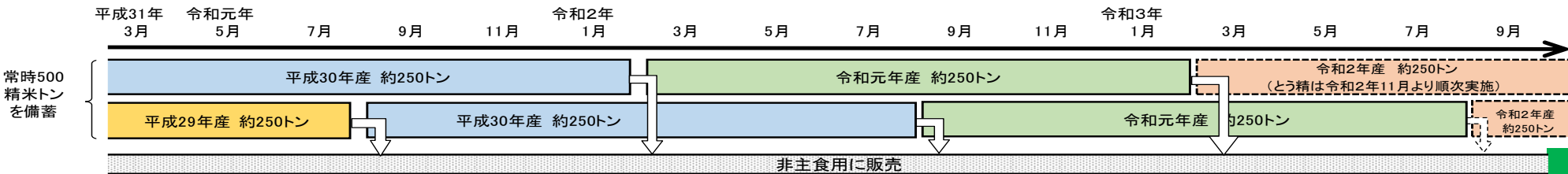
○ 備蓄後一定期間を経過した精米については、非主食として販売（大規模災害が発生した場合は、本来の目的どおりに被災地等に供給）

《対応実績》

- 平成28年4月の「熊本地震」発生を受け、27年産約86トン进行供給

具体的なスケジュール（予定）

（備蓄用精米の切り替えの時期はイメージであり、今後変更となる可能性がある。）



食味等分析試験及び販売実証の結果概要

○ 食味等分析試験の結果概要（平成24年産～平成30年産において実施）

備蓄期間	理化学分析			食味評価	
	水分（％）	脂肪酸度（mg）	濁度（ppm）	基準米との比較による総合評価	主観による絶対評価
基準米	14.3	3.0	12.0	—	—
2ヶ月	14.6	3.2	11.4	-0.1	3.5
4ヶ月	14.3	4.8	14.5	-0.6	2.7
6ヶ月	14.1	5.7	14.6	-0.3	2.8
8ヶ月	14.2	5.3	16.4	-1.1	2.2
10ヶ月	14.3	6.8	17.1	-1.4	2.0
12ヶ月	14.4	7.6	14.9	-1.3	2.0
14ヶ月	14.2	7.6	15.0	-1.4	1.9
16ヶ月	14.2	7.8	13.4	-1.5	2.0
18ヶ月	14.3	8.4	13.9	-1.7	1.8

※1 食味等分析試験（理化学分析及び食味評価）は、分析機関に委託（食味評価（官能試験）は20名のパネリストにより実施）。

※2 精米備蓄を実施した産地品種銘柄の平均（ただし、胚芽の残存が多く見られ、無洗米形態での備蓄可能期間を調べる本試験の試料に適さなかった産地品種銘柄を除く）。

※3 備蓄用精米（無洗米）は、温度15℃以下、湿度60～65％（目安）の低温倉庫で保管。

（参考）・水分は、農産物規格規程における精米（完全精米・一等）の基準が15.0％以下とされている。

・脂肪酸度は、貯蔵期間の経過に伴い上昇することが知られている（特段の基準はなし）。

・無洗米の濁度は、28ppm以下が望ましいとされている（全国無洗米協会の濁度基準による）。

・基準米との比較による総合評価は、基準米を0として、±4の9段階で評価（-1は「わずかに不良」）。

・主観による絶対評価は、「5. 非常においしく食べられる」、「4. おいしく食べられる」、「3. 普通に食べられる」、「2. 少し劣るが食べられる」、「1. 受け入れられない」の5段階で評価。

⇒ 15℃以下で保管した場合、精米後12ヶ月経過しても食味は大幅に低下しないという結果

○ 販売（非主食用への販売）の概要

販売開始	備蓄期間	提示数量（t）	申込数量（t）	落札数量（t）	販売期間
H25年 3月	2ヶ月	102	1,900	102	1ヶ月
H25年 5月	4ヶ月	99	585	99	1ヶ月
H25年 7月	6ヶ月	102	345	102	1ヶ月
	8ヶ月	100	202	100	4ヶ月
H26年 1月	10ヶ月	101	203	101	4ヶ月
	12ヶ月	202	405	202	4ヶ月
H26年 3月	8ヶ月	100	350	100	2ヶ月
H26年 9月	8ヶ月	252			12ヶ月
H27年 2月	13ヶ月	159	1,971	411	7ヶ月
	11ヶ月	101	354	101	7ヶ月
H27年 5月	8ヶ月	258	1,129	258	4ヶ月
H27年 10月	8ヶ月	256	1,786	256	10ヶ月
H28年 2月	9ヶ月	256	1,470	256	5ヶ月
H28年 8月	10ヶ月	255	576	255	1ヶ月
H29年 3月	12ヶ月	170	951	170	1ヶ月
H29年 5月	12ヶ月	258	1,392	258	2ヶ月
H29年 8月	12ヶ月	87	151	87	5ヶ月
H30年 2月	12ヶ月	254	584	254	1ヶ月
H30年 5月	12ヶ月	257	533	257	1ヶ月
H31年 2月	12ヶ月	256	618	256	20ヶ月
R元年 8月	15ヶ月	260	780	260	10ヶ月
R2年 2月	12ヶ月	257	629	175	17ヶ月
R2年 8月	12ヶ月	254	425	181	11ヶ月
R3年 3月	13ヶ月	256	410	109	4ヶ月

⇒販売時期の需給・価格によって、応札意欲や応札価格が影響されている。

福島県における県産米の安全・安心確保への取組

作付制限、吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせることにより安全性を確保

- 除染やカリ施肥による吸収抑制対策を実施
- 福島県では、平成24年産米以降、県全域で全量全袋検査を実施
平成27年産米以降は基準値※超過なし
- 令和2年産米からモニタリング(抽出)検査に移行(旧避難指示区域等を除く)

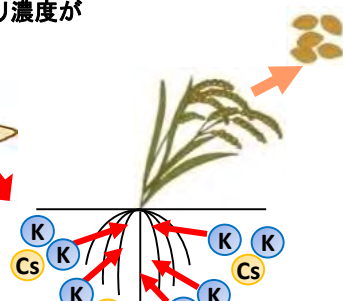
米の全量全袋検査



カリ施肥による稲の吸収抑制対策

土壌中のカリ濃度が
適正な場合

カリ施肥



放射性セシウムの
吸収は抑制される

○全量全袋検査の検査結果

(出典) ふくしまの恵み安全対策協議会 令和3年6月30日現在

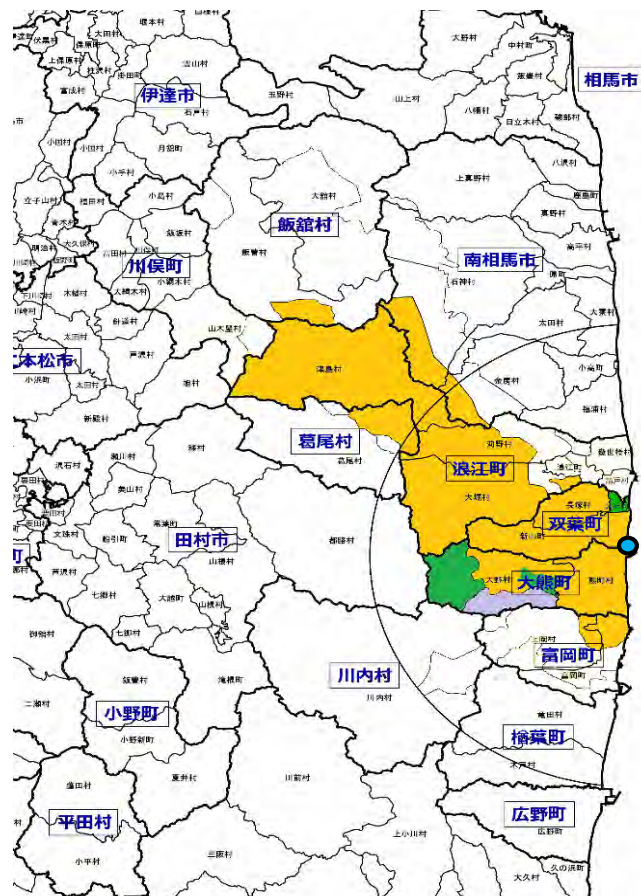
年度	検査点数	基準超過 点数※1	基準値超過 割合(%)※1
平成25年度	11,006,552	28	0.0003
平成26年度	11,014,971	2	0.00002
平成27年度	10,498,720	0	0
平成28年度	10,266,012	0	0
平成29年度	9,976,698	0	0
平成30年度	9,251,056	0	0
令和元年産	9,492,612	0	0
令和2年産※2	320,381	0	0

※1 食品衛生法に基づき、100Bq/kgを基準値

※2 令和2年産については、避難指示区域等のあった12市町村(田村市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村及び川俣町(旧山木屋村))のみの値

令和3年産米の作付制限等の対象地域(令和2年産との比較)

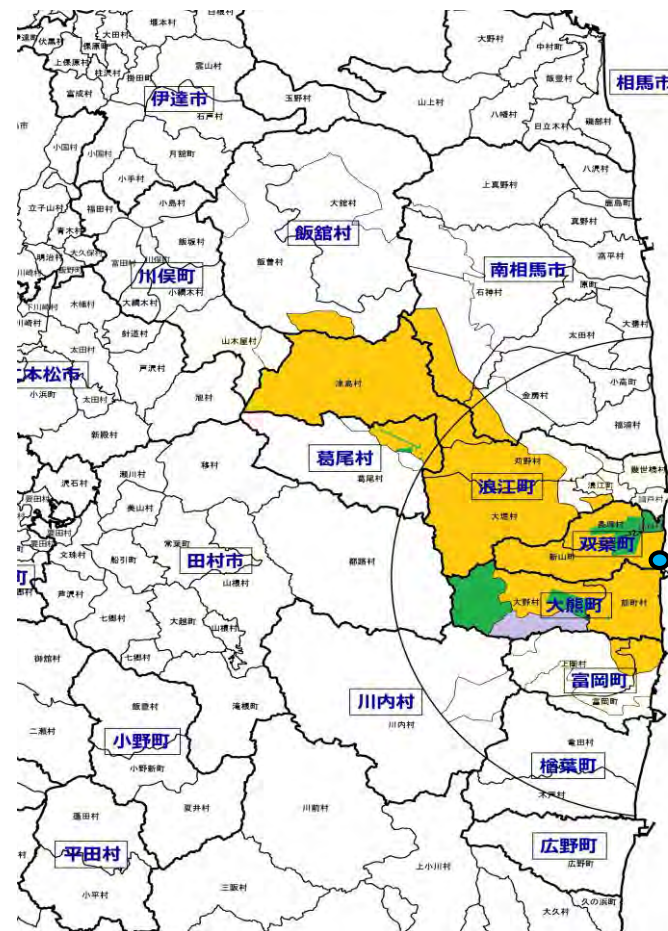
令和2年産米



福島県

拡大

令和3年産米



作付制限

作付・営農は不可。

農地保全・試験栽培

除染後農地の保安全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。

作付再開準備

管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施。

● 福島第一原子力発電所

② 食料・農業・農村基本計画

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

（6）需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

③ 米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換

ア 消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給

国内の米の消費の減少が今後とも見込まれる中、水田活用の直接支払交付金による支援等も活用し水田のフル活用を図るとともに、米政策改革を定着させ、国からの情報提供等も踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が行う需要に応じた生産・販売を着実に推進する。

米の生産については、農地の集積・集約化による分散錯圖の解消や作付の連担化・団地化、多収品種の導入やスマート農業技術等による省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減等を推進し、生産性向上を図る。

また、主食用米については、事前契約・複数年契約などによる安定取引が主流となるよう、その比率を高めながら質を向上させるとともに、中食・外食事業者の仕入状況に関する動向等の情報提供を行うことにより、実需と結びついた生産・販売を一層推進する。

加えて、米飯学校給食の推進・定着や米の機能性など「米と健康」に着目した情報発信、企業と連携した消費拡大運動の継続的展開などを通じて、米消費が多く見込まれる消費者層やインバウンドを含む新たな需要の取り込みを進めることで、米の1人当たり消費量の減少傾向に歯止めをかける。また、拡大する中食・外食等の需要に対応した生産を推進する。

さらに、国内の主食用米の需要が減少する中、「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を通じ、日本産コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大を図るため、産地や輸出事業者と連携して戦略的なプロモーション等を行うとともに、高まる海外ニーズや規制の情報、輸出事例等について産地やメーカー、加工・流通サイドへの情報提供を行い、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成等を推進する。

イ 麦・大豆

麦については、国産麦の購入希望数量が販売予定数量を上回っている状況にあり、大豆についても、健康志向の高まりにより需要が堅調に伸びている。湿害、連作障害、規模拡大による労働負担の増加、気象条件の変化等の低単収要因を克服し、実需の求める量・品質・価格の安定を実現して更なる需要の拡大を図る必要がある。

このため、「麦・大豆増産プロジェクト」を設置し、実需者の求める量・品質・価格に着実に応えるため食品産業との連携強化を図るとともに、作付の連担化・団地化やスマート農業による生産性向上等を通じたコストの低減、基盤整備による水田の汎用化、排水対策の更なる強化、耐病性・加工適性等に優れた新品種の開発・導入、収量向上に資する土づくり、農家自らがスマートフォン等で低単収要因を分析しては場に合わせた単収改善に取り組むことができるソフトの普及等を推進する。

ウ 高収益作物への転換

国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進する。これにより、野菜や果樹等の高収益作物への転換を図り、輸入品が一定の割合を占めている加工・業務用野菜の国産シェアを奪還するとともに、青果物の更なる輸出拡大を図る。

エ 米粉用米・飼料用米

米粉用米については、ノングルテン米粉第三者認証制度や米粉の用途別基準の活用、ピューレ等の新たな米粉製品の開発・普及により国内需要が高まっており、引き続き需要拡大を推進するとともに、加工コストの低減や海外のグルテンフリー市場に向けて輸出拡大を図っていく。また、実需者の求める安定的な供給に応えるため、生産と実需の複数年契約による長期安定的な取引の拡大等を推進する。

飼料用米については、地域に応じた省力・多収栽培技術の確立・普及を通じた生産コストの低減を実現するとともに、バラ出荷等による流通コストの低減、耕畜連携の推進、飼料用米を給餌した畜産物のブランド化に取り組む。また、近年の飼料用米の作付けの動向を踏まえ、実需者である飼料業界等が求める米需要に応えられるよう、生産拡大を進めることとし、生産と実需の複数年契約による長期安定的な取引の拡大等を推進する。

オ 米・麦・大豆等の流通

米・麦・大豆等生産者と消費者双方がメリットを享受し、効率的・安定的に消費者まで届ける流通構造を確立するため、「農業競争力強化支援法」（平成29年法律第35号）及び「農業競争力強化プログラム」（平成28年11月農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、米卸売業者などの中間流通の抜本的な合理化を推進するとともに、統一規格の輸送資材や関連機材の導入、複数年事業者や他品目との配送の共同化等による物流効率化を推進する。

食料・農業・農村基本計画：令和12年度における食料消費の見通し及び生産努力目標（米部分抜粋）

【令和2年3月31日閣議決定】

	食料消費の見通し		生産努力目標 (万トン)		克服すべき課題
	国内消費仕向量(万トン) 〔1人・1年当たり消費量 (kg/人・年)〕				
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	
米	845 (54)	797 (51)	821	806	○事前契約・複数年契約などによる実需と結びついた生産・販売 ○農地の集積・集約化による分散錯圃の解消・連坦化の推進 ○多収品種やスマート農業技術等による多収・省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減
米 米粉用米・飼料用米を除く	799 (54)	714 (50)	775	723	○食の簡便化志向、健康志向等の消費者ニーズや中食・外食等のニーズへの対応に加え、インバウンドを含む新たな需要の取り込み ○コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成
米粉用米	2.8 (0.2)	13 (0.9)	2.8	13	○大規模製造ラインに適した技術やアルファ化米粉等新たな加工法を用いた米粉製品の開発による加工コストの低減 ○国内産米粉や米粉加工品の特徴を活かした輸出の拡大
飼料用米	43 (一)	70 (一)	43	70	○飼料用米を活用した畜産物のブランド化と実需者・消費者への認知度向上・理解醸成及び新たな販路開拓 ○バラ出荷やストックポイントの整備等による流通段階でのバラ化経費の削減や輸送経路の効率化等、流通コストの低減 ○単収の大幅な増加による生産の効率化

注1：国内消費仕向量は、1人・1年当たり消費量に人口（平成30年度 1億2,644万人、令和12年度（推計） 1億1,913万人）を乗じ、これに減耗量（米ぬかなど）等を加えたものである。
注2：政策の実施に当たっては、食料消費の見通しや生産努力目標を見据えつつ、その時々の中内外の需要や消費動向の変化等に臨機応変に対応し、国内生産の維持・増大と農業者の所得向上を実現していくものとする。

<参考データ>

品目	10a当たり収量		作付面積		品目別自給率	
	(単位：kg)		(単位：万ha)		(単位：%)	
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度
米 (米粉用米、飼料用米を除く)	532	547	147	132	97	98
米粉用米	523	584	0.5	2.3		
飼料用米	538	720	8.0	9.7		

注：平成30年度の米（米粉用米・飼料用米を除く）の10a当たり収量は、作物統計における水稻（米粉用米を含み、飼料用米を除く）の値であり、平年収量を用いている。
米粉用米、飼料用米、小麦、大麦・はだか麦及び大豆の平成30年度の10a当たり収量の実績は平均収量である。

③ 需要に応じた生産の推進に向けた施策等

令和3年産米の需要に応じた生産・販売に向けて(令和2年12月21日農林水産大臣談話)

米の生産については、平成30年産から生産数量目標の配分を廃止し、需要に応じた生産・販売を推進してきました。

今後も人口減少等により、残念ながら国内需要の減退が続くと見込まれる中で、令和2年産の需給については、需要減少に見合った作付面積の削減が進まず、さらに新型コロナウイルス感染症の影響等による消費減退も加わり、在庫の過剰に直面しています。

需給と価格の安定を図るためには、令和3年産の主食用米について、全国で過去最大規模の6.7万ha（平年作ベースの生産量に換算すると36万トン）もの作付転換が必要です。これが実現できなければ、需給と価格の安定が崩れ、危機的な状況に陥りかねません。まさに正念場を迎えています。

令和2年度第3次補正予算と本日閣議決定された令和3年度当初予算で3,400億円に及ぶ大規模な予算を計上し、令和3年産の水田フル活用に必要な施策を盛り込みました。その中で、輸出等の新市場の開拓や、近年、需要が高まりつつある国産麦・大豆、加工・業務用野菜等の高収益作物、加工用米の生産拡大などを支援してまいります。また、自然災害が頻発する中でも飼料用米に安心して取り組める環境を整備することとしています。

また、コロナ禍の対策として措置した事業も活用した米の消費拡大や、主食用米の長期計画的な販売といった取組にさらに力を入れていくことも欠かせません。政府としても引き続き関係者と連携して必要な対策を推進していく所存です。

産地や農家・生産法人、都道府県・市町村、集出荷業者、流通・販売事業者など全ての関係の皆様におかれましては、今こそ一丸となって、オールジャパンで、今回措置する施策を最大限活用し、需要に応じた米の生産・販売に積極的に取り組んでいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

主食用米はもとより、新市場開拓用米、麦・大豆、高収益作物や、加工用米、飼料用米など、いずれも需要に応じた生産・販売が原点であり、国民への食料の安定供給、食料自給率・自給力の向上には不可欠な要素です。

全国各地で関係者が創意工夫を行い、水田農業における所得の向上と地域の発展が実現されるよう、国としても環境整備に全力で取り組んでまいります。

各県における「生産の目安」の設定状況

- ・ 昨年12月以降、各県において「生産の目安」を順次設定。
- ・ 各県農業再生協議会等において、国の需給見通しや産地の需要動向等を踏まえて主体的に作成。
- ・ 主産県に対しては、令和3年度水田農業関連対策や直近の在庫状況等を踏まえ、見直しが必要かどうかを含めて、関係者間で十分な検討を促したところ。

【各県の設定の考え方】

（１）国の基本指針における生産量の見通し等を踏まえて算出（25県）

- ① 国の基本指針における生産量の見通しに29年産までの各県別の生産数量目標の県シェア等乗じるなどして算出（17県）

岩手県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、新潟県、富山県、山梨県、岐阜県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

- ② 国の基本指針における生産量の見通しの対前年減少率を前年目安に乗じるなどして算出（5県）
栃木県、群馬県、石川県、長野県、岡山県

- ③ ①に新たな需要増加分、在庫増加分等を加味して算出（3県）
宮城県、秋田県、山形県

（２）地域協議会による需要動向の積上げや独自の需要見込み等により算出（18県）

北海道、青森県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、鳥取県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県

※ 東京都、神奈川県、大阪府及び島根県は目安等を作成していない。

主産県(12道県)における「生産の目安」の設定状況 ①

	設定の考え方
北海道	「生産の目安」(公表日2020/12/15) ○ 北海道の令和3年産の主食用米の生産の目安は、数量の目安として52万7,639トン、面積の目安として9万5,881haと設定。 ○ 非主食用米を含む北海道米の需要者に対する安定供給と価格の安定を図るため、国による主食用米の需給見通し、農業団体等による販売計画、産地の作付意向、北海道米の需要量などを踏まえて、2年産の面積の目安から1.6%減で設定。
青森	「生産数量目標」(公表日2020/12/14) ○ 令和3年産米の生産数量 221,334トン 青森県「需要に応じた米の生産調整」に関する要領(平成29年9月制定)に基づき、各地域農業再生協議会、各農業協同組合及び青森県米穀集荷協同組合の傘下業者から青森県農業再生協議会に報告のあった地域ごとの生産計画数量の計を地域農業再生協議会別生産数量目標とし、その合計を県の生産数量目標とした。
岩手	「生産目安」(公表日2020/11/19) ○ 県全体の生産目安 252,945トン(面積換算46,961ha) ※「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」(R2.11 公表:農林水産省)の需給見通しと平成30年産および令和元年産の主食用米の平均収穫量が全国収穫量に占める岩手県シェアにより算定
宮城	「生産の目安」(公表日2020/11/24) (1) 県の基本数量(A) 国が示す全国の需給見通し(主食用米等生産量)に、県産米シェアを乗じた数量を「県の基本数量」とする。 県産米シェアは、直近5カ年の需要実績シェアの5中3平均値から算出した4.7719・・・%とする。 (2) 事前契約の積み上げ(B) 地域農業再生協議会等から報告された「生産計画」を基に、R3年産の事前契約数量を集計し、新たな需要として増加した数量については、「県の基本数量」に積み上げる。 (3) 過剰在庫の解消(C) 過剰在庫が生じた場合や翌年産で過剰在庫が見込まれる場合は、解消の措置をとる。 (4) 県の「生産の目安」の算定 県の基本数量に事前契約の積み上げ、過剰在庫を勘案し、県全体の「生産の目安」を算定する。 【算定方法】 $ \begin{array}{rclclclcl} \text{全国の主食用米等生産量} & \times & \text{県産米シェア} & \Rightarrow & \text{県の基本数量(A)} & + & \text{事前契約の積み上げ(B)} & - & \text{過剰在庫(C)} & = & \text{「生産の目安」} \\ 693\text{万トン} & & 4.7719\cdots\% & & 330,694\text{トン} & & 16,284\text{トン} & & 9,845\text{トン} & & 337,133\text{トン} \\ & & & & & & & & & & (62,538\text{ha}) \end{array} $

主産県(12道県)における「生産の目安」の設定状況 ②

	設定の考え方
秋 田	「生産の目安」(公表日2020/11/6) ○ 県全体の「生産の目安」 「全国生産量(693万トン)と県産米シェアから算出した数値」と「県産米需給動向と適正在庫量から算出した数値」の中間値で設定。 令和3年産「生産の目安」 390,000トン (面積換算 67,826ha)
山 形	「生産の目安」(公表日2020/11/27) ○ 県段階の「生産の目安」 ① 数量 693万t(令和3年産主食用米等生産量)×0.0473…(全国の需要実績に占める県産米のシェア+2,400t(需要量増加分)+3,239t(シェア持ち直し分)⇒333,500t(前年▲7,500t) ② 面積換算値 333,500トン÷598kg/10a(令和2年産水稻の10a当たり平均収量)⇒55,769ha(前年▲1,446ha)
福 島	「生産数量(面積)の目安」(公表日2020/12/1) ○ 令和元年産米の状況は、契約・販売進捗の停滞、需要量の減少、結果として6月末在庫の増加等、他県と比較して取り巻く需給環境は悪化している状況にあり、これらを総合的に表しているのは需要量と判断。この考え方にもとづき県全体の生産数量の目安(面積)は需要量の動向にもとづき設定するとの方針を整理。 ○ 具体的な県全体の「生産数量(面積)の目安」の設定 令和3年産米の全国必要生産量693万tに福島県の過去6中4の需要量の全体需要量に対するウェイトを乗じ、平均単収で除した水準として、55,700haに設定。 ○ 地域農業再生協議会別の「生産数量(面積)の目安」の設定 全地域農業再生協議会に令和3年産米の主食用米の面積希望調査を実施し、以下により算定。 ① 県全体の目安から被災12市町村調整用として、200haを除外。 ② 令和2年産主食用米作付面積が200ha未満の地域協議会は、希望通り配置。 ③ 令和2年産実績と令和2年産目安のうち小さい方をウェイトとして、①と②を引いた残りの面積を按分。 ④ 被災12市町村は、③の按分結果と希望面積を勘案しながら200haの中で調整。
茨 城	「生産数量目標に相当する数値」(公表日2020/12/10) (1) 生産数量目標に相当する数値(以下、目安)の算出方法 令和3年産米の目安は、全国の主食用米等生産量の見通しの693万トンに、過去5年間(平成27年～令和元年産)の全国の需要実績に対する本県シェアを乗じた数量を基本とする。また、令和2年産米の茨城県の平均収量(524kg/10a)で除し、面積換算値を設定する。 (2) 目安の算出に用いる本県シェアの考え方 平成27年～令和元年産においては、国が生産目標数量の算出に用いてきた固定シェア4.49%により算出してきた。しかし、直近5年間の需要実績に基づくシェア(H27～R元の平均:4.82%)と乖離があることから、この差を令和2～6年産までの5年間で段階的に補正することとしており、令和3年産においては4.63%を目安の算出に用いる。 【本県実績シェア】 $4.82\% = \text{H27} \sim \text{R元 本県の需要実績の平均値 } 357,733\text{トン} / \text{H27} \sim \text{R元 全国の需要実績の平均値 } 7,416,909\text{トン} \times 100$ 【R3補正分シェア】 $0.07\% = (\text{本県実績シェア } 4.82\% - \text{前年度の算出シェア } 4.56\%) / \text{シェア補正残り年数 } 4\text{年}$ 【本県の令和3年産米の目安】 全国の主食用米等の生産量の見通し693万トン×4.63%＝320,859トン(61,233ha)

主産県(12道県)における「生産の目安」の設定状況 ③

	設定の考え方
栃 木	「作付参考値」(公表日2020/12/23) 令和3年産主食用米においても、令和2年産主食用米と同様に、作付参考値を提示する。 県及び市町別作付参考値の算定方法については、国の提示する3年産生産量の対前年比(A)により算定する。 県作付参考値(ha) = 令和2年産県作付参考値数量換算値 × A / 県平均単収 市町別作付参考値(ha) = 令和2年産各市町作付参考値数量換算値 × A / 各市町平均単収(※) ※ 直近7か年のデータで最高値と最低値を除いた5か年分の平均を用いることとする。 (参考)県作付参考値:51,041ha(前年より▲1,768ha)(数量換算値:275,622t(前年より▲9,545t))
千 葉	「生産目安」(公表日2020/11/24) 国は、令和3年産の主食用米の適正生産量について、令和2年産よりも大幅に少ない693万トンと提示したところである。 これを踏まえ、千葉県農業再生協議会が設定する本県の令和3年産米の生産目安は、全国の適正生産量693万トンに本県産米の需要実績シェア4.0410%を乗じた280,041トン(51,478ha)とする。
新 潟	「生産目標」(公表日2020/12/25) 国は、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」で全国の需給見通しとして、令和3年産主食用米等生産量を2年産よりも30万トン少ない693万トンと示した。 本県においても、民間在庫が積み上がっている中、需要減にしっかり対応した生産目標とする必要があることから、全国需要における本県の需要シェア(過去5年平均)を693万トンに乘じ、県生産目標を52万トン、面積換算で95,500haと設定。
富 山	「生産目標」(公表日2020/12/7) ○ 全国の令和3年産米の生産量の目安は、新型コロナウイルス感染症の影響等による需要量の減少も考慮し、693万トン、対前年24万トン減(▲3.3%)とされた。 ○ 本県では、①全国の生産量の目安(▲3.3%)を踏まえつつ、②本県産米の需要量シェアを考慮し、県段階の生産目標を177,632トン(前年▲2.2%)、面積換算で32,700ha(前年▲900ha、▲2.7%)とする。

令和2/3年及び令和3/4年の主食用米等の需給見通し(令和3年2月公表 基本指針)と対応方向

令和2/3年の主食用米等の需給見通し

(単位:万トン)

令和2年6月末民間在庫量	A	200
令和2年産主食用米等生産量	B	723 (作況100:729)
令和2/3年主食用米等供給量計	C=A+B	922
令和2/3年主食用米等需要量	D	711 ~ 716
令和3年6月末民間在庫量	E=C-D	207 ~ 212

注1: 令和2/3年主食用米等需要量は、新型コロナウイルス感染症の状況や価格動向等によって、今後、変動する可能性がある。

注2: ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

- 令和2年産の調整保管を実施（JA系統：20万トン実施予定）。
→ 米穀周年供給・需要拡大支援事業を拡充。

- 需要の減少と需要を超えた生産の結果、令和3年6月末民間在庫量は、207～212万トンまで増加。



- 令和3年産の作付面積を6.7万ha（生産量36万トンに相当）転換する必要。
→ 水田活用関連予算を拡充。



令和3/4年の主食用米等の需給見通し

(単位:万トン)

令和3年6月末民間在庫量	E	207 ~ 212
令和3年産主食用米等生産量	F	693
令和3/4年主食用米等供給量計	G=E+F	900 ~ 905
令和3/4年主食用米等需要量	H	705
令和4年6月末民間在庫量	I=G-H	195 ~ 200

注: ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

- 令和4年6月末民間在庫量は、195～200万トンの水準に回復。

- 新型コロナウイルス感染症の影響等による需要減少（推計）：約9万トン（令和2年3月～令和3年6月）
→ 販売促進対策を実施。

水田農業の生産振興対策

< 水田活用の直接支払交付金 > 【当初：3,050億円】

1. 戦略作物助成

- 水田を活用して、麦、大豆、飼料用米等を生産する農業者を支援。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a
WC S用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

※1 飼料用とうもろこしを含む

※2 標準単収以上の収量が確定した者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援

2. 産地交付金

- 各都道府県に資金枠を配分し、地域の裁量で「水田収益力強化ビジョン」において対象作物や単価等を設定。下表の取組等に応じて配分額を加算。

加算内容	配分単価	加算内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約※3	1.2万円/10a	転換作物拡大加算※4	1.5万円/10a
そば、なたねの作付	2.0万円/10a	高収益作物等※5拡大加算※4	3.5万円/10a
新市場開拓用米の作付	2.0万円/10a		

※3 3年以上の契約

※4 地域農業再生協議会単位で算定

※5 高収益作物（野菜、果樹等）、加工用米、新市場開拓用米、飼料用とうもろこし

3. 水田農業高収益化推進助成

- 「水田農業高収益化推進計画」に基づく、水田での高収益作物への転換等を支援。

支援内容	交付単価
高収益作物の新たな導入	2.0万円/10a（3.0万円※6/10a）×5年間
高収益作物による畑地化※7	17.5万円/10a
子実用とうもろこしの作付	1.0万円/10a

※6 加工・業務用野菜等の場合

※7 R5年度までの時限措置とし、その他の転換作物に係る畑地化も同様の単価で支援

4. 都道府県連携型助成

- 都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、当該支援の対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：5千円/10a）で国が追加的に支援。

< 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業 > 【補正：290億円】

1. 実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援

- 産地と実需者が連携して輸出や加工等に取り組むプランに位置付けられた農業者が、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる低コスト生産等に取り組む場合に、取組面積に応じて支援
 - 交付単価：4万円/10a
 - 対象品目：令和3年産（基幹作）の新市場開拓用米、加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆
- ※ 申請内容を踏まえて審査の上、予算の範囲内で支援対象が決定される補助事業
- ※ 本事業で支援を受けた水田の面積については、R3年度の水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、麦・大豆）及び産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除外
- ※ 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要
- ※ 本事業は農業経営基盤強化準備金制度の対象外

2. 需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援

- プランに位置付けられた実需者が、輸出等の需要に応じた加工品の生産体制の強化や国産原材料への切替えのために必要となる機械・施設の整備を支援
 - 補助率：1/2以内

< 麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト > 【当初：1億円】
【補正：60億円】

1. 水田麦・大豆産地生産性向上事業

- 水田麦・大豆産地が、団地化・生産性の向上に向け、「麦・大豆産地生産性向上計画」を作成して行う以下の取組を支援。
 - ・団地化の推進 地域の話し合い、ほ場の簡易な改修・点検等の経費を支援（面積に応じた上限額の範囲で実費を定額支援）
 - ・営農技術等の導入 生産性向上や需要に応じた生産に向けた栽培技術の導入、品種転換等を支援（定額：技術に応じて1.5万円/10a以内）
 - ・機械・施設の導入 生産性向上に必要な機械・施設の導入を支援（1/2以内）

2. 需要に応える安定供給体制の整備

- （1）麦・大豆保管施設整備事業
国産麦・大豆の安定供給に向けた保管施設の整備を支援（1/2以内）
- （2）麦類供給円滑化推進事業
国産麦の供給円滑化に向け産地・実需の一時保管経費等を支援（定額、1/2以内）
- （3）麦類利用拡大推進事業
国産麦の商品開発、マッチング等を支援（定額、1/2以内）

国産農産物等の販売促進対策

- 新型コロナの影響で販路を失った生産者、加工業者等の販売促進・販路の多様化等の取組を支援
【補正：250億円】

経営所得安定対策

畑作物の直接支払交付金
（ゲタ対策） 【所要額：1,986億円】米・畑作物の収入減少影響緩和交付金
（ナラシ対策） 【所要額：655億円】

<対策のポイント>

米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着等**を支援します。また、**都道府県が転換拡大を独自に支援する場合に、国が追加的に支援**します。

<政策目標>

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万トン、米粉用米：13万トン〔令和12年度まで〕）
- 飼料自給率の向上（34%〔令和12年度まで〕）
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減〔令和7年度まで〕
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、二毛作や耕畜連携を含め、**地域の裁量で産地づくりに向けた取組**を支援します。

3. 水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、**高収益作物の導入・定着等**を図る取組を支援※1します。

※国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組と併せて、水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進。

4. 都道府県連携型助成

都道府県が**転換拡大に取り組む生産者を独自に支援する場合に、国が追加的に支援**します。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

<事業の流れ>

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ

農業再生協議会等

申請

国

交付

農業者

【お問い合わせ先】農産局企画課（03-3597-0191）

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

※1：飼料用とうもろこしを含む

※2：標準単収以上の収量が確保した者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援

産地交付金

- 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会毎に「水田収益力強化ビジョン」において支援内容（対象作物や単価等）を設定（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。
- また、「転換作物拡大計画」に基づき、地域農業再生協議会毎の拡大面積に応じて以下を年度当初に配分。

① 転換作物拡大加算（1.5万円/10a）

主食用米が減少し、転換作物の面積が前年度より拡大した場合。

② 高収益作物等拡大加算（3.5万円/10a）

主食用米が減少し、高収益作物等※4の面積が前年度より拡大した場合。

- さらに、当年産の以下の取組に応じて追加配分。

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約（3年以上の契約）	1.2万円/10a
そば・なたね、新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a

水田農業高収益化推進助成

- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援。

① 高収益作物定着促進支援（2.0（3.0※5）万円/10a×5年間）

高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）

② 高収益作物畑地化支援（17.5万円/10a）

高収益作物による畑地化の取組を支援※6。

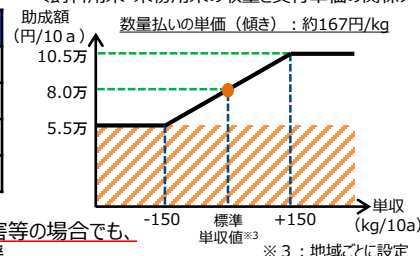
③ 子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）

子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

都道府県連携型助成

- 都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、当該支援の対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、**都道府県の支援単価と同額（上限：5千円/10a）で国が追加的に支援**。

<飼料用米・米粉用米の収量と交付単価の関係>



※4：高収益作物等；
高収益作物（園芸作物等）、
新市場開拓用米、加工用米、
飼料用とうもろこし

※5：加工・業務用野菜等の場合

※6：R5年度までの時限措置とし、
その他の転換作物に係る畑地化も
同様の単価で支援

令和3年度における水田活用の直接支払交付金の見直し全体像

【 令和 2 年度 】

①高収益作物等拡大加算 (3.0万円/10a)

- ・地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、高収益作物等の面積が前年度より拡大した場合に、その面積に応じて、年度当初に産地交付金を配分。

②水田農業高収益化推進助成

(高収益作物：2.0万円/10a×5年間、畑地化：10.5万円/10a)

- ・都道府県が策定する「水田農業高収益化推進計画」に基づき、高収益作物を導入する産地を支援。

③産地交付金の県枠

- ・県が支援内容を設定する産地交付金の県枠の割合を、1.5割以上とし、重点品目の単価を上乘せ。

④交付金の代理受領

- ・ブロックローテーションの維持等の場合に限定して、代表農業者等が交付金の代理受領が可能。

【 令和 3 年度 】

①高収益作物等※¹拡大加算 (3.5万円/10a)

- ・高収益作物、新市場開拓用米、加工用米等への転換拡大を後押しするため、**加算単価を増額**して支援。**(拡充)**
※¹：高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

②水田農業高収益化推進助成

(高収益作物：2.0(3.0※²)万円/10a×5年間、畑地化：17.5万円/10a)

- ・加工・業務用野菜等の導入や排水対策等による生産性向上を**加速化**するため、**助成単価を増額**して支援。**(拡充)**
※²：加工・業務用野菜等の場合

③都道府県単独事業への国による追加支援（都道府県連携型助成）

- ・都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、**(新設)**当該支援の対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：5千円/10a）で国が追加的に支援。

④飼料用米等の数量払いにおける自然災害等の特例措置

- ・標準単収以上の収量が**確実**だった者には、自然災害等の場合でも、**(拡充)**特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援。

⑤産地交付金の県枠の拡大

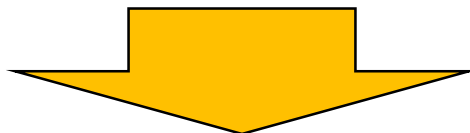
- ・産地交付金の県枠について、**地域の実情にも配慮しつつ、(運用見直し)**原則として**2割以上**に拡大。

⑥交付金の代理受領の対象拡大

- ・農業者から委任を受けた集出荷業者等が、産地単位でのまとまった**作付転換の取組**を推進する場合にも代理受領を可能に。**(運用見直し)**

これまでの経緯

- 令和3年産の作付転換については、昨年12月に関連対策を決定して以降、営農計画書等の提出期限である6月末に向けて、約半年間にわたり、全国各地で取組を推進してきたところ。
- 本年4月末時点で約3.7万haの作付転換がすでに見込まれており、その後も各産地で転換が見込まれている状況。
- 一方、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、集落等での話し合いが円滑に実施できず、関連する手続きについても遅延等が生じている地域農業再生協議会もあるところ。



対応方針

- 営農計画書等の提出期限については、要領の規定^{※1}どおり、6月30日とする。
- したがって、水田活用の直接支払交付金等を申請する場合は、6月30日までに営農計画書等を提出する必要。

ただし、地域農業再生協議会から、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、関連する手続きについても遅延等が生じている等の申し出があった場合において、その理由がやむを得ないものと認められる時は、提出期限以降の申請内容の修正等は認める。^{※2}

※1: 需要に応じた生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3857号農林水産省生産局長通知)等。

※2: 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う令和3年産米に係る需要に応じた生産・販売に関する要領の取組計画書等の提出について(令和3年6月22日付け農林水産省政策統括官付穀物課長通知)。

水田農業の高収益化の推進

<対策のポイント>

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進します。**

<政策目標>

水田における高収益作物の産地を500創設〔令和7年度まで〕

<事業の全体像>

水田農業高収益化推進計画（都道府県）

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割（国と同様のプロジェクトチームの構築）
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク等

策定・提出

承認・支援

支援

支援後も計画の実現をフォローアップ

計画策定に向けた支援

- ・産地の合意形成、品目の選定や出荷先の確保等の「推進計画」の策定・改定に資する取組を支援
 - 【1: 時代を拓く園芸産地づくり支援事業のうち水田農業高収益作物導入推進事業(10億円の内数)
 - 【2: 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進(9億円の内数)

水田農業高収益化推進プロジェクト（国）

技術・機械等の導入支援

- ・「推進計画」に位置付けられた産地における園芸作物及び子実用とうもろこしの本格導入を優先採択で支援
 - ①栽培技術の実証、作柄安定技術の導入、機械等のリース導入等を支援
 - 【1: 時代を拓く園芸産地づくり支援事業(10億円の内数)
 - 【2: 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進(9億円の内数)
 - ②産地・担い手の発展の状況に応じた農業用機械・施設の導入を支援
 - 【3: 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ、地域担い手育成支援タイプ(優先枠: 162億円の内数)】
- ・水田への果樹の新植や、省力樹形・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地の形成等を優先採択で支援
 - 【4: 果樹農業生産力増強総合対策(51億円の内数)等】

経営転換のインセンティブ付与

※1 高収益作物：園芸作物等

- ・「推進計画」に位置付けられた産地における高収益作物※1の導入・定着を図る取組等を支援
 - ①高収益作物定着促進支援（2.0（3.0※2）万円/10a×5年間）：新たな導入面積に応じて支援（②とセット）
 - ②高収益作物畑地化支援（17.5万円※3/10a・1回限り）：高収益作物による畑地化の取組を支援
 - ※2 加工・業務用野菜等の場合
 - ※3 R5年度までの時限措置
 - ③子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）：作付面積に応じて支援
 - 【5: 水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成(3,050億円の内数)】

生産基盤の整備

- ・「推進計画」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた畑地化・汎用化等を支援
 - ①「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
 - 【6: 農業競争力強化基盤整備事業(3,333億円の内数)、7: 農地耕作条件改善事業(248億円)等】
 - ②一定割合以上の高収益作物の導入を行う場合に、農業者の費用負担を軽減
 - 【6: 農業競争力強化基盤整備事業(3,333億円の内数)等】

[お問い合わせ先]

※プロジェクトの窓口を担当

- 農産局果樹・茶グループ (03-6744-2113) (1・3・4の事業)
- 畜産局飼料課 (03-3502-5993) (2の事業)
- 経営局経営政策課 (03-6744-2148) (3の事業)
- 農産局企画課※ (03-3597-0191) (5の事業)
- 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208) (6・7の事業)
- 水資源課 (03-3602-6246) (6の事業)

＜対策のポイント＞

水田農業を輸出や加工品原材料等の新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新（リノベーション）するため、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆について、産地と実需者の連携に基づいた、**実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組、需要の創出・拡大のための製造機械・施設等の導入を支援**します。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた米や高収益作物等を生産する産地の育成・強化

＜事業の内容＞

1. 実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援 27,000百万円

水田リノベーション産地・実需協働プラン（右記参照）に参画する生産者が、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる**低コスト生産等に取り組む場合に、取組面積に応じて支援**します。

【交付単価】4万円/10a

【対象品目】令和3年産（基幹作）の新市場開拓用米、加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆

- ※1 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※2 高収益作物及び麦・大豆については、加工等の用途指定があります。
- ※3 本支援の対象となった面積は、令和3年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米：2万円/10a、麦・大豆：3.5万円/10a）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米：2万円/10a）の対象面積から除きます。

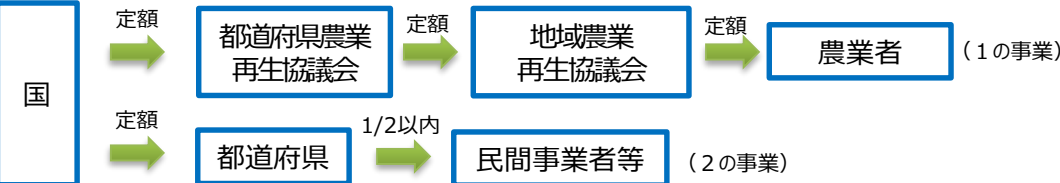
2. 需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援 2,000百万円

プランに参画する実需者が、輸出等の需要に応じた**加工品の生産体制の強化や国産原材料への切替えのために必要となる機械・施設の整備を支援**します。

（補助率：1/2以内）

- ※ 農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）又はコメ海外市場拡大戦略プロジェクト（KKP）に加入していることを要件とします。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【水田リノベーション産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆について、新たな需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援

新市場開拓用米、加工用米	高収益作物	麦・大豆
低コスト生産	植物検疫等に対応した生産	単収の高位安定化
[例] 直播栽培	フェロモントラップの設置	土壌診断

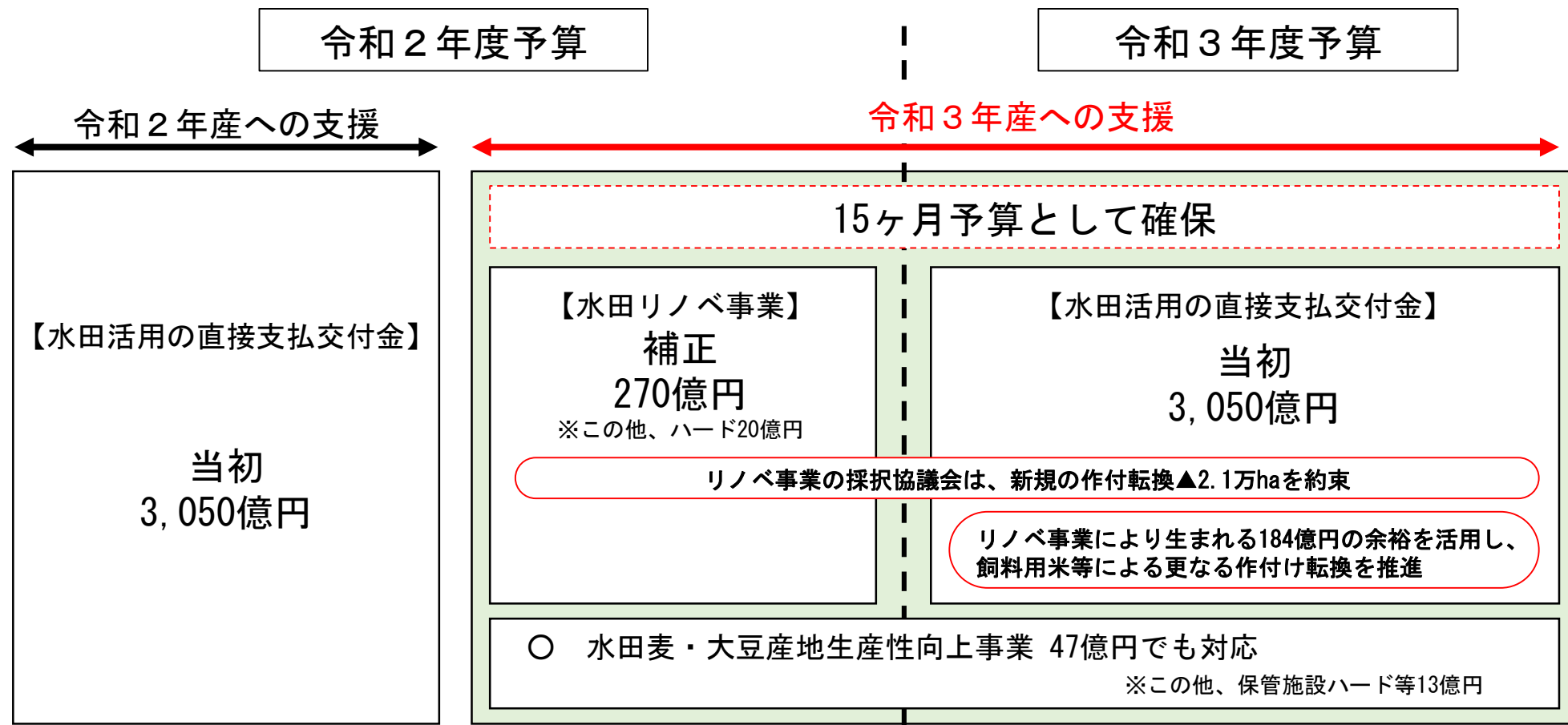
需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援

[例] 輸出向けパックご飯の製造ライン増設	冷凍野菜製造ラインを国産野菜仕様に切り替える改修	輸出向け集荷・貯蔵施設の整備

[お問い合わせ先] 農産局穀物課 (03-6744-2108)

令和3年産における作付転換への支援について

○ 過去最大規模（▲6.7万ha）の作付転換に対応するため、令和3年度当初予算（水田活用の直接支払交付金）と令和2年度補正予算（水田リノベーション事業（前倒し対策）等）を合わせて確保。



6.7万haの新規の作付転換に対応

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業 採択結果について

- 水田リノベーション事業について、3月5日までの期日にて要望調査を実施したところ。
農業者に対する低コスト生産等の取組支援（予算額270億円、支援単価4万円/10a）に対して、
総計466億円の要望があった。
- 本事業は、低コスト生産等の取組面積・割合や主食用米の削減面積・割合等に応じたポイント付け
を行い、品目毎・地域協議会毎にポイントの高い順に採択する補助事業。
この方法に基づいて審査した結果、採択は以下の内容となった。

<対象品目毎の採択額・採択率>

対象品目	新市場 開拓用米	高収益 作物	加工用米	麦	大豆	計
採択 見込み額	19億円	10億円	93億円	94億円	53億円	269億円
採択率	100%	100%	68%	45%	59%	58%

【採択審査における評価指標】

- ①『低コスト生産等の取組面積』
又は『令和2年度の作付面積に対する
低コスト生産等の取組面積の割合』
- ②『令和2年産から令和3年産に向けて
主食用米の作付を削減する面積』
又は『削減する面積の割合』
- ③『輸出構想の有無』

要望が品目毎の優先枠20億円の
範囲内のため、全ての要望につ
いて採択

地域でまとまって低コスト生産等の取組を行い、かつ令和3年産の
主食用米の作付面積を削減する地域協議会から採択

採択から漏れた地域協議会については、水田活用の直接支払交付金（加工用米：2万円/10a、
麦・大豆：3.5万円/10a）による支援を行うほか、補正予算の水田麦・大豆産地生産性向上事業
（導入技術に応じて最大1.5万円/10a 等）の要件を満たす産地には、本事業の活用を働きかけ

<対策のポイント>

麦・大豆の需要を捉えた生産拡大により国産シェアを拡大するため、作付の団地化等の推進と営農技術の導入等による産地の生産体制の強化・生産の効率化を推進します。あわせて、作柄変動の大きい国産の供給力を安定させるため、民間保管施設の整備や一時保管により安定供給体制を確立します。

<事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]

- 小麦生産量の増加（76万トン→108万トン）
- 大麦・はだか麦生産量の増加（17万トン→23万トン）
- 大豆生産量の増加（21万トン→34万トン）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 麦・大豆等水田農業の生産体制強化

水田麦・大豆産地生産性向上事業 100（－）百万円
【令和2年度第3次補正予算】4,682百万円

団地化の推進と営農技術の新規導入により、生産性の向上を図る先進的な麦・大豆産地の取組に対し、ソフト・ハード両面から支援します。

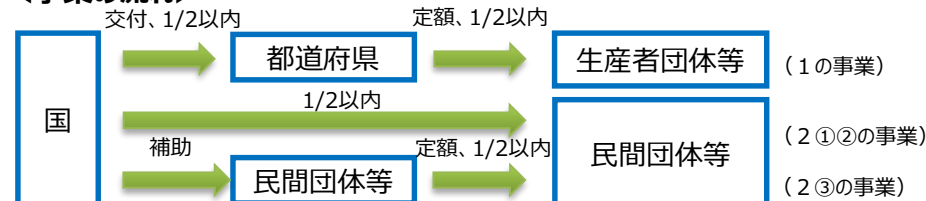
2. 需要に応える供給の実現と国産使用拡大

- ① 麦・大豆保管施設整備事業 【令和2年度第3次補正予算】1,000百万円
国産麦・大豆の安定供給に向けて、保管施設の整備を支援します。
- ② 麦類供給円滑化推進事業 【令和2年度第3次補正予算】265百万円
国産麦の供給を円滑化するための一時保管、安定供給体制の構築を支援します。
- ③ 麦類利用拡大推進事業 【令和2年度第3次補正予算】53百万円
国産麦の利用拡大に向け、商品開発、マッチング等を支援します。

（関連事業）

- ・ 戦略作物生産拡大支援事業 97（100）百万円の内数
- ・ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 16,214（20,020）百万円の内数
- ・ 農地耕作条件改善事業 24,790（24,990）百万円の内数
- ・ スマート農業総合推進対策事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援 1,359（1,500）百万円の内数

<事業の流れ>



1. 麦・大豆等水田農業の生産体制強化

団地化の推進



団地化推進等に向けた話し合い等の必要経費を支援（定額）

営農技術の導入・畑地化実証支援



営農技術の導入や畑地化に向けた栽培実証を支援（定額）

施設整備・機械導入



生産性向上に必要な施設・機械導入等を支援（1/2以内）

2. 需要に応える供給の実現と国産使用拡大

麦・大豆の安定供給



保管施設の整備に向けた支援（1/2以内）

麦の利用拡大



国産麦の商品開発等を支援（定額、1/2以内）

【お問い合わせ先】（1、2①の事業）農産局穀物課（03-6744-2108）
（2②、③の事業）貿易業務課（03-6744-0585）

- 麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクトについて、第3回目の要望調査等を実施したところ、予算額61億円に対し、約34億円の要望があった。

<麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト 事業ごとの採択結果等>

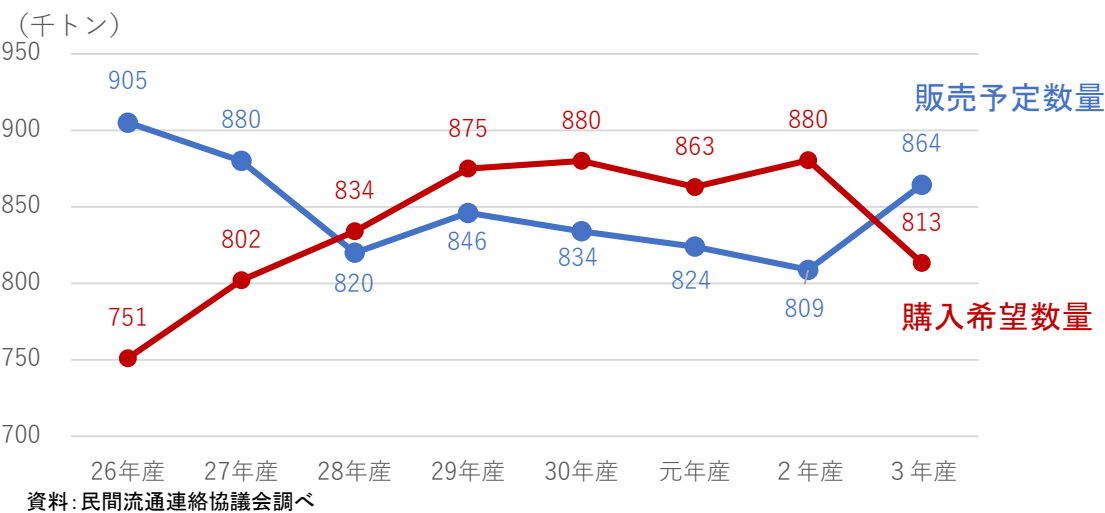
事業名	概要	要望額	予算額 ※括弧内は予算額に対して要望額が占める割合
①水田麦・大豆産地生産性向上事業	団地化の推進・営農技術の導入に取り組む産地をソフト・ハード両面で支援	23.5億円 第3回要望調査分 精査中	48億円（49%）
②麦・大豆保管施設整備事業	国産麦・大豆の安定供給に向けた保管施設整備を支援	8.4億円 第3回公募分 精査中	10億円（84%）
③麦類供給円滑化推進事業	国産麦の一時保管、安定供給体制の構築を支援	1.3億円	2.6億円（50%）
④麦類利用拡大推進事業	国産麦の利用拡大に向けた商品開発、マッチング等を支援	0.5億円	0.5億（100%）
合 計		33.7億円	61億円（55%）

※ ①水田麦・大豆産地生産性向上事業については都道府県を通じた要望調査、その他3事業については公募を実施。

小麦、大豆等の需要の拡大状況

- 国産小麦については、新商品開発等による実需ニーズの高まりにより、平成28年産以降、需要が供給を上回る傾向で推移していたが、令和3年産では直近2年連続の豊作により供給が需要を上回る状況。
- 国産大豆も、ほぼすべての業界において、実需者は使用量を増加させる見通し。
- 国産麦・豆の活用は、商品の付加価値を向上させるため、実需者のニーズは堅調。

国産小麦の販売予定数量及び購入希望数量の推移



国産小麦を使った商品等の取組事例

- ・「ゆめちから」や「きたほなみ」といった国産小麦を使用した食パンや菓子パン等の商品が販売。
- ・全国展開のA社は、餃子と麺類に使用している小麦粉を100%国産へ切替。



食用大豆の需要見込み

H29年実績数量 (千トン)	H30年 実績数量 (千トン)	R元		R2		R5	
		需要見込み	うち 国産	需要見込み	うち 国産	需要見込み	うち 国産
988	245	989	101%	102%	101%	104%	103%

- ※ H29年、H30年実績数量は、食料産業局食品製造課推計（H29年の「うち国産」については穀物課推計）。
- ※ R元年以降の需要見込みは各業界団体からのアンケート結果（n=134）を基に、穀物課推計。需要見込みについては、H30年実績数量を基準とした比率。

国産大豆を使った商品事例

通常の豆乳

北海道産大豆
使用豆乳

1.3倍

280円/1L → 350円/1L

通常の豆腐

北海道産大豆
使用豆腐

1.4倍

96円/個 → 136円/個

資料：キッコーマンホームページ
注：価格は希望小売価格

資料：Amazonホームページ

産地交付金の県設定（県枠）での支援状況①（令和3年産）

- 国からの資金枠の範囲内で、県や地域ごとに対象作物や単価等を設定できる産地交付金においては、地域の実情にも配慮しつつ、原則として資金枠の2割以上を県で支援内容を設定（県枠）する仕組みとしているところ。
- 特に主産県においては、県がイニシアティブを発揮し、県域で推進する重点品目として、飼料用米等への作付転換インセンティブを強化すべく、令和3年度においては支援内容を拡充。

【主産県における県枠の主な支援内容（赤字は拡充）】

都道府県	対象作物	R 2		R 3	
		支援対象	支援単価	支援対象	支援単価（※）
北海道	飼料用米	多収品種の取組面積	9,000	生産性向上の取組面積	多収品種 14,000 一般品種 14,000
	飼料用米・WCS用稲 米粉用米			単年契約の取組面積	12,000
青森県	飼料用米	多収品種・多肥栽培＋複数年契約の取組面積	9,000	多収品種・多肥栽培＋複数年契約の取組面積	9,000
				一般品種・単年契約の新規・拡大面積	5,850
				一般品種・複数年契約の取組面積	9,000
	新市場開拓用米	生産性向上（団地化、直播等）の取組面積	9,000	生産性向上（団地化、直播等）の取組面積	9,000
				省力技術新規導入の取組面積（初年度限り）	21,600
岩手県	新市場開拓用米	作付面積	10,000	作付面積	10,000
	飼料用米	多収品種・施肥管理の取組面積	3,000	多収品種・施肥管理の取組面積	3,000
	飼料用米・WCS用稲			主食用米からの転換面積 ※生産性向上（直播等）の取組が要件	10,000
宮城県	新市場開拓用米	作付面積	12,000	作付面積 ※水田リノベ事業との重複不可	12,000
	加工用米	複数年契約＋土づくり又は追肥の取組面積	12,000	複数年契約＋土づくり又は追肥の取組面積 ※水田リノベ事業、生産性向上加算との重複不可	12,000
	加工用米 飼料用米	生産性向上（直播、土づくり等）の取組面積	12,000 3,500	生産性向上（直播、土づくり等）の取組面積 ※水田リノベ事業、複数年契約加算との重複不可	7,500 5,000
山形県	加工用米 新市場開拓用米	ケイ酸質肥料等の適正散布の取組面積	13,000	ケイ酸質肥料等の適正散布の取組面積 ※水田リノベ事業不採択者のみ	8,000
	飼料用米			生産性向上（直播、温湯種子消毒等）の取組面積	8,000

（注）都道府県への聞き取りにより作成。今後変更の可能性あり。上記のほか、高収益作物等への支援もある。各メニューによってこの他にも要件があるものもある。
※ 設計段階での単価であり、実際の交付単価は異なる場合がある。

産地交付金の県設定（県枠）での支援状況②（令和3年産）

都道府県	対象作物	R 2		R 3	
		支援対象	支援単価	支援対象	支援単価（※）
秋田県	新市場開拓用米	複数年契約の取組面積	8,000	複数年契約の取組面積	8,000
	大豆 飼料用米	拡大面積（30a以上）※大豆は生産性向上（排水対策等）の取組、飼料用米は多収品種の導入等の取組が要件	16,000	拡大面積（30a以上）※大豆は生産性向上（排水対策等）の取組、飼料用米は多収品種の導入等の取組が要件	16,000
	飼料用米			拡大面積（30a以上） ※加工用米、新規需要米の合計面積の拡大分又は飼料用米の拡大分のいずれか小さい方が対象。多収品種の導入等の取組が要件	12,000
福島県	飼料用米	生産性向上（直播、温湯種子消毒等）の取組面積	7,000	生産性向上（直播、温湯種子消毒等）の取組面積	6,000
		複数年契約＋大規模生産の取組面積（3ha以上）	2,500	複数年契約＋大規模生産の取組面積（3ha以上）	2,500
	加工用米	複数年契約＋土づくり又は病虫害防除の取組面積	12,000	複数年契約＋土づくり又は病虫害防除の取組面積	14,000
	新市場開拓用米	多収品種＋土づくり等の取組面積	12,000	多収品種又はコシヒカリ＋土づくり等の取組面積	14,000
茨城県	新規需要米	生産性向上（温湯種子消毒等）の取組面積	6,000	生産性向上（温湯種子消毒等）の取組面積	6,000
	加工用米	複数年契約の取組面積	6,000	複数年契約の取組面積	6,000
	加工用米・新規需要米			拡大面積 ※加工用米、新規需要米の合計面積の拡大分	3,000
栃木県	飼料用米・米粉用米 新市場開拓用米			生産性向上（団地化等）の取組面積	1,000
	飼料用米・米粉用米・新市場開拓用米・麦・大豆			主食用米からの転換面積 ※都道府県連携型助成との重複不可	5,000
千葉県	飼料用米・WCS用稲 米粉用米・加工用米	生産性向上（直播、温湯種子消毒等）の取組面積	1つ 3,200 複数 4,400	生産性向上（直播、温湯種子消毒等）の取組面積	1つ 3,000 複数 4,200
新潟県	加工用米 新市場開拓用米	複数年契約の取組面積	12,000	複数年契約の取組面積	12,000
	加工用米・米粉用米 新市場開拓用米	複数年契約＋多収品種の取組面積（R元年継続分のみ）	12,000	複数年契約＋多収品種の取組面積（R元年継続分のみ）	12,000
	飼料用米・WCS用稲			生産性向上（低コスト技術導入等）の取組面積	5,000
富山県	飼料作物・WCS用稲 飼料用米	耕畜連携（わら利用、資源循環等）の取組面積	13,000	耕畜連携（わら利用、資源循環等）の取組面積	12,500
	飼料用米・米粉用米			拡大面積	5,000・13,000
	加工用米・新規需要米			主食用米から非主食用米への品種転換の取組面積	3,000
	飼料用米			主食用米からの転換面積 ※主食用米については、今年度作付したもの	15,000

（注）都道府県への聞き取りにより作成。今後変更の可能性あり。上記のほか、高収益作物等への支援もある。各メニューによってこの他にも要件があるものもある。

※ 設計段階での単価であり、実際の交付単価は異なる場合がある。

都道府県連携型助成に係る都道府県事業（令和3年産）

- 都道府県のイニシアティブの下、地域の実情に応じた転換拡大を更に推進するため、都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、当該支援の対象農業者に対し、前年度からの拡大面積に応じて、国が追加的に支援する措置（都道府県連携型助成）を創設。
- この助成が措置されたことを踏まえ、米の主産県を中心に、県による独自支援が措置されている。

【県単独事業による措置内容】

（注1）今後変更の可能性あり。

（注2）主食用米の前年度からの減少面積を上限とするなど、各県単独事業により要件は異なる。

都道府県	対象作物	事業内容（支援対象）	支援単価
岩手県	飼料用米、野菜、雑穀（高収益作物承認済に限る）	前年度からの拡大面積	5,000円/10a
秋田県	飼料用米	前年度からの拡大面積	5,000円以内/10a
宮城県	①園芸作物、②飼料用米	前年度からの拡大面積	①5,000・②1,500円以内/10a
福島県	加工用米、新規需要米（飼料用米等）、麦、大豆、飼料作物、そば、なたね	前年度からの拡大面積	2,500円以内/10a
新潟県	加工用米、飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米、WCS用稲、麦、大豆、そば、飼料作物、高収益作物（園芸作物等）	前年度からの拡大面積	5,000円以内/10a
富山県	①雑穀（高収益作物認定済に限る）、②野菜・花き、③果樹	作付面積	①5,000・②8,000・③16,000円以内/10a
	①麦、大豆、②新市場開拓用米	前年度からの拡大面積	①3,000・②5,000円以内/10a
福井県	そば	前年度からの拡大面積	5,000円以内/10a
栃木県	飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米、麦、大豆	前年度からの拡大面積	2,500円/10a
千葉県	①飼料用米（一般品種）、米粉用米、WCS用稲	作付面積（前年度からの拡大面積を除く）	①2,000・②3,500円以内/10a
	②飼料用米（多収品種）	前年度からの拡大面積	①6,000・②10,000円以内/10a
	飼料用米（多収品種）、WCS用稲、麦、大豆、野菜等	団地化面積	固定団地型 4,000円以内/10a ブロックローテーション型 11,000円以内/10a
山梨県	麦、大豆、加工用米、飼料作物、そば	作付面積	5,000円以内/10a
長野県	飼料用米（県内仕向け分に限る）、そば	前年度からの拡大面積	5,000円以内/10a
三重県	加工用米、飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米、WCS用稲、大豆、そば、なたね、ごま、飼料作物、高収益作物（園芸作物等）	前年度からの拡大面積	5,000円以内/10a
滋賀県	①高収益作物（園芸作物等）、②飼料用米	前年度からの拡大面積	①5,000・②5,000円以内/10a
鳥取県	飼料用米	前年度からの拡大面積	3,300円/10a
香川県	麦	前年度からの拡大面積	2,500円以内/10a

収入保険制度の実施

【令和3年度予算額 17,695(21,105)百万円】
(令和2年度第3次補正予算額 330百万円)

<対策のポイント>

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする収入保険制度を実施します。

<事業目標>

収入保険の加入経営体数の増加（10万経営体〔令和4年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農業経営収入保険料国庫負担金 9,701 (4,179) 百万円
保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。

2. 農業経営収入保険特約補てん金造成費交付金 6,129 (15,089) 百万円
積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。

3. 農業経営収入保険事業事務費負担金 1,472 (1,246) 百万円
収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会（全国連合会）に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担します。

4. 収入保険加入推進支援事業 393 (360) 百万円
全国連合会の業務委託先のほか、JA、集荷業者、農業会議、法人協会などの関係機関が推進体制（都道府県協議会）を構築して取り組む収入保険の加入推進活動を支援します。

5. 収入保険事務処理システム整備加速化支援事業
【令和2年度第3次補正予算】330 百万円
農林水産省が整備を進める共通申請サービスを利用して収入保険の加入申請等ができるよう、全国連合会が行う収入保険システムの整備に係る経費を支援します。

<事業の流れ>

保険料・積立金・事務費

保険金等

加入推進支援事業費(定額)

全国農業共済組合
連合会

農業者

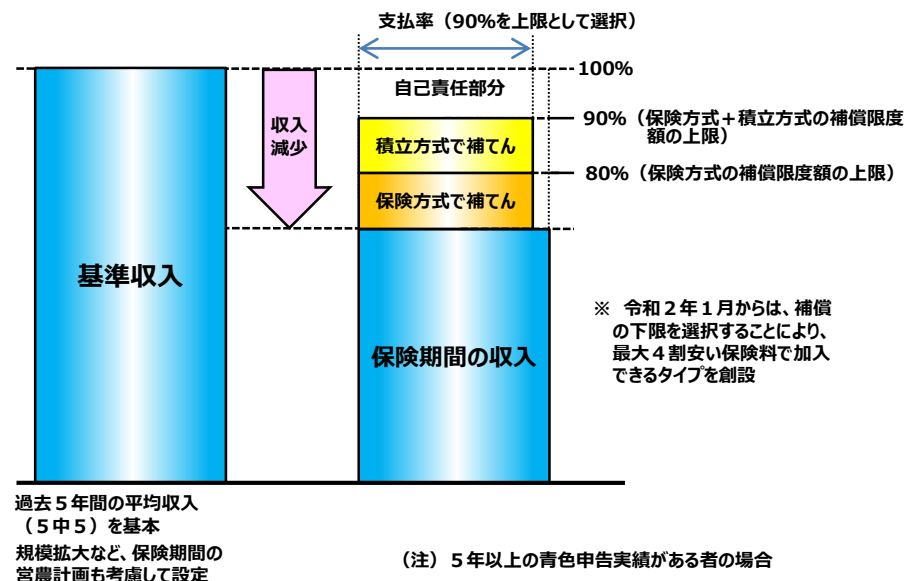
都道府県
協議会

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補てん金）」の組合せで補てんします。



【お問い合わせ先】 経営局保険課（03-6744-7147）

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。

（１）交付対象者

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません）。

※ 集落営農の要件は、２要件（①組織の規約の作成②対象作物の共同販売経理の実施）に緩和し、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、市町村が確実に行われると判断するものとします。

（２）対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょです。

※ １ ビール麦、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。
※ ２ てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産されるものが対象です。

【10a当たり標準的収入額とは】

直近5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

【10a当たり当年産収入額とは】

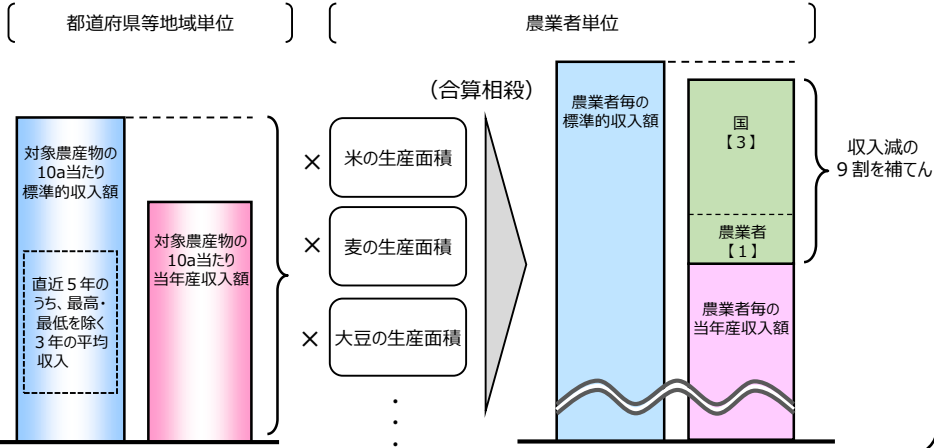
当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

（３）ナラシ対策の仕組み

- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

補てん額 = (標準的収入額 - 当年産収入額) × 0.9

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の抛出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



（４）収入保険との関係

- 農業者は、収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入することができます。

ナラシ対策：10a当たりの標準的収入額及び補てん額等（全国平均・試算）

- 令和2年産のナラシ補てん金(3,265円/10a(米・全国平均(試算)))は、6月末までに各加入者に交付。
- 令和3年産の米の標準的収入額は、124,680円/10a(全国平均(試算))。この額と、令和3年産の収入額との差額の9割をナラシで補てん。

【R元年産】

米価※1: 15,749 円/60kg

作況: 99

標準的収入額(直近5中3)

117,323円/10a

当年産収入額※2
127,010円/10a

【R2年産】

米価※1: 14,878 円/60kg

作況: 99

標準的収入額(直近5中3)

124,174円/10a

差額の9割を
上限に補てん※4

ナラシ補てん額
3,265円/10a

当年産収入額※3
120,546円/10a

【R3年産】

標準的収入額(直近5中3)

124,680円/10a

当年産収入額※3
+
ナラシ補てん額※4
123,811円/10a

※1 米価は、出回りから翌年3月までの全国的全銘柄平均価格(包装代、消費税含む)。

※2 R元年産収入額は、R元年産水稻の10a当たり収量に、R元年産米価(R2年3月までの全銘柄平均価格、包装代、消費税含まず)を乗じて算出。

※3 R2年産収入額は、R2年産水稻の10a当たり収量に、R2年産米価(R3年3月までの全銘柄平均価格、包装代、消費税含まず)を乗じて算出。

※4 実際の補てん額は、地域ごとに定められた標準的収入額等に基づき、麦や大豆等の他のナラシ対象作物ごとの収入差額を合算相殺して算出。

ナラシ対策：令和2年産米の10a当たりの当年産収入額及び補てん額（試算）

（単位：円/10a）

	R 2 年産				R3年産
	標準的 収入額	当年産 収入額	補てん額※	当年産 収入額 ＋ 補てん額 （＋共済金 相当額）	標準的 収入額
北海道	127,953	136,903	0	136,903	133,218
青森	131,256	128,876	2,142	131,018	133,455
岩手	121,096	124,904	0	124,904	124,960
宮城	125,330	124,476	768	125,244	127,359
秋田	133,362	134,828	0	134,828	136,065
山形	140,644	142,977	0	142,977	143,389
福島	125,495	120,409	4,577	124,986	126,142
茨城	117,055	110,519	5,882	116,401	117,376
栃木	119,820	115,132	4,219	119,351	119,586
群馬	111,280	94,215	15,358	109,573	111,112
埼玉	108,397	103,193	4,683	107,876	108,706
千葉	118,523	112,358	5,548	117,906	118,574
東京	95,031	90,807	3,801	94,608	95,033
神奈川	113,003	107,606	4,857	112,463	112,909
山梨	144,840	148,684	0	148,684	147,988
長野	145,499	141,350	3,734	145,084	146,760
静岡	119,762	111,820	7,147	118,967	119,762
新潟	139,272	142,904	0	142,904	141,583
富山	130,892	131,364	0	131,364	131,718
石川	120,394	122,863	0	122,863	122,322
福井	121,930	118,449	3,132	121,581	122,488
岐阜	110,591	107,787	2,523	110,310	111,260
愛知	112,380	105,824	5,900	111,724	112,405
三重	112,357	108,517	3,456	111,973	112,355

	R2年産				R3年産
	標準的 収入額	当年産 収入額	補てん額※	当年産 収入額 ＋ 補てん額 （＋共済金 相当額）	標準的 収入額
滋賀	115,711	115,823	0	115,823	116,959
京都	118,662	121,008	0	121,008	120,035
大阪	116,352	107,152	8,280	115,432	116,352
兵庫	113,758	108,605	4,637	113,242	113,758
奈良	114,291	107,301	6,291	113,592	115,493
和歌山	115,800	104,882	9,826	114,708	115,701
鳥取	111,827	114,142	0	114,142	114,234
島根	116,677	115,963	642	116,605	117,346
岡山	116,537	106,976	8,604	115,580	116,313
広島	115,392	110,678	4,242	114,920	115,198
山口	110,330	86,908	8,635	107,987	110,333
徳島	107,495	104,482	2,711	107,193	107,892
香川	106,722	115,080	0	115,080	108,546
愛媛	106,139	110,505	0	110,505	109,568
高知	98,719	98,500	197	98,697	99,835
福岡	116,408	101,767	6,728	114,943	116,479
佐賀	109,207	98,027	4,110	108,089	107,384
長崎	111,605	97,461	10,305	110,190	111,524
熊本	116,832	111,053	5,201	116,254	117,052
大分	110,908	94,504	5,598	109,267	110,874
宮崎	113,693	112,868	742	113,610	114,350
鹿児島	114,997	117,508	0	117,508	116,555
沖縄	68,849	73,099	0	73,099	71,844
全国	124,174	120,546	3,265	123,811	124,680

※ 補てん額は、標準的収入額と当年産収入額の差額の9割から、共済金相当額を控除した金額。
また、実際の補てん額は、地域ごとに定められた標準的収入額等に基づき、麦や大豆等他のナラシ対象作物ごとの収入差額を合算相殺して算出。

ナラシ対策：各年産の加入状況等

○ 加入申請件数・面積・主食用米のカバー率

	加入申請件数	うち、米の 加入申請件数	加入申請面積 (米)	主食用米の カバー率(試算)
	(万件)	(万件)	(万ha)	(%)
H23年産	7.5	6.3	43.9	46.3
H24年産	7.1	6.0	43.1	43.5
H25年産	6.8	5.7	42.8	42.2
H26年産	7.1	6.0	45.0	43.4
H27年産	11.2	10.1	55.0	56.2
H28年産	11.0	9.8	55.3	56.9
H29年産	10.6	9.5	55.7	58.5
H30年産	10.1	9.1	57.1	61.2
R元年産	8.8	7.8 (含収入保険:9.3)	49.9 (含収入保険:60.6)	51.4 (含収入保険:61.6)
R2年産	7.8	6.8 (含収入保険:9.1)	46.4 (含収入保険:一)	—

※ 加入申請件数・面積は、積立申出した者の数値。

※ R元年産以降の下段カッコ内は、ナラシと収入保険の合計値。

※ ナラシのカバー率は、ナラシ加入数量(ナラシの米の加入申請面積に単収を乗じて算出)を米の農産物検査数量(水陸稲)で除して試算。

収入保険のカバー率は、収入保険加入数量(加入面積に単収を乗じて算出)を米の農産物検査数量(水陸稲及び飼料用米)で除して試算。

<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、**民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援**します。

<政策目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現

<事業の内容>

全国事業

1. 業務用米、輸出用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、**民間団体が行う業務用米や輸出用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会等を支援**します。

産地

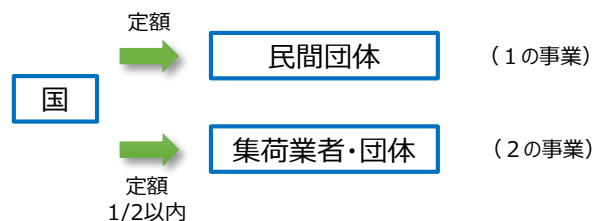
2. 周年供給・需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します。

- ① 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（収穫前契約、複数年契約の場合は追加的に支援。酒造好適米の保管経費の支援対象期間を拡大。）
- ② 主食用米を輸出向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ④ 主食用米を非主食用へ販売する取組

また、米の流通合理化を進めるため、玄米の推奨規格フレコンを活用した**輸送モデル実証**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 業務用米、輸出用米等の安定取引拡大支援

〔業務用米取引セミナー〕



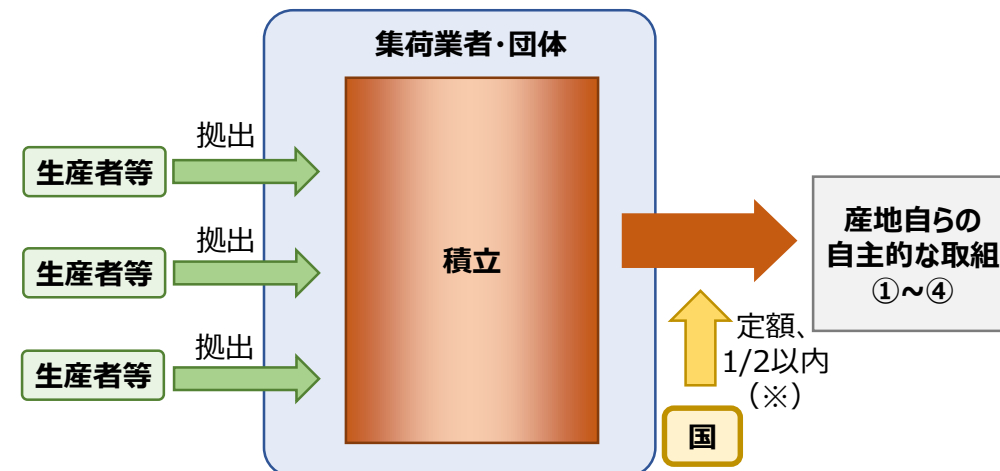
〔展示商談会〕



〔輸出用米商談会〕



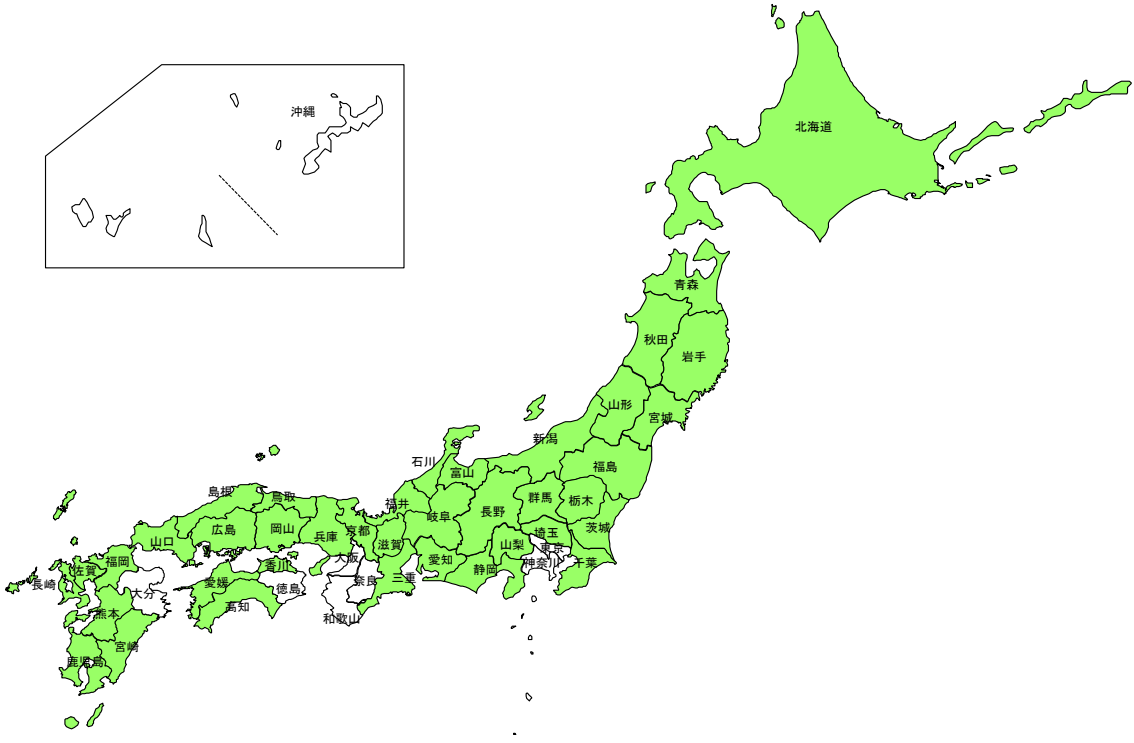
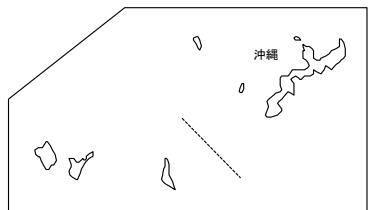
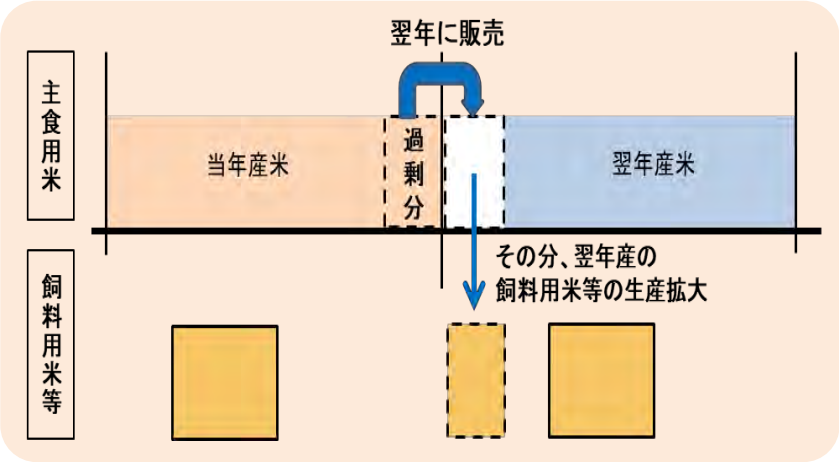
2. 周年供給・需要拡大支援



(※) 値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外。

主食用米の需給安定の考え方について

- 「需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により、必要な場合」には、主食用米を長期計画的に販売する取組や、輸出など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施するための支援措置を平成27年度から創設。
(米穀周年供給・需要拡大支援事業：令和3年度予算額：50億円（前年度：50億円）)
- 本事業を活用するための体制整備は39道府県の44事業者において行われており、出来秋の需給対策として、今後とも本事業を継続・推進。（令和2年度においては29道県の31事業者において活用）
- 必要がある場合に、この支援措置を活用して、過剰分を翌年に回し、その分、水田活用の直接支払交付金を活用して、翌年産の飼料用米等の生産を拡大して、主食用米の供給を絞るといった取組を定着させ、主食用米の需給の安定を図っていくことが重要。
(水田活用の直接支払交付金：令和3年度予算額：3,050億円（前年度：3,050億円）)



事業に必要な体制整備を行っている産地	39道府県
【令和2年度事業活用状況】 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形(2)、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、山梨、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知、兵庫、鳥取(2)、広島、山口、愛媛、福岡、佐賀、熊本、鹿児島	29道県 (31事業者)
【令和元年度事業活用状況】 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形(2)、福島、栃木、山梨、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、愛知、兵庫、鳥取、島根、愛媛、福岡、佐賀、鹿児島	23道県 (24事業者)

注) 「事業に必要な体制整備を行っている産地」は、事業要件である生産者等による積立の体制整備等を行っている事業者が所在する道府県。(経済連・県本部等の事務担当者へのヒアリング結果)

(参考) 米穀周年供給・需要拡大支援事業におけるこれまでの主な取組事例

主な産地	主な取組概要
北海道	【長期計画的販売の取組】 - 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【輸出向けへの販売促進等の取組】 - 海外向け北海道米PRパンフレットの作成配布 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 - 各種メディア及びイベントを活用した北海道産米のPR - 認知度向上に向けた情報収集、データ分析による販路拡大手法の検討
秋田	【長期計画的な販売の取組】 - 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 - 各種メディア及びイベントを活用した秋田県産米のPR - 食味分析データを用いた販売促進パンフレットの作成配布 - 外食事業者等が参加する各種商談会での試食等の実施
山形	【輸出向けへの販売促進等の取組】 - 海外百貨店等での「つや姫」、「はえぬき」PRキャンペーンの開催 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 - 各種メディア及びイベントを活用した山形県産米のPR - 販路拡大に向けたコンサルティング活動
新潟	【長期計画的な販売の取組】 - 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 - 各種メディア及びイベントを活用した新潟県産米のPR - JRエキナカ店舗との連携による販売促進活動の実施 - インターネット調査による新潟県産米の認知度・消費者ニーズ等の把握
石川	【長期計画的販売の取組】 - 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【輸出向けへの販売促進等の取組】 - 現地市場等調査による実需者ニーズの把握や石川県産米パンフレットの作成配布 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 - 各種メディア及びイベントを活用した石川県産米のPR - 毎月2日を「おにぎりの日」に制定し、これを起点にした試食イベント等の開催

- 農業再生協議会は国からの情報や自らの販売可能数量等を踏まえ、都道府県、市町村段階で地域の生産者団体や担い手と連携し、水田収益力強化ビジョン（地域として水田で、どの作物をどれだけ推進するか）を作成するとともに、その内容を生産現場に周知。
- 国の補助事業により、農業再生協議会の円滑な業務遂行を引き続き支援するとともに、ICTを活用した農業再生協議会の業務効率化の取組についても支援。

農業再生協議会の活動概要

【規模・構成】

（都道府県農業再生協議会：都道府県の区域毎に設置）

- ・JA等の生産出荷団体
- ・農業会議
- ・担い手農業者組織
- ・行政 など

（地域農業再生協議会：市町村の区域を基本に設置）

- ・JA等の生産出荷団体
- ・農業委員会
- ・担い手農家
- ・行政 など

国の補助事業により支援

【役割】

- ・水田収益力強化ビジョン（地域毎の作付作物推進方針）の作成・周知
- ・地域の各作物の作付・需要動向把握
- ・経営所得安定対策・水田活用の直接支払交付金の交付事務（交付金対象作物の現地確認、交付金関連情報システム入力）
- ・経営所得安定対策等の推進
- ・ICTを活用した業務効率化の取組（例：現地確認におけるタブレットの導入） など

需要に応じた生産の推進に係る全国会議等（農林水産省主催）

- 各都道府県が主体的に需要に応じた生産を行うことができるよう、
 - ① 国から全国の需給見通しや各県の中間的作付意向等について情報提供を行うとともに、
 - ② 各都道府県の実組状況について情報を相互に共有する会議を開催。
- 本会議には、各都道府県農業再生協議会その他、全中・全農・日本農業法人協会等の関係団体が出席。
- また、国は、各産地銘柄の在庫状況や生産販売状況等を踏まえ、需要に応じた生産に向けた生産現場への情報提供や認識の共有を個別に行う。

全国会議実施状況（3年産）

【主な内容】

- ・ 国からの情報提供（全国の需給見通し、中間的作付意向等）
- ・ 各県からの情報提供（取組状況）

【参集範囲】

- ・ 各都道府県農業再生協議会
- ・ 全国団体（全中、全農、全集連、全国農業会議所、日本農業法人協会、全国稲作経営者会議、全米販等）

【開催日と出席者数】

令和2年10月23日（約470名）
11月9日（約510名）
12月16日（約550名）
令和3年1月7日（約750名）
3月4日（約560名）
4月9日（約560名）
5月31日（約520名）
6月22日（約500名）

生産現場への情報提供

- ・ 産地・生産者が需要に応じた生産が進められるよう、各県、地域段階の作付・販売動向や中間的取組状況を踏まえ、生産現場への情報提供や認識の共有を行う。

【実施状況】

都道府県等への情報提供

H28年産：延べ 55県
H29年産：延べ 42県
H30年産：延べ 51県
R元年産：延べ104県
R2年産：延べ 76県
R3年産：延べ 61県

次年産に向けての検討期間の確保とこまめな全国会議の開催について

	国・県	産地・生産者
10月	上旬 作況（9月25日現在）の公表、作付状況の公表 中旬 食糧部会：基本指針（次年産生産量の見通し等） 全国会議（食糧部会の結果等）	↑ 麦：播種の準備
11月	上旬 作況（10月25日現在）の公表	↓
12月	上旬 全国会議（次年度予算の調整状況等） 月末 次年度予算概算決定	↓ 麦：播種
1月	上旬 全国会議（次年度予算、各県の目安の状況、直近の需給動向等）	↓ 米：種子の注文
2月	下旬 作付意向（1月末現在、矢印情報）の公表 食糧部会：基本指針（当年産生産量の見通し等） ※ 前年10月の基本指針で示した次年産生産量を修正	
3月	上旬 全国会議（食糧部会の結果、直近の需給動向等）	↑ 米：播種の準備
4月	上旬 全国会議（直近の需給動向等）	↑ 米：播種・代かき・田植え
5月	下旬 作付意向（4月末現在、矢印情報）の公表 全国会議（作付意向、各県の目安の状況、直近の需給動向等）	↑ 大豆：播種の準備
6月	月末 営農計画書の提出期限	↑ 大豆：播種
7月	下旬 食糧部会：基本指針（6月末民間在庫、前年の需要実績）	↓

令和3年産米の需要に応じた生産・販売の推進状況

- 昨年10月から全国会議をこまめに開催し、直近の需給環境、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算を説明。
- 昨年12月以降は、特に、重点県と意見交換を個別に実施。今後、テレビ会議等を通じて、生産者団体や地方自治体とも連携しながら、重点県の県農業再生協議会等に対して、積極的にキャラバンを実施。

本省キャラバン

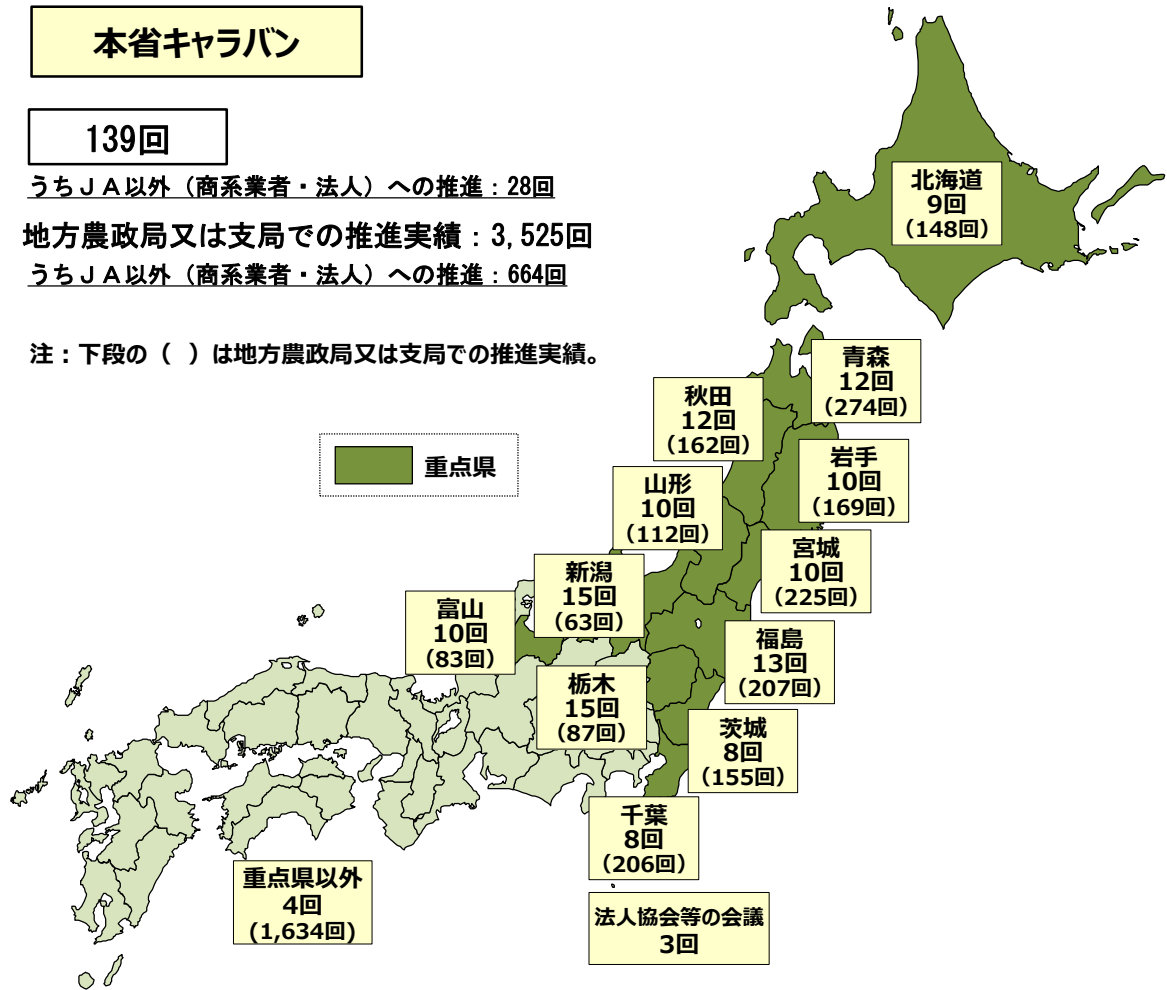
139回

うちJA以外（商系業者・法人）への推進：28回

地方農政局又は支局での推進実績：3,525回

うちJA以外（商系業者・法人）への推進：664回

注：下段の（ ）は地方農政局又は支局での推進実績。



全国会議（TV会議）

- R2. 10. 23（参加者約470名）
- R2. 11. 9（約510名）
- R2. 12. 16（約550名）
- R3. 1. 7（約750名）
- R3. 3. 4（約560名）
- R3. 4. 9（約560名）
- R3. 5. 31（約520名）
- R3. 6. 22（約500名）

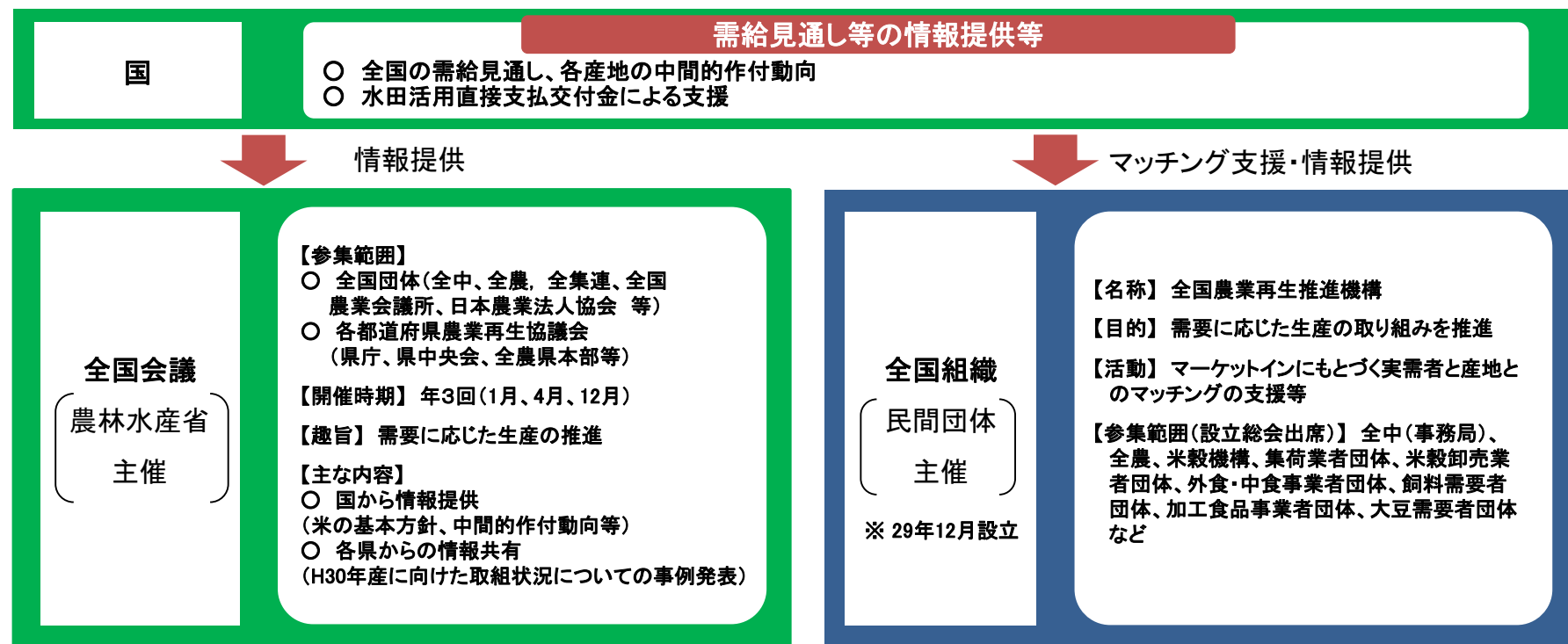
計8回実施

担当者向け予算説明会

TV会議やWeb会議を活用し、全国各地域ブロックで計17回実施

全国的な推進組織について

- 国においては、各都道府県が主体的に需要に応じた生産を行うことができるよう、全中、全農、全集連等の全国団体や、各都道府県の農業再生協議会を参集し、
 - ① 国から全国の需給見通しや各県の中間的作付動向等について情報提供を行うとともに、
 - ② 各都道府県の取組について情報を相互に共有する会議を年2回開催しているところであり、今後もこうした取組を継続。
- 平成29年12月に、全国農業再生推進機構が発足。機構では、行政による生産数量配分に頼らずとも、生産者が中心となって需要に応じた生産を行う今般の米政策見直しの趣旨を前提に、マーケットインに基づく実需者と産地とのマッチングの支援等を行っているところ。
- 国としても、米穀周年供給・需要拡大支援事業(安定取引拡大支援事業)の活用による産地と中食・外食事業者等との安定取引に向けたマッチングの取組への支援や、全国の需給見通し等の情報提供を行う。



需要に応じた販売について(低価格帯の需要への生産・販売の拡大)

【買い手の意向と産地の意向のミスマッチ】

「用途に応じた米
生産が重要！」

買い手の意向

一般家庭用
(高価格帯中心)
70%程度

中食・外食向け
(低価格帯中心)
30%程度

「少しでも単価の高
い米を売りたい！」

産地の意向

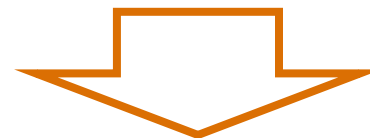
一般家庭用

需要に応じた
生産・販売へ

中食・外食向け

○ 主食用米全体の需給は均衡している中、産地においては、高価格帯中心の一般家庭用の米を生産する意向が強い。

○ 一方、買い手においては、3割を占める低価格帯中心の中食・外食向けなどにも対応した米生産へのニーズがあり、ここにミスマッチが生じている状況。



○ 一般家庭用、中食・外食向け各々の需要に応じた生産・販売の取組を進める必要。

（それを行わない場合には、結局、国内主食用米需要全体の一層の減少につながる。）

－取組事例(A市B生産法人)－

- ・ A市はブランド米の産地であるが、B生産法人は中食・外食事業者からのニーズを受け、28年産から多収品種(あきだわら)の作付を開始。
- ・ 一般家庭用より3割多収を実現し、一般家庭用で得られる収入とほぼ同等の収入を確保。

令和2年産生産量:723万ト

中食・外食向け販売量の状況について①(中食・外食向け販売実態調査結果)

○ 産地における中食・外食向けの需要に応じた生産・販売への取組を促すため、産地や銘柄ごとの中食・外食向けの販売割合順位等をマンスリーレポートで公表。

〔 令和元年7月から2年6月までの1年間において、年間玄米取扱量4,000トン以上の販売事業者が、精米販売を行った 数量のうち、中食・外食向けに販売した数量について調査を実施。〕

販売先割合の推移 (全国)

	元/2年	30/元年	29/30年	28/29年
中食・外食向け	37%	38%	39%	39%
家庭内食向け等	63%	62%	61%	61%

注：家庭内食向け等は、精米販売量全体から中食・外食向け販売量を差し引いたものである。

中食・外食向けの販売割合が高い上位10県

	元/2年		30/元年		29/30年		28/29年	
1	群馬	67%	福島	65%	群馬	69%	群馬	65%
2	岡山	65%	栃木	65%	栃木	65%	福島	65%
3	福島	64%	群馬	62%	福島	61%	岡山	63%
4	栃木	61%	岡山	60%	山口	59%	栃木	63%
5	山口	56%	山口	57%	山形	53%	宮城	57%
6	熊本	53%	宮城	53%	岡山	52%	山口	56%
7	宮城	48%	熊本	53%	埼玉	50%	山形	55%
8	青森	48%	山形	49%	宮城	47%	佐賀	55%
9	山形	46%	青森	47%	青森	47%	岩手	52%
10	岩手	44%	鳥取	44%	岩手	47%	青森	51%

注：中食・外食向け販売量が、1,000トン未満の都府県は除いている。

中食・外食向け販売量全体に占める産地品種銘柄別割合 (上位20)

	元/2年			30/元年			29/30年			28/29年		
	産地	品種銘柄	割合	産地	品種銘柄	割合	産地	品種銘柄	割合	産地	品種銘柄	割合
1	宮城	ひとめぼれ	6%	宮城	ひとめぼれ	7%	宮城	ひとめぼれ	7%	宮城	ひとめぼれ	8%
2	栃木	コシヒカリ	6%	栃木	コシヒカリ	6%	山形	はえぬき	7%	山形	はえぬき	7%
3	山形	はえぬき	5%	山形	はえぬき	6%	栃木	コシヒカリ	7%	栃木	コシヒカリ	7%
4	福島	コシヒカリ	5%	福島	コシヒカリ	5%	北海道	ななつぼし	5%	北海道	ななつぼし	5%
5	青森	まっしぐら	4%	青森	まっしぐら	4%	福島	コシヒカリ	4%	岩手	ひとめぼれ	5%
6	北海道	ななつぼし	4%	北海道	ななつぼし	4%	岩手	ひとめぼれ	4%	福島	コシヒカリ	4%
7	岩手	ひとめぼれ	4%	岩手	ひとめぼれ	3%	青森	まっしぐら	4%	茨城	コシヒカリ	4%
8	新潟	コシヒカリ	3%	茨城	コシヒカリ	3%	茨城	コシヒカリ	4%	青森	まっしぐら	4%
9	茨城	コシヒカリ	3%	新潟	コシヒカリ	3%	新潟	コシヒカリ	3%	秋田	あきたこまち	3%
10	北海道	ゆめぴりか	2%	福島	ひとめぼれ	2%	秋田	あきたこまち	2%	新潟	コシヒカリ	2%
11	福島	ひとめぼれ	2%	北海道	ゆめぴりか	2%	長野	コシヒカリ	2%	北海道	きらら397	2%
12	秋田	あきたこまち	2%	秋田	あきたこまち	2%	福島	ひとめぼれ	2%	福島	ひとめぼれ	2%
13	長野	コシヒカリ	2%	長野	コシヒカリ	2%	富山	コシヒカリ	2%	富山	コシヒカリ	2%
14	富山	コシヒカリ	1%	栃木	あさひの夢	2%	北海道	きらら397	1%	長野	コシヒカリ	1%
15	北海道	きらら397	1%	富山	コシヒカリ	1%	北海道	ゆめぴりか	1%	北海道	ゆめぴりか	1%
16	栃木	あさひの夢	1%	千葉	コシヒカリ	1%	千葉	コシヒカリ	1%	栃木	あさひの夢	1%
17	新潟	こしいぶき	1%	北海道	きらら397	1%	栃木	あさひの夢	1%	石川	コシヒカリ	1%
18	千葉	コシヒカリ	1%	青森	つがるロマン	1%	石川	コシヒカリ	1%	千葉	コシヒカリ	1%
19	青森	つがるロマン	1%	新潟	こしいぶき	1%	青森	つがるロマン	1%	青森	つがるロマン	1%
20	福島	天のつば	1%	千葉	ふさこがね	1%	群馬	あさひの夢	1%	新潟	こしいぶき	1%

注：割合は、各産地品種銘柄ごとの中食・外食向け販売量を、全国の中食・外食向け販売量で除したものである。

<当データを見る上での留意事項>

- ▶ 販売事業者が、中食・外食向けに精米販売した数量であり、小売店等に精米販売し、その後、中食・外食に仕向けられたものは含まれていない。
- ▶ 中食事業者は、コンビニエンスストア、スーパー、弁当屋、給食事業等であり、外食事業者は、牛丼、回転寿司等のファーストフード店、ファミリーレストラン、ホテル等宿泊施設等である。
- ▶ 中食・外食向けには、主に米販売業者から供給されるが、家庭内食向けには、米販売業者経由の他に農家直売や縁故米等からも供給されるため、米販売業者からの供給量のみで作成した当データは、中食・外食向けの割合が高く出る傾向がある。

中食・外食向け販売量の状況について②(中食・外食向け販売実態調査結果)

令和元/2年の産地別販売割合

※ 下段()書きは販売数量(単位:千トン)

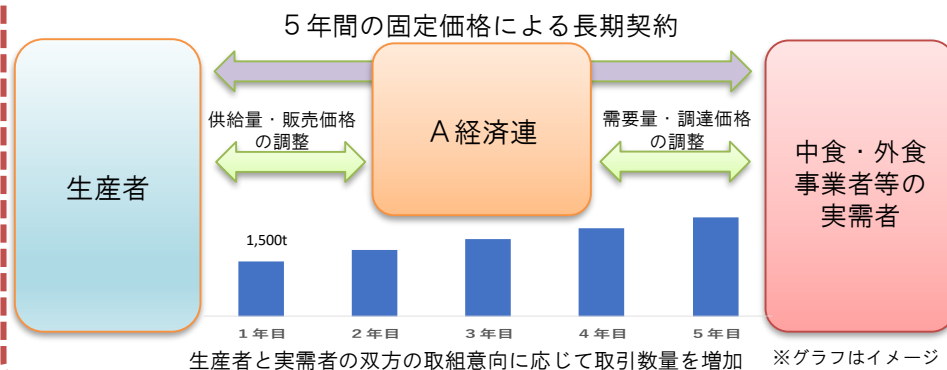
産地		中食・外食向け（産地品種銘柄別内訳）					家庭内食向け等	産地		中食・外食向け（産地品種銘柄別内訳）					家庭内食向け等	産地		中食・外食向け（産地品種銘柄別内訳）					家庭内食向け等
北海道	29% (101.5)	ななつぼし 14% (46.9)	ゆめぴりか 7% (24.7)	きちり397 4% (15.2)	その他 4% (14.7)	71% (245.7)	福井	28% (16.7)	ゴジビカリ 13% (7.8)	ハチエチゼン 8% (5.1)	あきさかり 3% (1.9)	その他 3% (2.0)	72% (43.4)	岡山	65% (22.2)	アケボノ 28% (9.6)	あきたこまち 2% (0.6)	ヒビカリ 4% (1.4)	その他 31% (10.5)	35% (11.9)			
青森	48% (67.9)	まっしぐら 37% (52.6)	つがるロマン 10% (14.5)	その他 1% (0.8)		52% (74.0)	山梨	38% (1.8)	ゴジビカリ 32% (1.5)	その他 7% (0.3)			62% (2.8)	広島	41% (11.7)	ゴジビカリ 15% (4.4)	あきさかり 13% (3.7)	あきろまん 3% (0.8)	その他 10% (2.8)	59% (17.2)			
岩手	44% (54.3)	ひとめぼれ 36% (44.5)	あきたこまち 5% (5.5)	銀河のしずく 0% (0.5)	その他 3% (3.7)	56% (67.8)	長野	35% (21.9)	ゴジビカリ 32% (20.0)	あきたこまち 2% (1.2)	その他 1% (0.7)		65% (40.9)	山口	56% (15.1)	ゴジビカリ 13% (3.4)	ひとめぼれ 10% (2.7)	ヒビカリ 15% (4.0)	その他 18% (4.9)	44% (12.1)			
宮城	48% (83.1)	ひとめぼれ 41% (69.6)	つや姫 1% (2.0)	ササニシキ 1% (2.0)	その他 6% (9.5)	52% (88.5)	岐阜	43% (10.1)	ハツシモ 23% (5.6)	ゴジビカリ 4% (1.1)	あさひの夢 4% (0.9)	その他 11% (2.5)	57% (13.6)	徳島	27% (3.7)	ゴジビカリ 15% (2.1)	キヌビカリ 5% (0.7)	その他 7% (0.9)		73% (9.7)			
秋田	17% (47.4)	あきたこまち 7% (20.8)	めんこい 3% (9.3)	ひとめぼれ 3% (7.8)	その他 3% (9.5)	83% (234.3)	静岡	6% (0.8)	ゴジビカリ 3% (0.4)	きぬむすめ 0% (0.0)	あいちのかおり 0% (0.0)	その他 3% (0.4)	94% (12.5)	香川	31% (3.7)	ゴジビカリ 7% (0.8)	ヒビカリ 17% (2.0)	おいでまい 2% (0.2)	その他 6% (0.7)	69% (8.1)			
山形	46% (76.0)	はえぬき 38% (63.2)	つや姫 1% (1.6)	ひとめぼれ 2% (4.0)	その他 4% (7.2)	54% (90.5)	愛知	26% (7.6)	あいちのかおり 23% (6.5)	ゴジビカリ 2% (0.4)	大地の風 1% (0.2)	その他 2% (0.5)	74% (21.0)	愛媛	21% (1.9)	ゴジビカリ 3% (0.2)	ヒビカリ 8% (0.7)	あきたこまち 4% (0.4)	その他 6% (0.6)	79% (7.2)			
福島	64% (94.4)	ゴジビカリ 36% (53.3)	ひとめぼれ 15% (21.8)	天のつづ 9% (12.8)	その他 4% (6.5)	36% (52.5)	三重	21% (8.7)	ゴジビカリ 10% (4.2)	キヌビカリ 3% (1.1)	その他 8% (3.3)		79% (33.5)	高知	13% (1.5)	ゴジビカリ 11% (1.3)	ヒビカリ 1% (0.2)	その他 1% (0.1)		87% (10.0)			
茨城	38% (47.5)	ゴジビカリ 25% (31.2)	あきたこまち 3% (3.6)	あさひの夢 2% (1.9)	その他 9% (10.8)	62% (77.9)	滋賀	37% (21.3)	ゴジビカリ 10% (5.9)	キヌビカリ 9% (5.0)	みずかがみ 4% (2.1)	その他 14% (8.2)	63% (35.8)	福岡	16% (8.3)	夢つくし 2% (0.8)	ヒビカリ 6% (3.3)	元氣つくし 3% (1.7)	その他 5% (2.5)	84% (42.9)			
栃木	61% (96.8)	ゴジビカリ 41% (65.1)	あさひの夢 10% (15.2)	とちぎの星 6% (9.2)	その他 5% (7.3)	39% (62.1)	京都	16% (1.4)	ゴジビカリ 10% (0.9)	キヌビカリ 3% (0.2)	ヒビカリ 1% (0.1)	その他 2% (0.2)	84% (7.5)	佐賀	37% (9.0)	夢じずく 11% (2.7)	さがびより 10% (2.5)	ヒビカリ 11% (2.6)	その他 4% (1.1)	63% (15.1)			
群馬	67% (12.8)	あさひの夢 54% (10.4)	ゆめまつり 10% (1.9)	その他 3% (0.5)		33% (6.4)	大阪	40% (0.2)	その他 40% (0.2)				60% (0.3)	長崎	8% (0.6)	にごまる 4% (0.3)	ヒビカリ 2% (0.2)	ゴジビカリ 0% (0.0)	その他 1% (0.1)	92% (7.1)			
埼玉	44% (13.6)	彩のかがやき 12% (3.8)	ゴジビカリ 11% (3.4)	彩のきずな 9% (2.7)	その他 12% (3.7)	56% (17.3)	兵庫	21% (6.4)	ゴジビカリ 10% (2.9)	ヒビカリ 3% (1.0)	キヌビカリ 3% (1.0)	その他 5% (1.6)	79% (23.6)	熊本	53% (25.7)	ヒビカリ 19% (9.1)	森のくまさん 9% (4.6)	ゴジビカリ 6% (2.8)	その他 19% (9.2)	47% (23.1)			
千葉	29% (31.4)	ゴジビカリ 14% (14.6)	ふさこがね 10% (11.0)	ふさおとめ 4% (3.9)	その他 2% (2.0)	71% (75.3)	奈良	16% (1.2)	ヒビカリ 11% (0.8)	その他 5% (0.4)			84% (6.3)	大分	25% (4.0)	ヒビカリ 21% (3.3)	ひとめぼれ 2% (0.3)	つや姫 0% (0.1)	その他 2% (0.4)	75% (11.7)			
新潟	23% (59.3)	ゴジビカリ 12% (32.1)	こしいぶき 6% (14.7)	その他 5% (12.5)		77% (204.3)	和歌山	26% (0.3)	その他 26% (0.3)				74% (0.8)	宮崎	17% (2.8)	ゴジビカリ 9% (1.5)	ヒビカリ 4% (0.6)	その他 4% (0.7)		83% (14.1)			
富山	29% (23.7)	ゴジビカリ 20% (16.0)	てんたかく 3% (2.6)	その他 6% (5.1)		71% (57.3)	鳥取	39% (9.2)	きぬむすめ 23% (5.3)	ゴジビカリ 4% (1.0)	ひとめぼれ 11% (2.5)	その他 2% (0.4)	61% (14.1)	鹿児島	18% (3.1)	ヒビカリ 11% (1.9)	あきほなみ 3% (0.5)	ゴジビカリ 1% (0.1)	その他 3% (0.6)	82% (13.7)			
石川	35% (20.4)	ゴジビカリ 20% (11.9)	ゆめみつほ 10% (5.9)	その他 4% (2.6)		65% (38.0)	島根	28% (7.1)	ゴジビカリ 7% (1.9)	きぬむすめ 14% (3.6)	つや姫 5% (1.3)	その他 1% (0.3)	72% (18.6)	沖縄	32% (0.2)	その他 32% (0.2)				68% (0.4)			

注：中食・外食向け販売量が、100ト未満であった東京、神奈川は除いている。

中食・外食向けの需要に応じた生産・販売事例

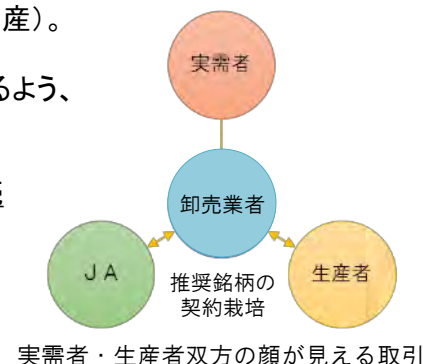
中食・外食事業者等との5年間の長期契約取引の取組

- A経済連では、30年産からの米政策の見直しを機に、生産者にとって経営のメリットとなるとして、実需者サイドの需要量・調達価格と、生産者サイドの供給量・販売価格の調整を行い、30年産から中食・外食事業者等の実需者との5年間の固定価格による長期契約取引を開始している。
- この取組により、
 - ① 生産者サイドは、安定した取引先を確保できるほか、相場変動のリスクを回避できるとともに、将来の経営の見通しを立てることができる
 - ② 実需者サイドは、長期に渡る固定価格での取引によって、原料調達の安定化やコストを平準化することができるなど、生産者・実需者の双方にメリットのある取引形態となっている。
- この取組は生産者、実需者双方から一定の評価を得られており、双方の取組意向に応じた銘柄や数量に取り組んでいく考え(開始初年度の契約数量は、1,500トン程度)。
また、契約終了の段階で、取引価格や契約年数の検証を行い、契約の継続や取引数量の増加に繋げていくこととしている。



卸売業者と産地の契約栽培による安定取引の取組

- B卸売業者では10年前から、農研機構が開発した自社が奨励する多収性品種や良食味品種を、複数の産地のJAや大規模農業法人と契約栽培し、実需者への安定生産を推進している(現在は、取組産地の増加・作付面積の拡大に伴い、種子を増産)。
- 価格については、安定した取引となるよう、一定の範囲内で設定している。
- 集荷した米は、特定の実需者へ販売されていることから、生産者には、実需者が見える生産であることも契約栽培のインセンティブとなっている。



大手総合化学メーカーのタイアップによる中食・外食向け銘柄の生産

- C農協では、農業関連資材・サービス、関連資材、経営ノウハウを提供する大手総合化学メーカーのD社と中食・外食向けに仕向けられる多収性・良食味品種の契約生産を開始している。
- D社は、契約生産するJA組合員に対して種子・農薬・肥料等の農業資材の提供はもとより、経営ノウハウを指導するほか、生産された米の全量買取を行い、商社を通じて中食事業者(弁当屋・総菜メーカー等)へ販売している。



産地と中食・外食事業者等の米マッチングフェア

- 全国農業再生推進機構等は、農林水産省の支援の下、中食・外食向けニーズに応じた安定取引の推進のため、マッチングイベントを開催。
- 令和2年度開催の「米マッチングフェア2020」はオンラインでの商談会を実施、売り手（JA、農業生産法人等）121団体、買い手（中食・外食事業者等の実需者）306社が参加。
- 令和3年度は、事業の実効性を上げるため、商談会中心の取組に運用改善。

米マッチングフェア パンフレット例

米マッチングフェア2020 開催状況



オンライン商談会の様子(2/9)



オンラインセミナーの様子(2/16)

マッチング商談事例

①関東の生産法人が、健康食品のメーカーと、発芽玄米の原料として、400トンの契約栽培が決定。

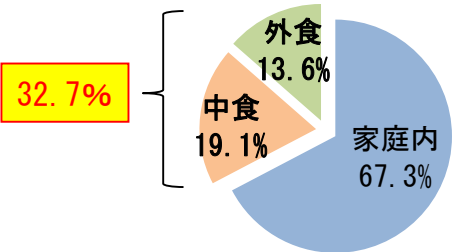
②東北の生産法人が愛知県に本部のあるステーキレストランチェーンと業務用途米「めんこいな」の契約栽培を開始。

米の消費拡大①

- 主食用米の消費の約3割を占める中食・外食等は、業態やメニューにより求める品質や価格が様々。このため、複数年契約・事前契約などの安定取引の拡大に向けて、米産地と中食・外食事業者とのマッチングなどを推進。
- また、消費者の米に対する意識の変化を踏まえ、米の機能性に関する情報など、今訴求性が高いと考えられる健康の面からの情報発信も進めている。

【主食用米の消費内訳等（令和元年度）】

中食・外食のシェア



資料：米の消費動向調査（(公社)米穀安定供給確保支援機構調べ）

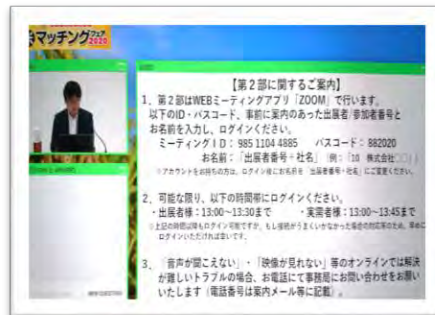
中食・外食事業者が求める品質
（中食・外食業者への聞き取り）

（例）
おにぎり…適当に粘りがあり良食味で歯ごたえのある銘柄
寿司…酢が入りやすく歯ごたえのある米
丼物…液通りの良いやや硬質米

○ 産地と中食・外食事業者とのマッチングイベントを開催

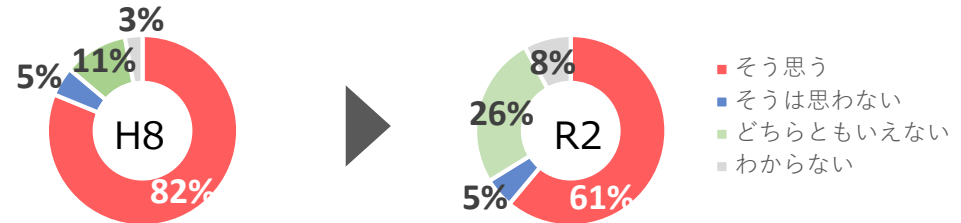
米産地と中食・外食事業者との間での複数年契約や事前契約を拡大するためのマッチングを行う商談会等を年4回開催。

〔第1回はオンラインで
R2年9月2日に開催。〕



【消費者の米に対する意識】

○ 米は健康によいと思うか（時期別）



○ 米の消費量を増やしたくなる情報（複数回答）

客体数	3,231	100%
大盛・おかわり自由・美味しいお米が食べられる店に関するもの	652	20%
お米の栄養価や健康への影響に関するもの	801	25%
産地に関するもの（食味に関するものを除く）	573	18%
品種に関するもの（食味に関するものを除く）	426	13%
食味に関するもの	568	18%
お米の調理方法に関するもの	501	16%
お米を使った新製品・新商品に関するもの	382	12%

出典：内閣府「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」
農林水産省「米の消費動向に関する調査」

○ 「食育健康サミット2020」を開催（令和2年12月）



医師や栄養士等を対象に、日本型食生活は生活習慣病だけでなく、免疫力を上げ、感染症予防にもつながることに着目し、免疫学、栄養学という視点に加え、時間栄養学の考え方も応用して、ごはんを主食とした日本型食生活の活用を考えるシンポジウムを実施

主催：（公社）米穀安定供給確保支援機構、（公社）日本医師会 後援：農林水産省

米の消費拡大②（「やっぱりごはんでしょ！」運動の展開）

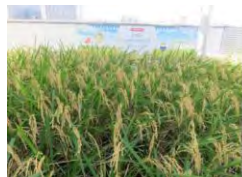
- 農林水産省は、米の消費拡大の取組を応援すべく、「やっぱりごはんでしょ！」運動を開始。平成30年10月に企業等が実施する消費拡大につながる取組情報を幅広く集約したWebサイトを新規開設し、各種SNSにより情報発信。
- 消費者にとって関心がある「健康」や、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中食・外食事業者の応援企画など、ニーズに応じたタイムリーな情報を発信。今後も、「やっぱりごはんでしょ！」運動を着実に進めていく。

「やっぱりごはんでしょ！」による情報発信事例

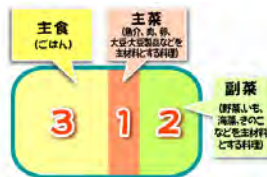
ホームページ

企業や民間団体などが行っている米の消費拡大につながる取組を紹介。

株式会社プレナスの「茅場町あおぞら田んぼプロジェクト」を紹介。



米穀機構の「3・1・2弁当箱法」を活用した体験セミナーを紹介。



Facebook

米に関する新商品や「農山漁村」など消費者の関心が高い情報を発信（毎週1回程度）。

横須賀で開催の「米が浜カレーバトル」を紹介。



日本初の日本酒アイスクリーム販売店を取材。



農業生産法人のお米作りや棚田の風景を紹介。



Twitter

米を使ったレシピや中食・外食での新メニューなどをタイムリーに発信（平日3回程度）。

米ぬかに着目したお米商品や栄養成分を紹介。



生米を使った「生米パン」のレシピを紹介。



ニーズに応じた情報の掲載

「健康」をテーマにした発信

米食者は腸内細菌がよく働き、免疫機能が高くなるのではないかと示唆する渡邊昌東京農大客員教授の論文を紹介。



集中力アップに必要な栄養が含まれることから女子栄養大学が推奨している「胚芽精米」を紹介。

※胚芽精米は胚芽が80%以上含まれている米でビタミンB1、B2、E等を多く含む。



米の消費拡大③

○ 米の消費拡大を一層推進するために、今後は米消費が多く見込まれる世代を重点ターゲットに、あらゆるプラットフォームを活用し、よりニーズのある情報を発信。

「おいしさ」、「健康」、「イベント」など、それぞれの情報をユーザーが簡易に検索できるよう、平成30年10月に開設したWebサイト「やっぱりごはんでしょ！」を令和元年11月リニューアル。



ごはんを食べている10～50代や中食・外食をよく活用する層向けに、FacebookやTwitterを平成31年2月から運用し、タイムリーな情報を発信。また、インバウンド需要を取り込むため、Instagramを令和元年10月から運用開始。

(Facebookでの発信記事例)



自衛隊にインタビューし、ご飯が体を動かすエネルギー源になることを発信。



お米と健康の重要性を取り上げたNHKスペシャル「食の起源」の番組プロデューサーに、お米の魅力についてインタビュー。

ターゲット層を意識した実効的な情報発信

消費者の関心が高いトピックにフォーカスし、企業等と連携してイベントを展開。



「機能性を有するお米」をテーマに「実りのフェスティバル」に出展(池袋サンシャイン)



従来の取組である学校給食への備蓄米の無償交付に加え、子どもや保護者の皆さんに食育、消費拡大、日本型食生活等の理解を深めてもらうため、小学校等への出前授業などを実施。



米飯給食を推進することを目的に、備蓄米を使って子どもたちが料理をした試食会で、出前授業を実施。(兵庫県加古川市立西小学校)



米の消費拡大④（米の消費拡大運動「ご炊こうチャレンジ」への農林水産省の参加について）

- 米消費拡大の機運を盛り上げるためスタートした「ご炊こうチャレンジ」。農林水産省も令和3年4月27日から全省を挙げて参画。
- 第1弾動画としては、野上農林水産大臣も出演する「大臣におにぎり食べてもらった。タガヤセキウシュウ」動画を公開するとともに、特設ページ「ご炊こうチャレンジ！いただきMAFF！」を「やっぱりごはんでしょ！」サイト内にオープン。
- 第1弾動画を皮切りに、全国のBUZZ MAFFチームが、動画を順次掲載し、米の消費を盛り上げている。

「ご炊こうチャレンジ」とは

米消費拡大の機運を盛り上げるため、ごはんを炊く「コト消費」をテーマとした動画を投稿する取組であり、JAグループが主体となって始めたもの。
令和3年3月29日から全国の自治体、米関係者も巻き込んで実施中。

特設ページ「ご炊こうチャレンジ！いただきMAFF！」

全国の農水省BUZZ MAFFユーチューバーの作成する「ご炊こうチャレンジ」の動画を掲載。



野上農林水産大臣出演動画

動画公開数日で数万回の再生がされるなど好評。コメント欄には、米の消費に対するポジティブな意見が寄せられている。

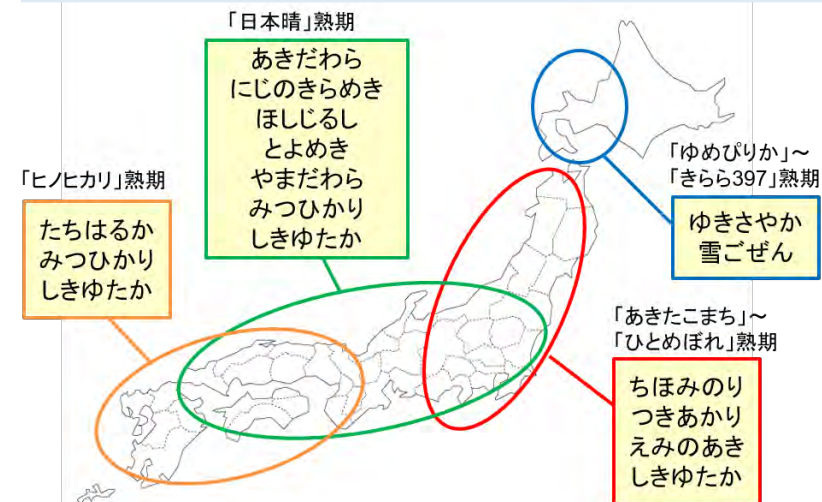


「大臣におにぎり食べてもらった。タガヤセキウシュウ」BUZZ MAFFチームの動画



中食・外食向け米の多収品種

多収で良食味の中食・外食向け品種の栽培適地



民間企業が開発した多収品種の例

「みつひかり」

三井化学アグロ(株)

- 一般品種との作期分散に有効な良食味品種。
関東以西に対応。
収穫が遅れても品質劣化が少なく、「刈り遅れ」の心配が少ない。

「しきゆたか(ハイブリッドとうごうシリーズ)」

豊田通商(株)

- 多収性に優れる耐倒伏性の良食味品種。
- うるち、半モチの2種類があり、4系統で北海道を除く各地に対応。

「つくばSDシリーズ」

住友化学(株)

- 短幹で倒れにくい、多収の良食味品種。
- コシヒカリの血を引き、3系統で南東北以南の全国各地に対応。

農研機構が開発した多収品種の例

北海道向け「雪ごぜん」

- やや高アミロース・低タンパクの業務用多収米品種。
- 耐冷性に優れ、冷害年でも収量が安定する。

東北以南向け「ちほみのり」

- 多収で直播栽培向きの良食味品種。
- 炊飯米の光沢、粘りとも「あきたこまち」並の良質、良食味。

東北中北部以南向け「えみのあき」

- いもち病に強く、良食味の直播用品種。
- 倒れにくく、葉いもち、穂いもちとも極めて強い。

関東・北陸以南向け「あきだわら」

- 「コシヒカリ」より多収で、「コシヒカリ」に近い良食味品種。
- 生育が「コシヒカリ」より遅く、作期分散が可能。

関東・北陸以南向け「にじのきらめき」

- 大粒で業務用に適する多収の極良食味品種。
- 高温耐性に優れ、縞葉枯病に抵抗性。

西日本・九州向け「たちはるか」

- 耐倒伏性・耐病性を備えた低コスト直播栽培向き多収品種。
- いもち病、縞葉枯病にも強い。

北海道向け「ゆきさやか」

- やや低アミロース・低タンパクで多収の極良食味品種。
- 耐冷性に優れ、比較的倒れにくい。

東北中南部以南向け「つきあかり」

- 早生で多収の極良食味品種。
- ご飯はツヤがあり、うま味に優れ、4時間保温しても美味しさが持続。

関東・北陸以南向け「とよめき」

- 極多収で粘りが弱い早生の業務・加工用品種。
- 冷凍米飯等の加工用米としての利用に適している。

関東・北陸以南向け「やまだわら」

- 極多収で粘りが弱い中生の業務・加工用品種。
- 冷凍米飯等の加工用米としての利用に適している。

関東・北陸以南向け「ほしじるし」

- 二毛作向きで、「コシヒカリ」より多収の良食味品種。
- 倒れにくく、縞葉枯病に抵抗性。

上記品種の利用許諾や種苗入手先に関する問合せ
(国研)農研機構 知的財産部 知的財産課 種苗チーム
Tel 029-838-7390・7246 / Fax 029-838-8905
<http://www.naro.affrc.go.jp/collab/breed/list/index.html>

生産コスト低減に向けた具体的な取組

- 担い手への農地集積・集約を加速化するとともに大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入を進め、産業界の努力も反映して農機具費等の生産資材費の低減を推進。

目指す姿：農地集積・集約の加速化及び省力栽培技術・品種の開発・導入等により、生産コスト低減を実現

- 今後10年間（2023年まで）で担い手の米の生産コストを現状全国平均（16,001円/60kg）から4割低減（9,600円/60kg）し、所得を向上。

【担い手の米の生産コスト（令和元年産）】・認定農業者15ha以上層…10,851円/60kg ・稲作主体の組織法人経営…11,721円/60kg

省力栽培技術の導入

直播栽培（育苗・田植えを省略）

（実証例）
労働時間
18.4時間/10a→13.8時間/10a
（移植）（直播）
費用（利子・地代は含まない）
103千円/10a→93千円/10a
（移植）（直播）



スマート農業技術の活用

営農管理システムの導入等により、作業のムダを見つけて手順を改善
（実証例）
田植え作業時間
1.62時間/10a→1.15時間/10a
（補植作業時間の削減）

密苗栽培

育苗箱数を減らせるため、資材費の低減が可能。
苗継ぎも少なく省力的

（実証例）育苗箱数 15～18箱/10a → 5～6箱/10a



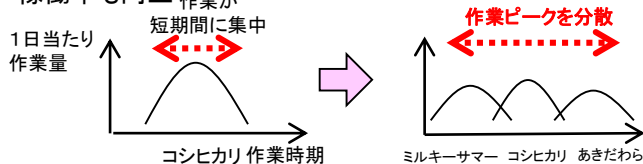
大規模経営に適合した品種

多収品種

単収
530kg/10a→700kg/10a
（全国平均）（多肥栽培で単収増）
生産費
16千円/60kg（全国平均）
→13千円/60kg（試算）

作期の異なる品種の組み合わせ

作期を分散することで、同じ人数で作付を拡大でき、機械稼働率も向上



担い手への農地集積・集約等

- 今後10年間（2023年まで）で全農地面積の8割を担い手に集積
 - ・分散錯圃の解消
 - ・農地の大区画化、汎用化

生産資材費の低減

農業生産資材価格の引下げ

- 生産資材業界の再編や法規制等の見直し
- 生産資材価格や取引条件等の「見える化」

農業機械の低コスト仕様

- ・基本性能の絞り込み
- ・耐久性の向上



⇒基本性能を絞った海外向けモデルの国内展開等
（標準モデル比2～3割の低価格化）

肥料コストの低減

- ・土壌診断に基づく施肥量の適正化（肥料の自家配合等）、精密可変施肥
- ・フレキシブルコンテナの利用（機械化による省力化等）



⇒土壌改良資材のフレコン利用
（20kg袋比7%低価格化）

合理的な農薬使用

- ・発生予察による効果的かつ効率的防除
 - ・輪作体系や抵抗性品種の導入等の多様な手法を組み合わせた防除（IPM）
- ⇒化学農薬使用量抑制

未利用資源の活用

- ・鶏糞焼却灰等の利用

⇒従来品比7%低価格化



<対策のポイント>

我が国農業の課題解決の鍵となる**先端技術を活用したスマート農業の生産現場への導入・実証**を更に進め、その成果を情報発信すること等により、**スマート農業の社会実装**を加速化します。

<政策目標>

農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践〔令和7年まで〕

<事業の内容>

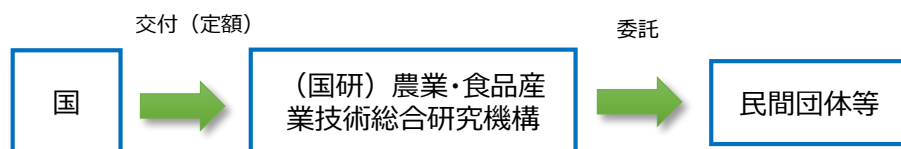
1. 先端技術の導入・実証

（国研）農業・食品産業技術総合研究機構（以下、農研機構という。）、農業者、民間企業、地方公共団体等が参画して、**ロボット・AI・IoT・5G等**の先端技術を生産現場に導入し、**農作業のリモート化等**のテーマに基づく実証を実施します。

2. 社会実装の推進のための情報提供・経営分析

実証で得られた**営農データや活動記録等**を、農研機構が**技術面・経営面から分析**し、経営への影響を検証するとともに、農業者が技術を導入する際に**経営判断に資する情報の提供**や**農業者からの相談対応**を実施します。

<事業の流れ>

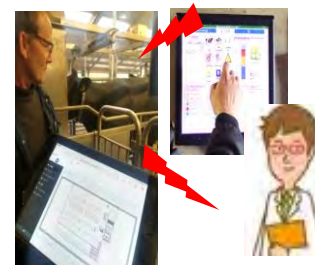


※ <事業の流れ>の民間団体等は、公設試・大学を含みます。

<事業イメージ>



車載カメラ画像のAI解析による
植物密度に応じた可変防除



リモートでの獣医等への
相談ツール



ローカル5Gを活用した遠隔営農指導
ブドウの間引き作業のAIサポート



大容量データの通信速度向上による
迅速な生育センシング

「スマート農業」の普及・定着

<対策のポイント>

国際競争力の強化に向け、ロボット・AI・IoT等の先端技術を活用した「スマート農業」をテーマに基づき現場に導入・実証し、拡大する海外の食料市場への対応や国内の食料生産基盤の強靱化等に資するスマート農業技術の開発・実証を行います。

<政策目標>

農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践〔2025年まで〕

<事業の内容>

先端技術を活用して持続可能な生産基盤を構築するため、輸出重点品目の生産拡大やシェアリング等の新たな農業支援サービスなどのテーマに基づいた実証、国内外のニーズに応え、持続可能で国際競争力の高い生産基盤の構築を見据えたスマート農業技術の開発・実証を実施します。

【実証テーマ】

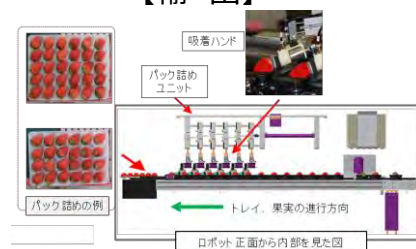
- ① 海外ニーズに合わせた輸出重点品目等の生産・出荷体制の構築
- ② シェアリング等の新たな農業支援サービスの活用
- ③ 需要変化対応や、生産・消費の連携等のスマート商流の実現
- ④ 「新しい生活様式」に対応したリモート化・超省力化
- ⑤ 強靱で持続可能な地域農業の構築

併せて、スマート農業と連携しつつ、海外ニーズに対応した栽培技術・品種開発等を実施します。

<事業イメージ>

テーマに基づいたスマート農業技術の実証イメージ

【輸 出】



長距離輸送に対応した生産・出荷技術

【スマート商流】



店舗からの情報を先取りし、
予測モデルによる生産・流通の最適化

【新たな農業支援サービス】



シェアリング等により、保有機の
稼働率を向上しつつコスト低減

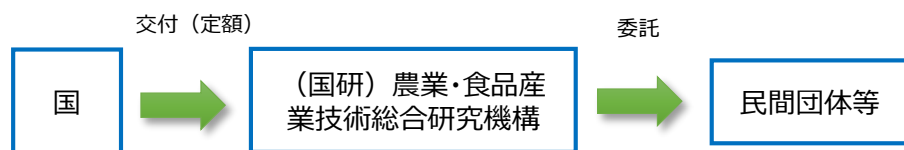
【リモート化】



収穫後の運搬・出荷時の自動積載

「スマート農業」の社会実装を加速化

<事業の流れ>



スマート農業実証プロジェクト 採択地区数一覧

◎ 棚田・中山間地域等や離島を含め、これまで、**全国179地区**で展開。

全国	水田作	44 (30、12、1、1)
	畑作	18 (6、7、1、4)
	露地野菜	40 (10、12、9、9)
	施設園芸	23 (8、6、3、6)
	花き	5 (1、2、－、2)
	果樹	30 (9、9、5、7)
	茶	5 (2、2、－、1)
	畜産	14 (3、5、5、1)
	合計	179 (69、55、24、31)

令和元年度採択	69地区
令和2年度採択	55地区
令和2年度採択（緊急経済対策）	24地区
令和3年度採択	31地区

北海道

水田作	3 (2、1、－、－)
畑作	5 (2、1、1、1)
露地野菜	2 (－、2、－、－)
畜産	5 (1、1、2、1)
合計	15 (5、5、3、2)

北陸

新潟、富山、石川、福井

水田作	9 (8、1、－、－)
畑作	3 (－、2、－、1)
露地野菜	3 (－、3、－、－)
施設園芸	2 (－、－、－、2)
花き	1 (－、－、－、1)
果樹	1 (－、1、－、－)
畜産	2 (－、1、1、－)
合計	21 (8、8、1、4)

東北

青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

水田作	8 (5、2、－、1)
畑作	1 (－、1、－、－)
露地野菜	5 (3、－、1、1)
施設園芸	2 (－、－、1、1)
花き	2 (1、1、－、－)
果樹	4 (1、1、1、1)
合計	22 (10、5、3、4)

九州・沖縄

福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

水田作	6 (2、3、1、－)
畑作	5 (3、2、－、－)
露地野菜	6 (3、2、1、－)
施設園芸	10 (5、3、1、1)
果樹	3 (1、1、－、1)
茶	2 (1、1、－、－)
畜産	4 (1、2、1、－)
合計	36 (16、14、4、2)

近畿

滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

水田作	4 (3、1、－、－)
露地野菜	3 (－、－、1、2)
果樹	7 (2、2、2、1)
茶	1 (－、1、－、－)
合計	15 (5、4、3、3)

中国・四国

鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

水田作	6 (5、1、－、－)
畑作	1 (1、－、－、－)
露地野菜	7 (2、3、1、1)
施設園芸	1 (－、－、1、－)
果樹	6 (2、2、1、1)
畜産	1 (－、－、1、－)
合計	22 (10、6、4、2)

東海

岐阜、愛知、三重

水田作	3 (1、2、－、－)
畑作	2 (－、－、－、2)
露地野菜	1 (－、－、1、－)
施設園芸	3 (1、1、－、1)
花き	1 (－、1、－、－)
果樹	2 (1、－、－、1)
合計	12 (3、4、1、4)

関東甲信・静岡

茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡

水田作	5 (4、1、－、－)
畑作	1 (－、1、－、－)
露地野菜	13 (2、2、4、5)
施設園芸	5 (2、2、－、1)
果樹	7 (2、2、1、2)
花き	1 (－、－、－、1)
茶	2 (1、－、－、1)
畜産	2 (1、1、－、－)
合計	36 (12、9、5、10)

※各ブロックの品目毎の（ ）内の数字は、左から令和元年度採択地区数、令和2年度採択地区数、令和2年度（緊急経済対策）採択地区数、令和3年度採択地区数である。

(2021年4月現在)

農産物規格・検査の見直しについて

- 農林水産省では、令和2年7月17日に閣議決定された規制改革実施計画に基づき、生産者、流通業者、消費者及び国際規格の専門家からなる「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」を昨年9月に設置し、8回の検討を経て、全ての検討事項について結論が得られ、5月に「とりまとめ」として公表。
- これを受けて、令和3年6月18日に閣議決定された令和3年度の規制改革実施計画には、「とりまとめ」を踏まえて、今後農林水産省で実施予定の取組内容が記載。
- 農林水産省では、「とりまとめ」の実施に向けて順次、実務的・技術的な作業を進めているところ。

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会委員名簿

飯塚 悦功	東京大学名誉教授、 公益財団法人日本適合性認定協会理事長
井村 辰二郎	アジア農業株式会社代表取締役
岩井 健次	株式会社イワイ 代表取締役
◎ 大坪 研一	新潟薬科大学応用生命科学部応用生命科学科 特任教授
栗原 竜也	全国農業協同組合連合会 米穀生産集荷対策部長
白井 恒久	わらべや日洋ホールディングス株式会社 取締役 常務執行役員
千田 法久	千田みずほ株式会社代表取締役社長
夏目 智子	特定非営利活動法人ふぁみりあネット理事長
藤代 尚武	正林国際特許商標事務所技術標準化事業部長
三澤 正博	木徳神糧株式会社特別顧問
森 雅彦	日本生活協同組合連合会商品本部農畜産部 特別商品グループマネージャー
山崎 能央	株式会社ヤマザキライス代表取締役 (敬称略、五十音順、◎は座長)

検討会の検討経緯

- 第1回検討会（令和2年9月4日）
 - ・農林水産省から農産物規格・検査の情勢について説明
 - ・農業者、卸売業者、農産物検査員から、農産物検査規格についてヒアリング
- 第2回検討会（令和2年9月30日）
 - ・農林水産省から穀粒判別器等について説明
 - ・穀粒判別器の開発企業、穀粒判別器に関心を持つAI企業等からヒアリング
- 第3回検討会（令和2年10月30日）
 - ・海外・他分野の取り組み等も含め、品質管理システムやスマートフードチェーンの状況についてヒアリング
- 第4回検討会（令和2年12月9日）
 - ・五ツ星お米マイスターから消費者ニーズについてヒアリング
 - ・委員からの意見聴取
- 第5回検討会（令和3年1月20日）
 - ・機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定について
 - ・サンプリング方法の見直しについて
 - ・スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定について
- 第6回検討会（令和3年2月25日）
 - ・機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定について 結論
 - ・サンプリング方法の見直しについて 結論
 - ・スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定について 結論
 - ・農産物検査証明における「皆掛重量」の廃止について
- 第7回検討会（令和3年3月24日）
 - ・農産物検査証明における「皆掛重量」の廃止について 結論
 - ・銘柄の検査方法等の見直しについて
 - ・荷造り・包装規格の見直しについて
- 第8回検討会（令和3年4月28日）
 - ・銘柄の検査方法等の見直しについて 結論
 - ・荷造り・包装規格の見直しについて 結論

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会について

- 農産物検査規格が農産物流通や消費者ニーズに即した合理的なものとなるよう、「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」を令和2年9月に設置し、8回の検討を経て、全ての検討事項について結論を得た。
- 今後、検討会の結論に基づき、実務的・技術的な作業を実施。

検討会の結論

1 機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定（3.2.25 結論）

現行の規格とは別に、「機械鑑定を前提とした規格」を策定することを決定。

今後は、実務家による機械鑑定に係る技術検討チームを速やかに設置し、技術的事項を整理した上で、機械鑑定用の検査規格を設定・公表（令和4年産米の検査から適用）。

2 サンプルング方法の見直し（3.2.25 結論）

検査コスト低減に向け、サンプルング方法の簡素化を決定。

今後は、標準抽出方法を見直し、令和3年産米の検査から適用。

3 スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定（3.2.25 結論）

コメのスマートフードチェーンの構築と、それを活用したJAS規格を民間主導により策定することを決定。

今後は、生産者・実需者・企業等が参加するコンソーシアムを設置し、海外調査、JAS規格原案の策定等を経て、令和5年産米からの実現を目指す。

4 農産物検査証明における「皆掛重量」の廃止について（3.3.24 結論）

現在の農産物検査における量目の検査について、「皆掛重量」の証明を廃止し、「正味重量」のみの証明とすることを決定。

今後は、令和3年産米からの適用を念頭に、規則の改正など必要な手続きを進める。

5 銘柄の検査方法等の見直し (3.4.28 結論)

銘柄の検査について、現在の目視による鑑定から書類による審査に見直す。

また、現在、都道府県毎に検査を受けられる品種を指定する「産地品種銘柄」に加え、全国一本で品種を指定する「品種銘柄」を設定し、「産地品種銘柄」に指定されていない品種も検査を受けられるよう見直す（初回の改正は令和3年中に行う）。

6 荷造り・包装規格の見直しについて (3.4.28 結論)

荷造り・包装規格について、現行の規格で認められていない新素材の包装容器が活用できるよう、新規格を制定する。

また、新規格は、原則として引裂強さ^{ひきさき}、引張強さ^{ひっぱり}、伸び、落下試験、防滑性試験について規格項目とし、その具体的な内容・数値を検証した上で、令和3年中に農産物検査規格を改正する。

その他措置済の事項

7 AI画像解析等による次世代穀粒判別器の開発【令和3年度予算措置済】

令和3年度予算で「AI画像解析等による次世代穀粒判別器の開発」を措置。

「穀粒判別器から取得される米の画像・検査データの農業データ連携基盤（WAGRI）等への蓄積」「ビッグデータと連動する次世代穀粒判別器の開発」「AI画像診断によるデータに基づく取引を提案するプログラムの実装」などの研究を推進（令和7年度まで）。

8 農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し【令和2年度措置済】

ゲタ・ナラシ対策等の補助金について、農産物検査に代わる手法により、補助金の助成対象数量を確認したものも支援対象となるよう制度を改正。

また、食品表示制度についても、農産物検査を受けなくても、根拠資料の保管を要件とすることにより、産地・品種・産年の表示を可能するよう制度を改正（消費者庁において措置）。

（15）農産物検査規格の見直し

20 農産物検査規格の見直し

【a:措置済み b,c:令和3年度上期措置 d,e:令和3年度措置 f:令和3年度検討・結論、必要に応じて速やかに措置 g,h:令和3年以降継続的に措置 i:令和3年検討・結論、結論を得次第速やかに措置 j:令和4年度上期措置 k:令和5年度上期措置 l,m:継続的に措置】

（a,h:農林水産省、消費者庁 b～g,i～m:農林水産省）

- a 農林水産省は、農産物検査規格の在り方を消費者ニーズに即したものに
見直すに際しては、お米マイスターの意見を聞くなどの方法により、また、消
費者庁とも連携して、消費者ニーズの内容を把握し、自主検査を含む多様な
検査を可能とする。
- b 農林水産省は、農産物検査に用いる試料のサンプリング方法について、登
録検査機関において試料が均一であると認められるロットについてはサンプリ
ング回数を従前の回数より減らす方法（以下「新方式」という。）が可能となるよ
う、標準抽出方法（平成13年農林水産省告示第443号）を改正するとともに、
登録検査機関が判断する際の参考となるよう、新方式のサンプリング方法に
関してガイドラインを示す。
- c 農林水産省は、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）を改
正し、皆掛重量の検査を廃止する。
- d 農林水産省は、余マスの実態・事例や、余マスに関して留意すべき事項や
関連する科学的知見等についての手引きを作成し、農業者、卸・流通業者等、
関係者に広く周知する。
- e 荷造り及び包装規格については、現行の規格で認められていない素材の
包装容器について、必要最小限の要求事項で定義した新規格を制定する。
- f 包装の量目については、物流側の視点も含めて検討の上、結論を得、必要
に応じて措置を講ずる。

- g 水稻うるち玄米の銘柄について、品種の許諾が特定の都道府県に限定さ
れ育成者権の保護に配慮すべき等の特段の理由があるものを除く産地品種
銘柄については、品種名のみが記載される「品種銘柄」に指定する。
- h 消費者庁は、農林水産省とも連携して、農産物検査及び令和3年3月17日
付けの食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）改正の内容について、事
業者及び消費者に対して普及・啓発及び周知の徹底を図る。
- i 農林水産省は、計測・標準化・米穀の専門家等から構成する「機械鑑定に
係る技術検討チーム」を設置し、技術的事項の検討・整理を行った上で農産
物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）を改正し、現行の農産物
検査規格とは別に、機械測定を最大限生かせる「機械鑑定を前提とした規
格」を策定する。新しい規格は、現行の規格と同列に位置付ける。
- j 水稻うるち玄米の銘柄の検査については、現在の目視鑑定による方法を改
め、農業者等から提出される種子の購入記録、栽培記録等の書類により審査
する方法に見直す。
- k 農林水産省は、穀粒判別器のデータを活用して、生産から消費に至るまで
の情報を連携し、生産の高度化や販売における付加価値向上、流通最適化
等による農業者の所得向上を可能とする基盤（スマートフードチェーン）をコメ
の分野で構築し、これを活用した民間主導でのJAS規格制定を、令和5年産
米から実現できるよう支援する。
- l 農産物検査規格に関して見直しが行われた項目については、結論が出たも
のから、順次、それを現場に浸透させるための措置を講ずる。
- m 技術革新等を踏まえて、年度ごとに、農産物検査規格を点検し、見直しの
必要性を認めた場合には、速やかにその検討を開始する。

現行の農産物規格・検査の概要

○ 農産物規格・検査は、全国統一的な規格に基づく等級格付けにより、主に玄米を精米にする際の歩留まりの目安を示し、現物を確認することなく、大量・広域に流通させることを可能とする仕組み。

○ 農産物検査法(昭和26年法律第144号)(抜粋)

(目的)
第1条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ
確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正
かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の
発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。
(米穀の生産者に係る品位等検査)
第3条 米穀の生産者は、その生産した米穀について品位等検査を
受けることができる。

○ 対象品目

米穀(もみ、玄米及び精米)、麦(小麦、大麦及び裸麦)、大豆、
小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉

○ 農産物検査規格

- ①品位等検査：種類(農産物の種類、生産年等)、
銘柄(産地品種銘柄等)、
品位(等級)、量目、荷造り、包装
②成分検査：たんぱく質(米、小麦)、アミロース(米)
及びでん粉(小麦)

【品位の例(水稻うるち玄米)】

項目 等級	最低限度		最高限度					
	整粒 (%)	形質 (未熟粒)	水分 (%) ※	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物				
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒 (%)	異物 (%)
1等	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.4	0.2
2等	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.8	0.4
3等	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.7	0.6

規格外-1等から3等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であって、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの
※1 水分：醸造用玄米を除く玄米の水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に1.0%を加算したものとす。
※2 異物：玄米には、異物として土砂(これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。)が混入してはならない。

○ 主な農産物の検査状況(令和元年度)

(単位:千トン)

	米	麦	大豆	そば
生産量(a)	7,261	1,260	218	43
検査数量(b)	5,123	1,300	197	38
受検率(b/a)	71%	103%	91%	90%

- (注) 1 米の生産量は、主食用の玄米数量である。
2 米の検査数量は、うるち、もち及び醸造用を合計した玄米数量である。(もみ及び飼料用(もみ、玄米は除く。))
3 各農産物とも検査数量には規格外に格付けされたものを含むが、麦の生産量は2等以上等の検査数量をもとに集計しているため、受検率が100%を超えることがある。
4 米、麦、大豆、そばの検査数量は、確定値の数量である。

○ 民間の登録検査機関の推移

令和2年3月31日現在

年 度	平成21年度	令和元年度
登録検査機関(機関)	1,414	1,739
農産物検査員(人)	14,516	19,403
民間検査比率(%)	100	100
検査場所数(ヶ所)	12,638	14,492

- (注) 1 登録検査機関数は、各県において農産物検査を実施する機関の延べ数である。
2 民間検査比率は、玄米の検査数量における民間登録検査機関による検査数量の比率である。

○ 米穀の系統別検査数量の比率(平成30年産)

平成31年3月31日現在

	JA系	全集連系	卸・小売	農業法人等	分析機関	合 計
検査数量	3,622	398	431	326	154	4,932
割合	73.5%	8.1%	8.7%	6.6%	3.1%	100%

資料:穀物課作成資料

米(玄米・精米)の物流合理化について

全国的にトラックドライバー不足が深刻化する中、重量物である米は、特に敬遠される傾向。産地から最終消費地まで主食である米を確実に届けていくため、玄米・精米物流が直面する課題の解決が必要。(2019年3月から政策統括官(現在の農産局)主催による「物流合理化勉強会」を開催し、米、麦、砂糖等の物流問題について議論。)

玄米物流の課題

- ・重量物である米の紙袋での流通は手荷役が多く発生し、トラックドライバーから特に敬遠される傾向。
- ・フレコンバッグは紙袋に比べて圧倒的に手荷役が少なく、積み降ろし時間が1/2から1/3に短縮されるが、フレコンバッグの普及率は4割に留まる。

→フレコン化の推進に向けた環境整備として、フレコンの規格化ができないか。

精米物流の課題

- ・各米卸事業者が数多くの種類の商品を、個別に各店舗や各配送センターに向けて納品するため、多頻度・少量配送が常態化し、トラックドライバーの確保が困難。
- ・発注から納品までのリードタイム(発注後〇日)や精米年月日から納品までのリードタイム(精米後〇日)が短い。

→共同配送の取組や納品までのリードタイムの緩和により、できるだけ商品をまとめて配送することができないか。

これまでの取組

○農産物検査規格として「推奨フレコンバッグ」の規格を設定(R2.6.30告示改正、R3.6.1施行)



○「推奨フレコンバッグ」の普及に向けた現地実証を展開
(玄米の推奨規格フレコンを活用した物流効率化実証支援(令和2~4年度))

○「精米年月旬(上／中／下旬)」表示の導入

食品表示基準改正(R2.3.27)により、これまでの「精米年月日」表示に加えて「精米年月旬」表示の利用が可能となった。

〇1年産
精米時期
20.06.上旬

旬表示商品の例



○配送リードタイムの延長等に関する要請文の発出

米卸団体(全農、全米販)が、小売・量販店、中食・外食、生協の団体に対して、配送リードタイムの緩和、年月旬表示の導入、納品条件の明確化等に関する依頼文を発出(R2.3)し、協議を開始。

④ 新規需要米の取組状況

飼料用米の取組状況

- 飼料用米については、多収品種の導入や区分管理での取組による本作化が進展。
- また、飼料用米の生産の約8割が経営規模(全水稻の作付面積)が5ha以上の大規模農家により担われている。

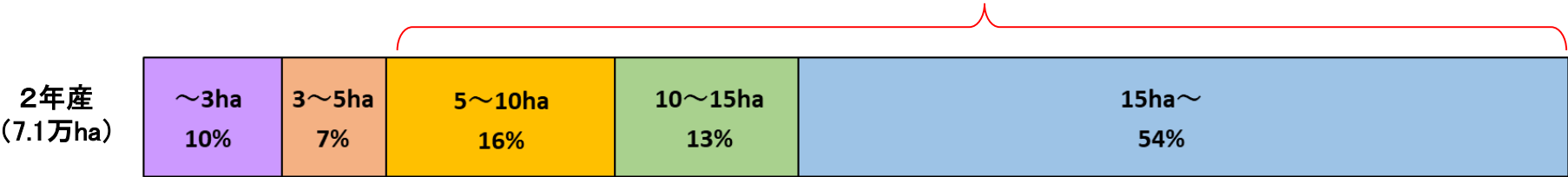
【飼料用米の作付・生産状況】

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
飼料用米作付面積（万ha）	3.4	8.0	9.1	9.2	8.0	7.3	7.1
うち、多収品種の作付面積（万ha）	1.3	3.0	3.9	4.6	4.5	4.3	4.0
割 合	39%	37%	43%	50%	56%	60%	56%
うち、区分管理の取組面積（万ha）	2.7	6.0	7.3	7.6	7.0	6.5	6.3
割 合	80%	75%	80%	83%	88%	89%	89%
飼料用米生産量（万トン）	19	44	51	50	43	39	38

注：「区分管理」とは、主食用米を生産する圃場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける手法で、主食用米と同一のほ場で飼料用米を生産する「一括管理」と比べて、多収品種の導入が容易で、飼料用米の定着が期待できる。
「飼料用米生産量」は、実際の収量を反映した実績値。

【飼料用米作付における、農業者の規模別（全水稻の作付面積）の飼料用米の分布状況】

全水稻の作付規模が5ha以上（※）が約8割

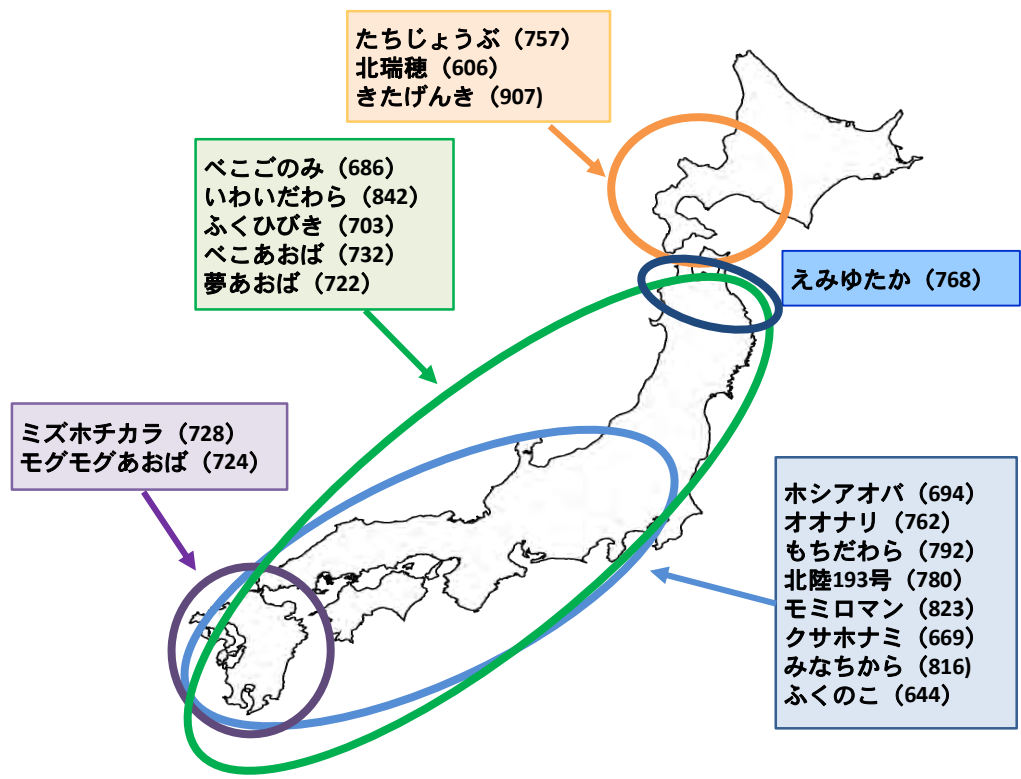


※ 全水稻では、作付規模5ha以上の農家数は全体の5%

多収品種について

- 多収品種については、現在、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」において、以下の2区分が設けられている。
- ① 国の委託試験等によって、飼料等向けとして育成され、子実の収量が多いことが確認された25品種（多収品種）
 - ② 一般的な品種と比べて子実の収量が多く、当該都道府県内で主に主食用以外の用途向けとして生産されているもので、全国的にも主要な主食用品種ではないもののうち、知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種（特認品種）

主な多収品種の例



主な特認品種の例(令和3年産)

県名	品種名
北海道	そらゆたか(710)
青森県	青系201号(811)
岩手県	つぶゆたか(672)、つぶみのり(687)、たわわっこ(739)
秋田県	秋田63号(725)、たわわっこ(717)
福島県	たちすがた(599)、アキヒカリ(827)
長野県	ふくおこし(870)
新潟県	新潟次郎(669)、アキヒカリ(709)、亀の蔵(645)、ゆきみのり(681)、いただき(689)、亜細亜のかおり(817)
富山県	やまだわら(718)
兵庫県	兵庫牛若丸(615)、あきだわら(563)
島根県	みほひかり(546)
福岡県	タチアوبا(660)、ニシアوبا(644)、たちすがた(600)、ツクシホマレ(578)、夢一献(575)
宮崎県	タチアوبا(660)、み系358号(702)、宮崎52号(620)

[注]()の数値は研究機関における実証単収の一例で、単位はkg/10a

令和2年産飼料用米の出荷方式、品種別面積

	作付面積	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
		一括管理	割合	区分管理	割合	一般品種	割合	多収品種	割合
北海道	1,865	108	6%	1,756	94%	344	18%	1,521	82%
青森	4,403	48	1%	4,355	99%	701	16%	3,702	84%
岩手	3,589	219	6%	3,370	94%	466	13%	3,123	87%
宮城	4,913	473	10%	4,440	90%	3,865	79%	1,048	21%
秋田	1,574	245	16%	1,328	84%	577	37%	996	63%
山形	3,192	294	9%	2,898	91%	437	14%	2,755	86%
福島	4,933	785	16%	4,148	84%	3,115	63%	1,817	37%
茨城	7,886	686	9%	7,200	91%	3,398	43%	4,488	57%
栃木	8,341	31	0%	8,310	100%	7,713	92%	628	8%
群馬	959	105	11%	853	89%	876	91%	83	9%
埼玉	1,246	261	21%	985	79%	741	59%	506	41%
千葉	3,822	827	22%	2,995	78%	967	25%	2,855	75%
東京									
神奈川	10	10	100%	0	0%	10	100%	0	0%
新潟	1,876	419	22%	1,458	78%	512	27%	1,365	73%
富山	1,297	109	8%	1,188	92%	624	48%	672	52%
石川	548	17	3%	531	97%	170	31%	378	69%
福井	1,073	105	10%	968	90%	273	25%	800	75%
山梨	19	7	34%	13	66%	15	77%	4	23%
長野	228	55	24%	173	76%	60	26%	168	74%
岐阜	2,271	726	32%	1,545	68%	1,426	63%	845	37%
静岡	1,033	4	0%	1,028	100%	97	9%	936	91%
愛知	1,298	819	63%	479	37%	1,116	86%	182	14%
三重	1,586	213	13%	1,373	87%	514	32%	1,072	68%

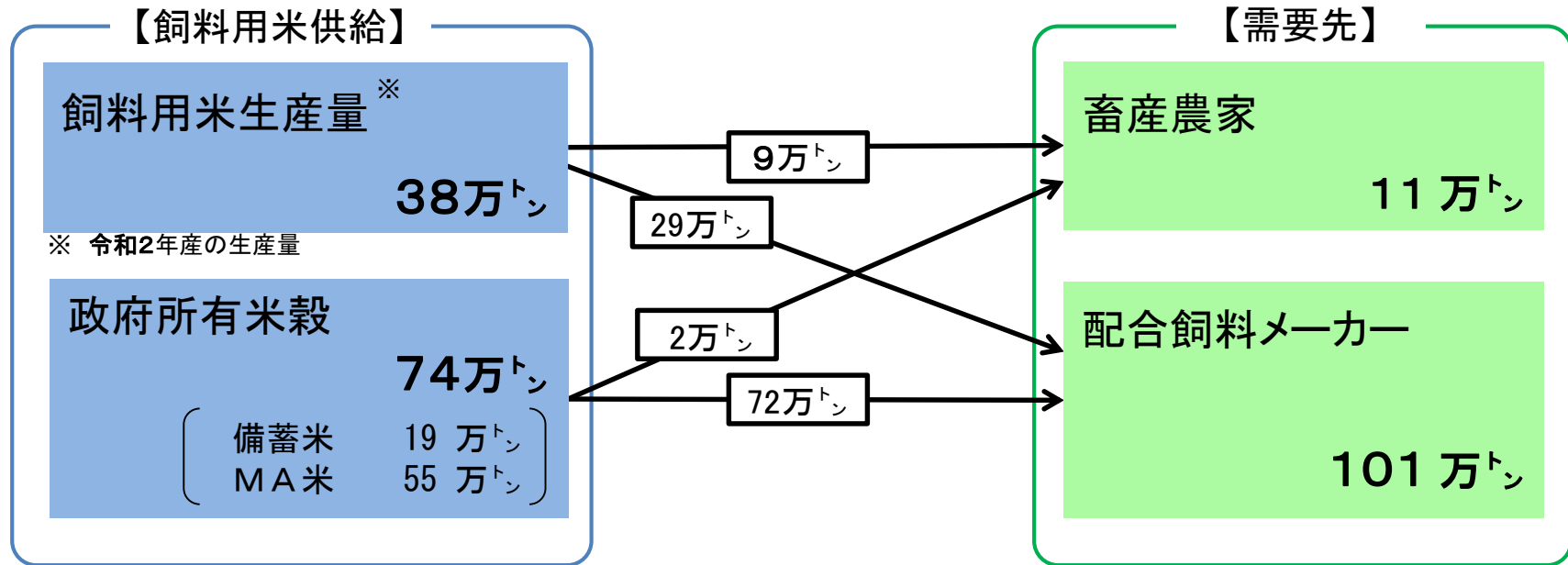
	作付面積	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
		一括管理	割合	区分管理	割合	一般品種	割合	多収品種	割合
滋賀	1,096	228	21%	868	79%	601	55%	495	45%
京都	95	0	0%	95	100%	5	5%	90	95%
大阪	7	7	100%	0	0%	7	100%	0	0%
兵庫	299	1	0%	298	100%	50	17%	249	83%
奈良	27	6	22%	21	78%	23	85%	4	15%
和歌山	2	1	43%	1	57%	1	43%	1	57%
鳥取	517	0	0%	517	100%	0	0%	517	100%
島根	682	0	0%	682	100%	4	1%	678	99%
岡山	1,074	433	40%	641	60%	558	52%	516	48%
広島	293	3	1%	291	99%	42	14%	252	86%
山口	900	0	0%	900	100%	158	18%	741	82%
徳島	558	254	46%	304	54%	283	51%	275	49%
香川	129	20	16%	109	84%	56	43%	73	57%
愛媛	230	61	27%	169	73%	77	34%	153	66%
高知	859	102	12%	757	88%	299	35%	560	65%
福岡	1,886	0	0%	1,886	100%	11	1%	1,875	99%
佐賀	603	0	0%	603	100%	116	19%	487	81%
長崎	111	7	6%	104	94%	61	55%	50	45%
熊本	1,135	39	3%	1,095	97%	148	13%	987	87%
大分	1,355	1	0%	1,353	100%	146	11%	1,209	89%
宮崎	412	23	6%	389	94%	64	16%	348	84%
鹿児島	653	114	17%	539	83%	326	50%	327	50%
沖縄									
合計	70,883	7,866	11%	63,018	89%	31,053	44%	39,831	56%

注1：東京都及び沖縄県では飼料用米の作付けはない。
注2：「一括管理」とは主食用米と同一のほ場で飼料用米を生産する管理方法であり、「区分管理」とは主食用米を生産するほ場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける管理方法である。
注3：「多収品種」とは「国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種」及び「一般的な品種と比べて子実の収量が多く、当該都道府県内で主に主食用以外の用途向けとして生産されているもので、全国的にも主要な主食用品種でないもののうち、知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種」である。

飼料用米の供給状況

- 現状、飼料用に112万トンの米が畜産農家・配合飼料メーカーに供給されているところ。

米の飼料用としての供給量（令和2年度）



出典：農林水産省穀物課調べ

【今後の課題】

- 配合飼料の主原料であるとうもろこしと同等、またはそれ以下の価格での供給が必要。
- 飼料工場毎の施設規模や配合設計・計画に見合う安定的な供給が必要。（短期・大量の受け入れは不可）
- その他、飼料用米の集荷・流通・保管施設や直接供給体制の構築等の集荷・調製等に伴うコスト削減等の体制整備が必要。

配合飼料メーカーの立地状況と飼料用米の集荷・流通体制

- 飼料用米の産地は全国に存在するが、配合飼料工場は、主に、太平洋側の港湾地域に立地が集中。
- 飼料用米については、生産者団体による飼料用米の集荷・流通体制が確立されていることから、稲作農家自らが需要先の確保や配合飼料工場への供給に携わらずとも、飼料用米の生産に取り組むことが可能。

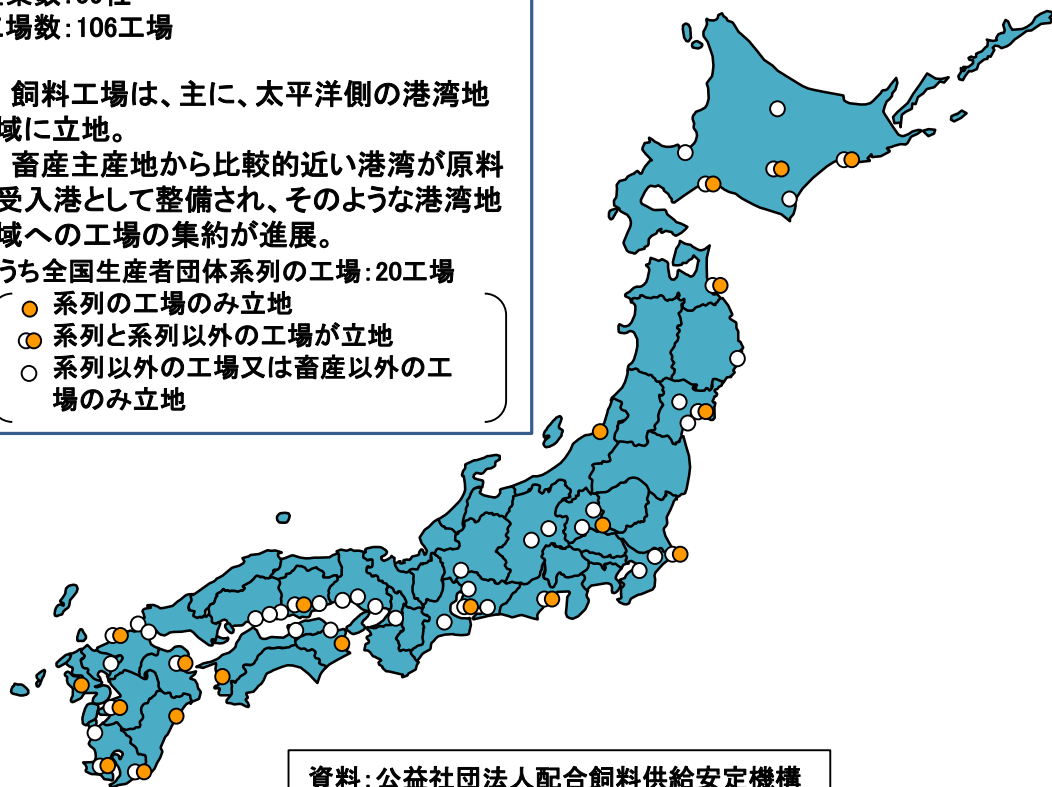
配合飼料工場の立地状況※1

企業数: 59社
工場数: 106工場

- ・ 飼料工場は、主に、太平洋側の港湾地域に立地。
- ・ 畜産主産地から比較的近い港湾が原料受入港として整備され、そのような港湾地域への工場の集約が進展。

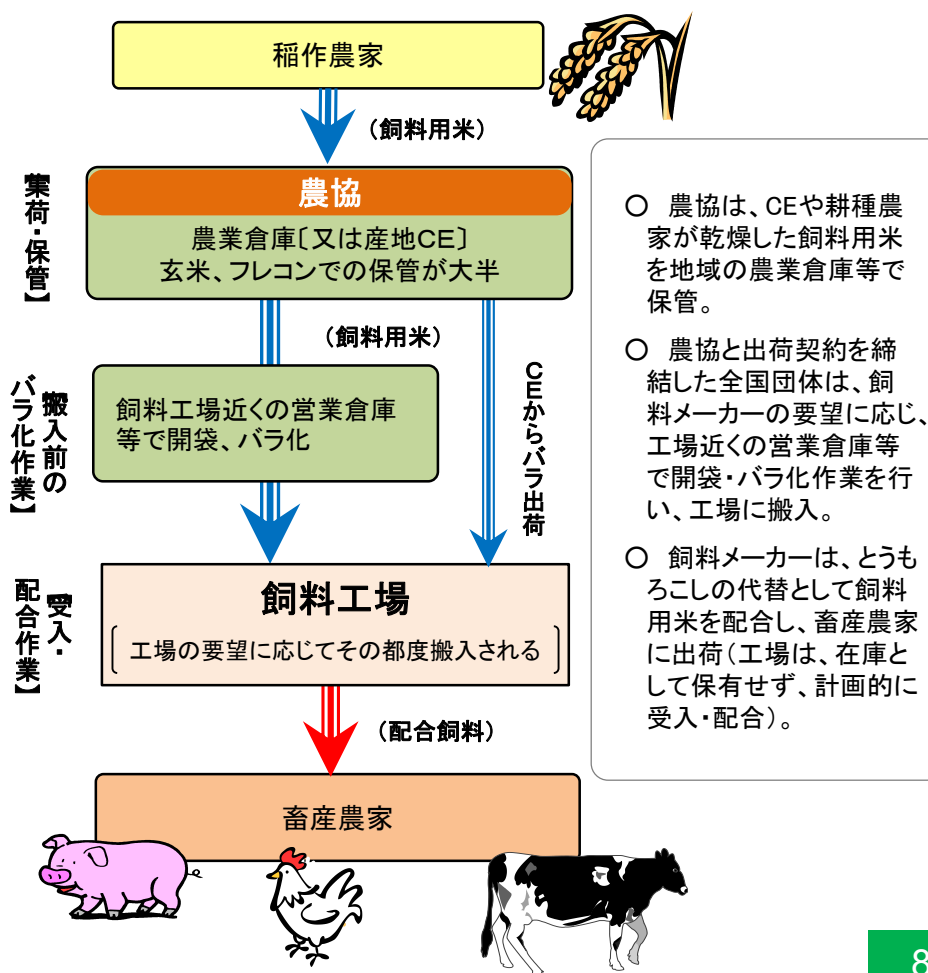
うち全国生産者団体系列の工場: 20工場

- 系列の工場のみ立地
- 系列と系列以外の工場が立地
- 系列以外の工場又は畜産以外の工場のみ立地



資料: 公益社団法人配合飼料供給安定機構
「配合飼料産業調査」を基に作成
※1 本調査に協力を得られた承認工場及び承認工場を有する企業を対象としている

全国生産者団体による飼料用米の集荷・流通体制

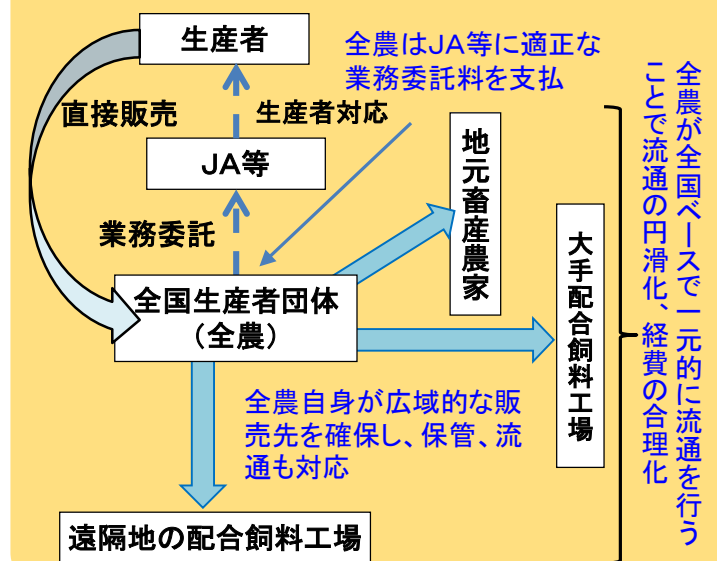


(参考) 飼料用米の流通経費について(全国生産者団体による集荷・流通の場合)

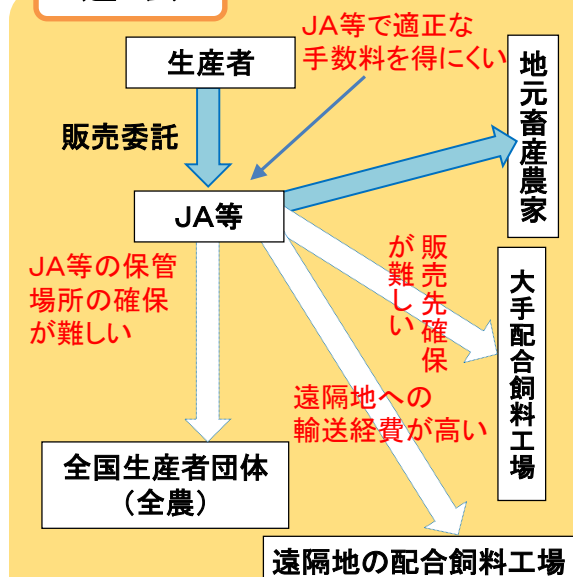
- 全国生産者団体(全農)は、飼料用米を生産者から直接買い取り、自ら保管・流通・販売する仕組みを創設し、運用している。
- 全農に出荷された米の輸送経費は、基本的には輸送距離に応じて高くなるが、契約した運送業者等における帰り荷の有無等も影響するため、輸送距離のみによって決まるものではない。
- 流通経費は、一般的に金利・倉敷料や販売手数料等の他の経費と合わせて計算され、生産者が受け取る販売代金から差し引くことで精算されている。

全農による飼料用米の直接買取りスキーム

現在

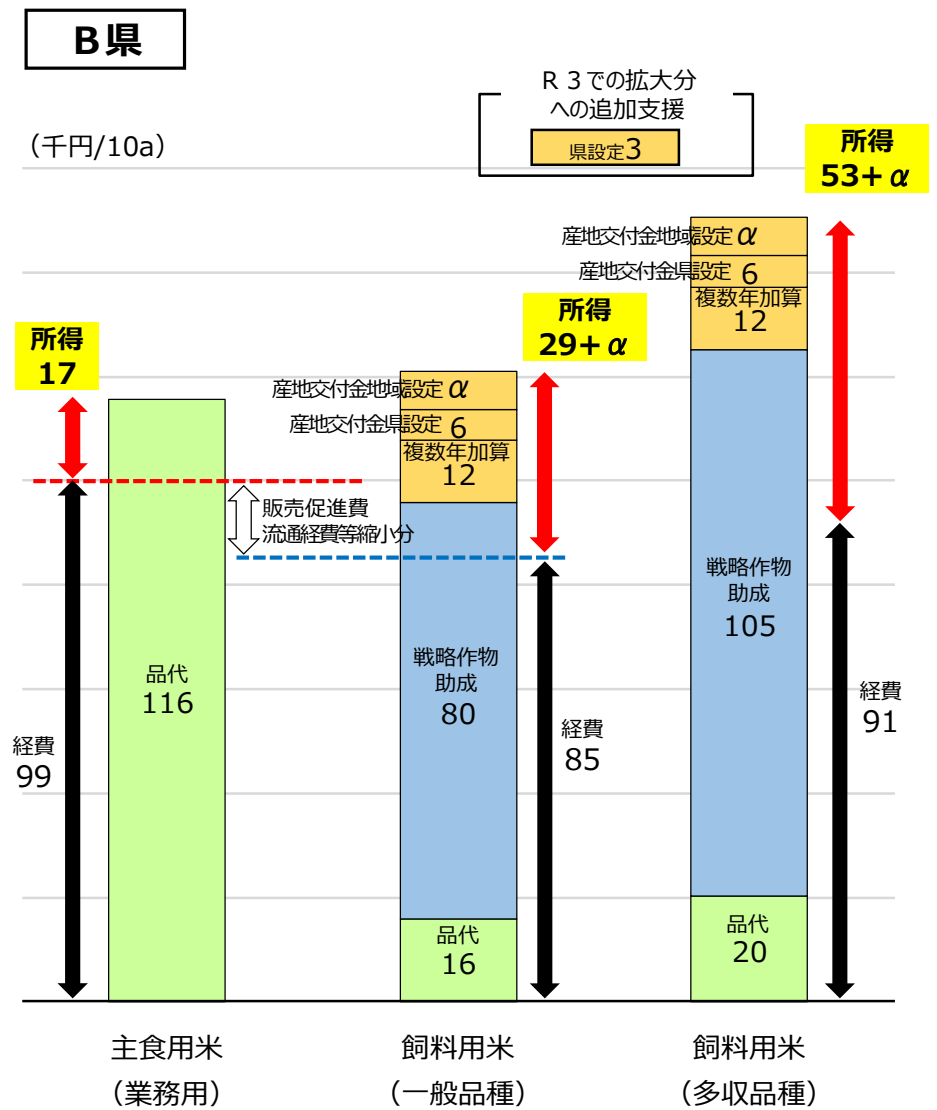
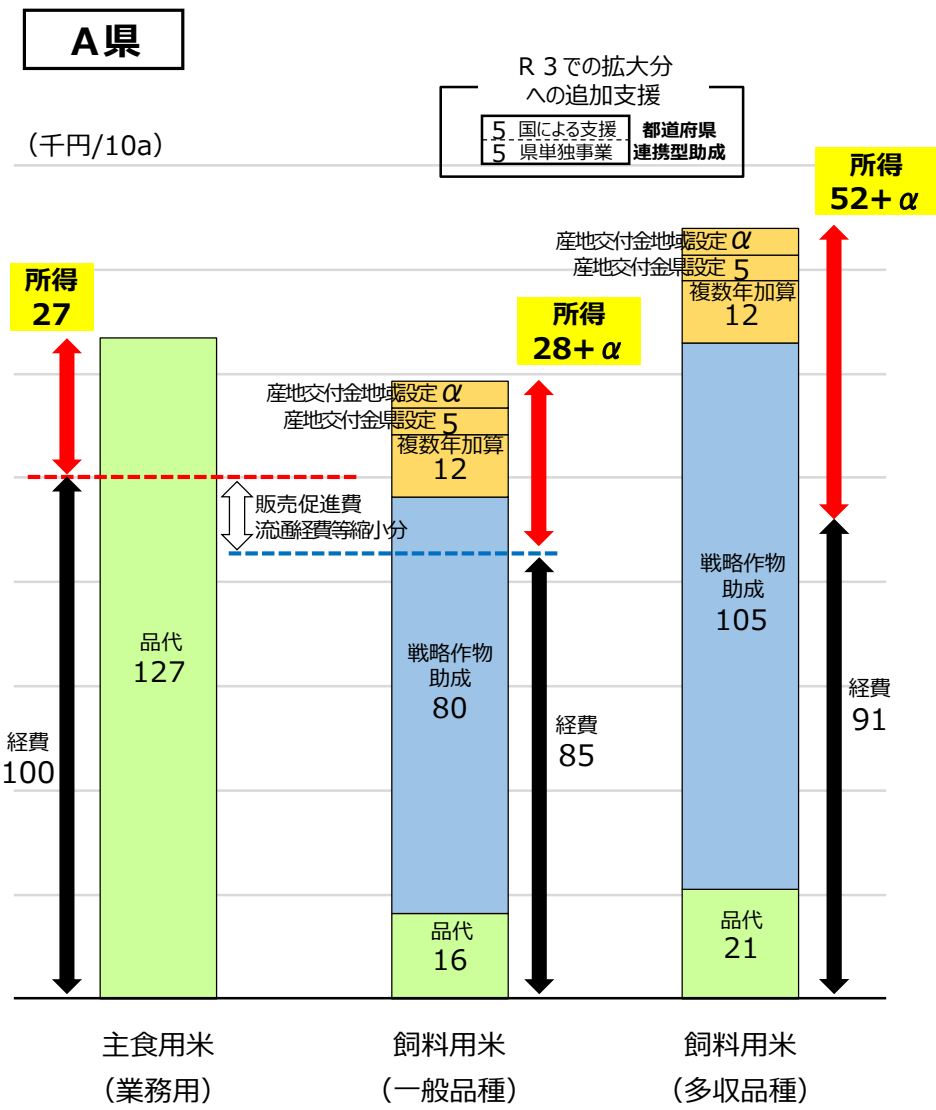


過去



※ 農林水産省では、全国生産者団体(全農)が創設した仕組みの運用を可能とするため、「米穀の出荷販売業者が遵守すべき事項を定める省令」(平成21年11月5日農林水産省令第63号)を一部改正(平成26年11月公布、平成27年2月施行)

主食用米と飼料用米の所得比較



※ 主食用米の品代は、2年産（3年4月）相対取引価格及び3年産水稻の10a当たり平年収量（農家ふるい目幅ベース）により算出。
※ 飼料用米の品代は、取組事例のデータ（30円/kg）及び3年産水稻10a当たり平年収量（1.7mmベース、多収の場合は+150kg）により算出。
※ 経費については、元年産の農産物生産費統計の全国平均及び聞き取りによる流通保管経費等により算出。

産地でまとまって需要に応じた生産を行いやすくするための見直しについて

- 需給動向に柔軟に対応しつつ、産地単位でのまとまった作付転換の取組を推進しやすくするため、**産地単位**で需要に応じた生産に取り組む場合に、**生産者(交付申請者)からの委任**を受けた**生産者団体等**が**交付金(ゲタ・ナラシ・水活)**を「**代理受領**」できるようにするとともに、生産者団体等において生産者との**出荷契約書**を見直し。
- これにより、**交付金や品代(主食用米を含む)**を合わせて**共同(プール)計算**し、**生産者手取りの平準化**ができるようになることから、**営農計画書の提出期限(6月末)の間際まで、主食用米から飼料用米等への用途変更が容易に**。

代理受領を活用した共同計算スキームの流れ

<代理受領者:生産者団体・集荷業者等>

【生産者団体等内】水稻作付計画の検討

- 都道府県の生産の目安等に基づいて、各品目(主食用、加工用、飼料用等)の生産数量を決定
- 生産者ごとに、品目別の生産数量を割当

需給動向を
踏まえて
変更

販売代金や水田活用交付金を合わせて共同計算することで、生産者手取りが平準化されることとなるので、農業者毎の品目の割振が容易となる。

【生産者(生産者団体等)⇄実需者】出荷契約の締結

- 生産者団体等の判断で主食用米からの仕向け先の変更
- ※ 変更が生じた場合の営農計画書等の変更は、生産者団体等に対応(生産者から委任)

営農計画書提出期限間際まで、需給状況等の見極めが可能

【生産者→(生産者団体等→)国】水田活用交付金の申請

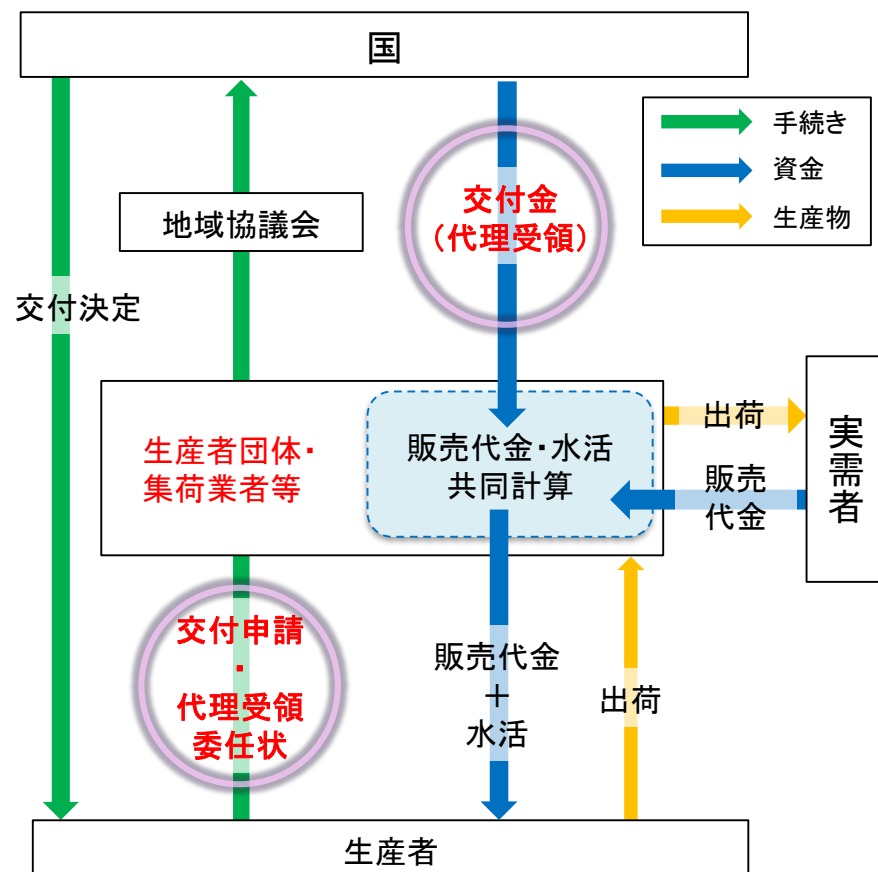
- 代理受領の委任状を併せて提出(代理人:生産者団体・集荷業者等)
- ナラシや農業共済も6月末までに申請

【国→生産者団体等(代理受領)】水田活用交付金の支払

【生産者団体等→生産者】農産物販売代金と水田活用交付金を合わせて共同計算し、生産者に支払

ゲタ・ナラシも生産者団体等に入金されるが、共同計算には含めずにそのまま農業者へ交付

交付申請及び資金の流れ(共同計算スキームの場合)

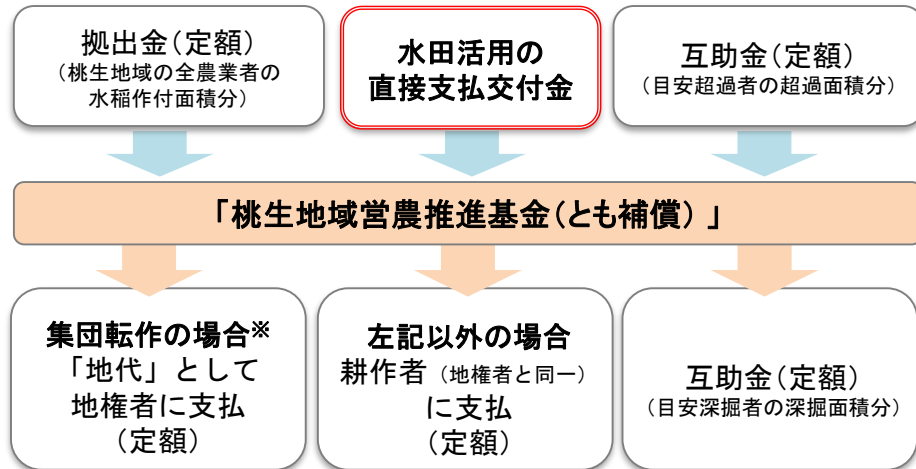


交付金の代理受領の活用事例(宮城県石巻市桃生地域における取組)

- 石巻市^{ものう}桃生地域では、地域全体で団地化・ブロックローテーションを行う「集団転作」を推進するため、JAいしのまき桃生営農センターが事務局となって、交付金の代理受領の仕組みを活用し、水田活用の直接支払交付金と生産者からの拋出金等を原資としたとも補償(地権者補償)を実施。
- ゲタ・ナラシは代理受領後、速やかに各農業者に交付。水田活用の直接支払交付金は、地方農政局からの各農業者の各交付金(ゲタ・ナラシ・水活)の交付決定額情報を基に、大きな事務負担なく、とも補償で円滑に精算。

地域内の「とも補償制度」

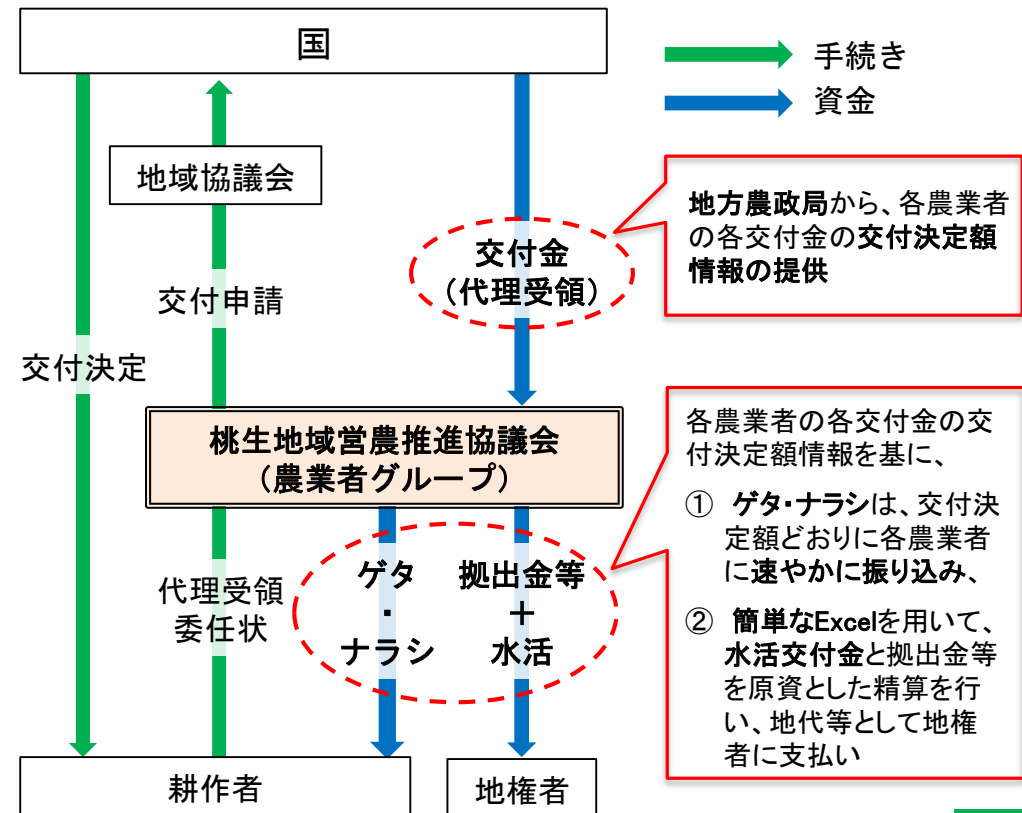
桃生地域営農推進協議会(農業者グループ)
(事務局: JAいしのまき桃生営農センター)



※ 麦・大豆、加工用米等を決められた圃場で作付けし、団地化(原則5年)やブロックローテーション(原則3年)に取り組む場合

・ 上記の仕組みとは別に、品代やゲタ・ナラシは耕作者に支払
(ゲタ・ナラシも「推進協」が代理受領するが、対象耕作者にそのまま交付)

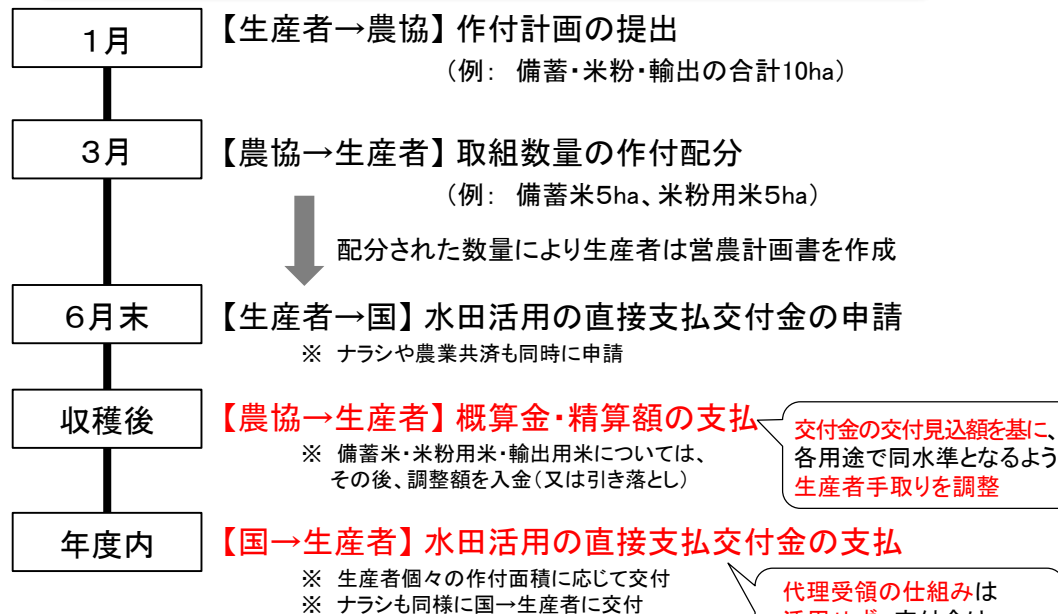
交付申請及び資金の流れ



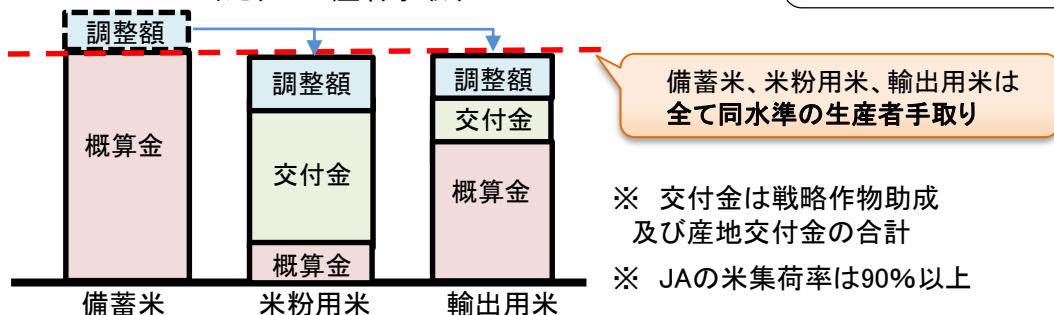
共同計算の事例(富山県入善町、朝日町における取組)

- 「JAみな穂」では、営農計画書の提出(6月30日)前に、生産者毎の備蓄米、米粉用米、輸出用米の用途別生産数量を農協が調整の上配分し、用途別の生産者手取りが同水準となるよう共同計算により調整(交付金の代理受領は活用せずに実施)。
- また、地域独自の事業(地域営農とも補償事業)として、需要に応じた生産や転作田の円滑な受委託が行われるよう地権者に補償し、水稻と麦・大豆などの畑作物とのブロックローテーションによる水田フル活用を推進。

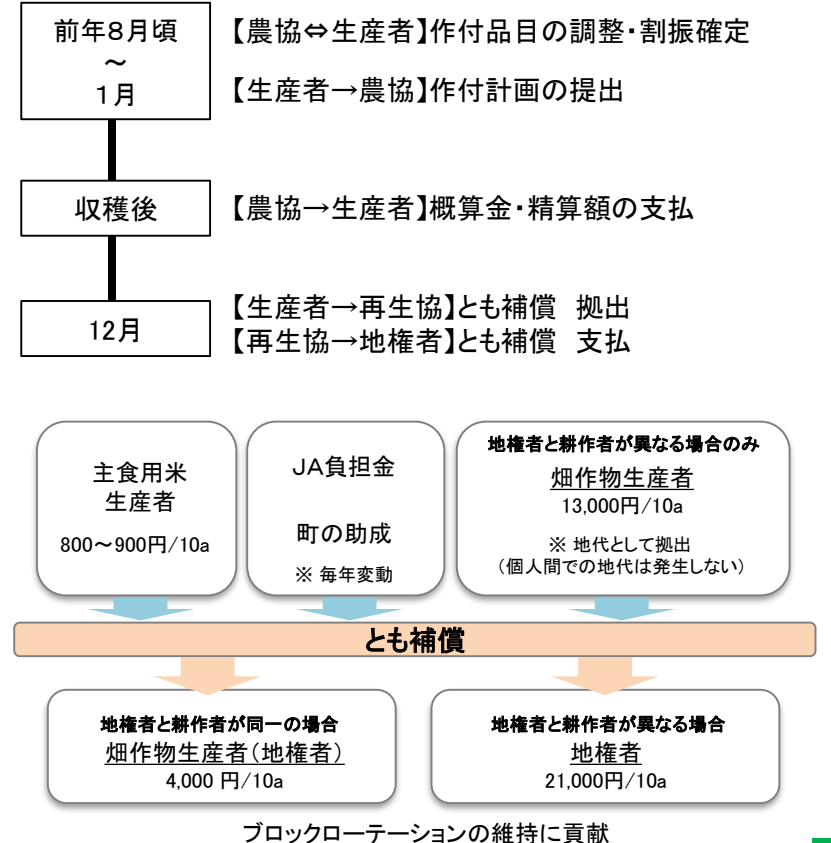
備蓄米、米粉用米、輸出用米の共同計算



<10a当たりの生産者手取り>



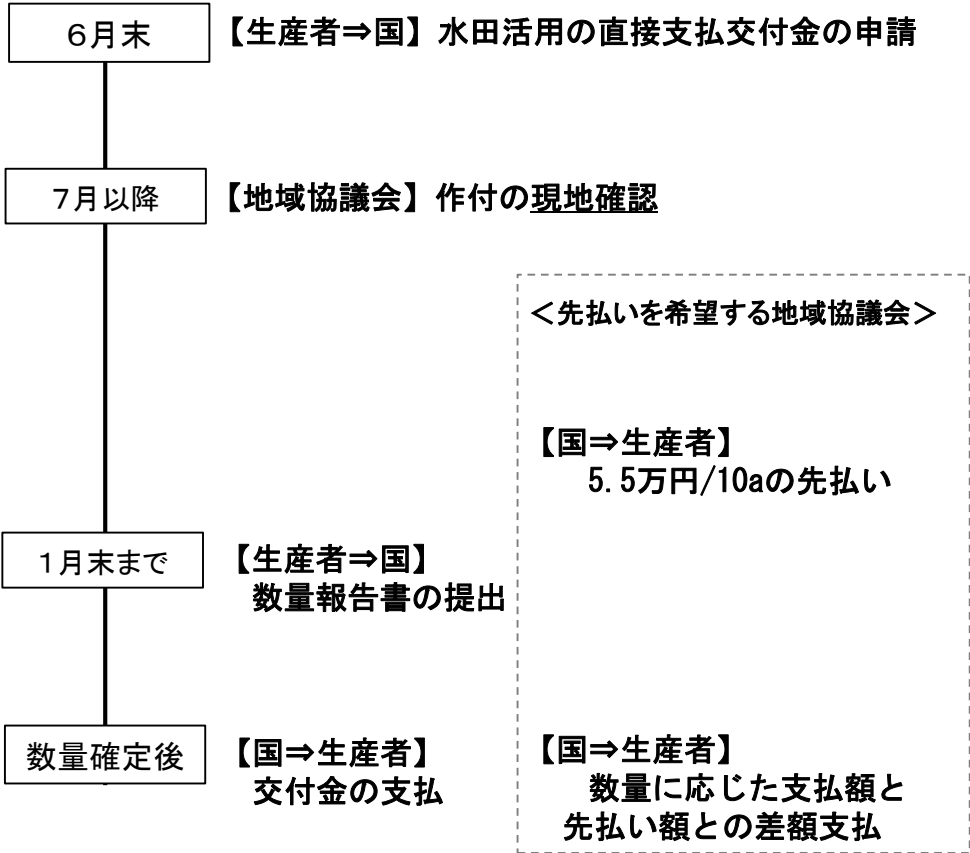
<地域営農とも補償事業(主食用米と畑作物)>



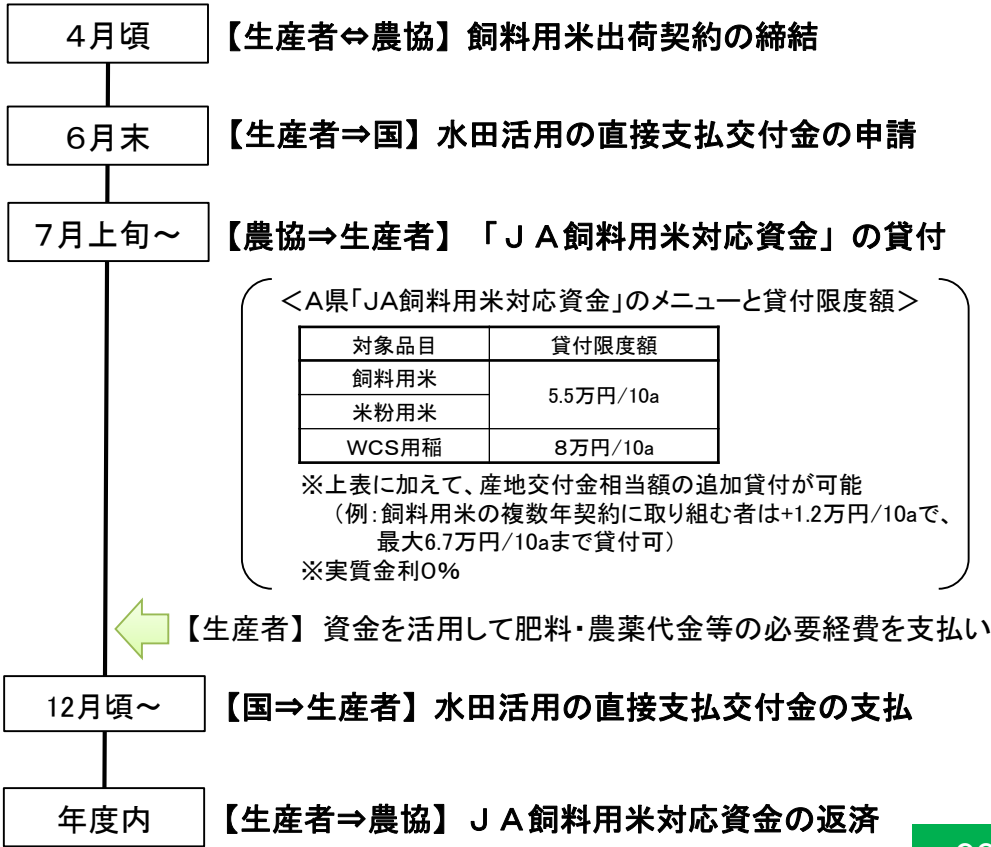
飼料用米に対する交付金の支払について

- 水田活用の直接支払交付金では、飼料用米への助成(数量に応じて5.5万円～10.5万円/10a)について、数量確定後に支払うことが原則であるが、地域協議会が希望する場合には、現地確認後に5.5万円/10aを先払いし、数量確定後に追加的に支払うことが可能。
- また、地域によっては、JA等が水田活用の直接支払交付金が支払われるまでの短期つなぎ資金を商品化している。

飼料用米に対する交付金支払の流れ



A県における飼料用米への支払対応 (JAつなぎ資金の活用)



飼料用米の需要情報について

- 配合飼料向けについては、飼料業界主要4団体※における飼料用米の年間使用可能数量は、直近では約130万トン。畜種別にみると、ブロイラーのシェアが33%と最も高く、次いで採卵鶏が31%となっており、この2種で約6割を占める。
- 個別取引については、関係機関が連携して、毎年、畜産農家と耕種農家とのマッチングのための新規需要の要望調査を実施。令和3年産飼料用米については、畜産農家から約1万トン(53件)の希望が寄せられたところ。

○ 畜種別年間使用可能数量(農林水産省聞き取り)

	肉用牛	乳用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー	合 計
数量 (千トン)	73	82	312	399	424	1,290
シェア	6%	6%	24%	31%	33%	100%

注1：飼料業界主要4団体※からの聞き取りであり、輸入とうもろこし以下の価格であることを前提に、現状の施設・能力から試算した使用可能数量（令和2年12月現在）。

2：畜種別の使用可能数量は、使用割合（シェア）から試算した数量。

3：四捨五入の関係で合計欄が一致しない場合がある。

○ 業界団体別年間使用可能数量(農林水産省聞き取り)

	飼料工業会	くみあい飼料	日鶏連	全酪連	合 計
数量 (千トン)	661	579	35	15	1,290
シェア	51%	45%	3%	1%	100%

注1：飼料業界主要4団体※からの聞き取りであり、輸入とうもろこし以下の価格であることを前提に、現状の施設・能力から試算した使用可能数量（令和2年12月現在）。

2：飼料工業会、組合飼料は備蓄米、MA米は含まない。日鶏連、全酪連は一部備蓄米、MA米を含む。

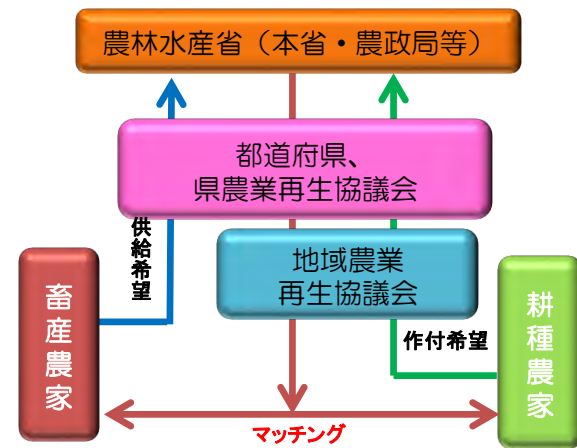
3：四捨五入の関係で合計欄が一致しない場合がある。

参考：安定供給を求める実需者からの要請、生産者へのメッセージ

- 【国産飼料用米の安定供給について（要請）協同組合日本飼料工業会】（令和元年6月21日公表）
- ・ 国産飼料用米の生産が維持・拡大され、今後とも畜産農家・飼料メーカーが安心して飼料用米を継続利用できるよう、産地や稲作生産者に対して安定供給の重要性を説明するとともに、更なる積極的な取組を促すこと。
 - ・ 稲作生産者が安心して国産飼料用米の生産に取組めるよう国の支援を安定的に継続すること。
 - ・ 国産飼料用米の生産・利用が拡大するような支援策を拡充すること。
- 【飼料業界主要4団体※の飼料用米生産拡大に向けたメッセージ】（平成28年3月28日公表）
- ・ 飼料業界の主要4団体が、飼料用米の生産拡大に向け、飼料用米に取り組む生産者に対するメッセージをとりまとめ、公表。
 - ・ 当面の飼料用米の使用可能数量は4団体で120万トン程度と十分に利用できる体制になっており、安心して飼料用米生産に取り組んでいただきたい旨が記載。

※（協）日本飼料工業会、くみあい飼料工場、日本養鶏農業協同組合連合会、全国酪農業協同組合連合会

○ 畜産農家とのマッチング活動の取組体制



飼料用米の利用拡大のための機械・施設整備等に対する支援

- 産地で必要とされている飼料用米保管施設(カントリーエレベーター、飼料保管タンク、飼料用米保管庫等)の整備を支援。なお、施設整備に伴う産地の負担を軽減する観点から地域の既存施設の有効活用を図ることが基本。
- 畜産農家が飼料用米を利用するために必要な機械の導入や施設の整備を支援。

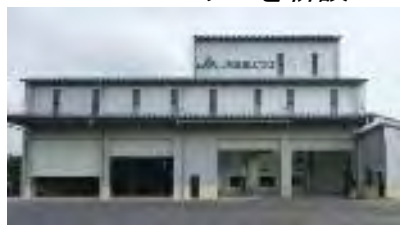
● 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(令和3年度予算額:162億円の内数)

稲作農家が受益となる施設

→ 飼料用米の生産拡大に対応するための施設の新設・増築や機能向上を支援。

※ 単独施設での整備も可能だが、周辺に利用率が低い施設があれば、複数施設の再編を行う。

例1:飼料用米のカントリーエレベーターを新設



例2:カントリーエレベーターを増築し、飼料用米にも対応



畜産農家が受益となる施設

→ 自給飼料(飼料用米を含む)生産拡大に対応するために必要な保管・加工施設等の整備を支援。

※ 長期の利用供給に関する協定を締結すること等が条件。

例:TMRセンターに飼料用米保管タンクを増設



● 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(令和2年度補正:462億円の内数) (畜産クラスター事業)

→ 畜産クラスター計画に位置付けられた地域の中心的な経営体(畜産農家、飼料生産組織等)が飼料用米の保管・加工・給餌するために必要な機械の導入、施設整備等を支援。

例:米粉砕機、飼料保管タンク、混合機等の導入



飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化に向けた取組

- 飼料用米の利活用には、単なる輸入とうもろこしの代替飼料として利用するのみならず、その特徴を活かして畜産物の高付加価値化を図ろうとする取組が見られる。
- 国産飼料であることや水田の利活用に有効であること等をアピールしつつ、飼料用米の取組に理解を示す消費者層等から支持を集めつつある。

日本の米育ち 平田牧場金華豚・三元豚

- 事業者名：株式会社平田牧場
(山形県酒田市みずほ2丁目)
- 畜産物販売：ネット通販、直営店等
- ブランドの概要

飼料用米を活用した畜産物ブランド化の先駆者として日本最大規模を誇る。大学、研究機関等と連携し、飼料設計や給与技術の改善、肉質向上に取組み、全ての豚が飼料用米を活用(肥育前期15%、後期30%)また、生産・流通・販売まで一貫して行うことで、収益性の高い高付加価値化を図っている。



日本のこめ豚、米っこ桃豚

- 事業者名：ポークランドグループ
(秋田県鹿角郡小坂町)
- 畜産物販売：ネット通販、スーパー等
- ブランドの概要

「農業で幸せになろう」を合言葉に、畜産を中心とした循環型農業を推進。地元産の飼料用米を使用した豚肉を「日本のこめ豚」として全国に販売、また県内のスーパーでは「米っこ桃豚」として販売している。飼養する全ての豚に離乳後から10%、肥育後期には30%の飼料用米を与えている。



オクノの玉子

- 事業者名：株式会社オクノ(兵庫県加古川市八幡町)
- 畜産物販売：ネット通販、直売所、ホテル等
- ブランドの概要

飼料用米のほか、釧路産サンマ魚粉や赤穂の塩など、厳選した国産原料を自家配合して給与。実需者とは直接契約で年間固定価格で安定取引。ホテル等で定期開催される産直マルシェをプロデュースし、オクノの玉子の素材へのこだわりをPRしている。飼料用米の配合割合は30%。



エムケイさんちのお米豚

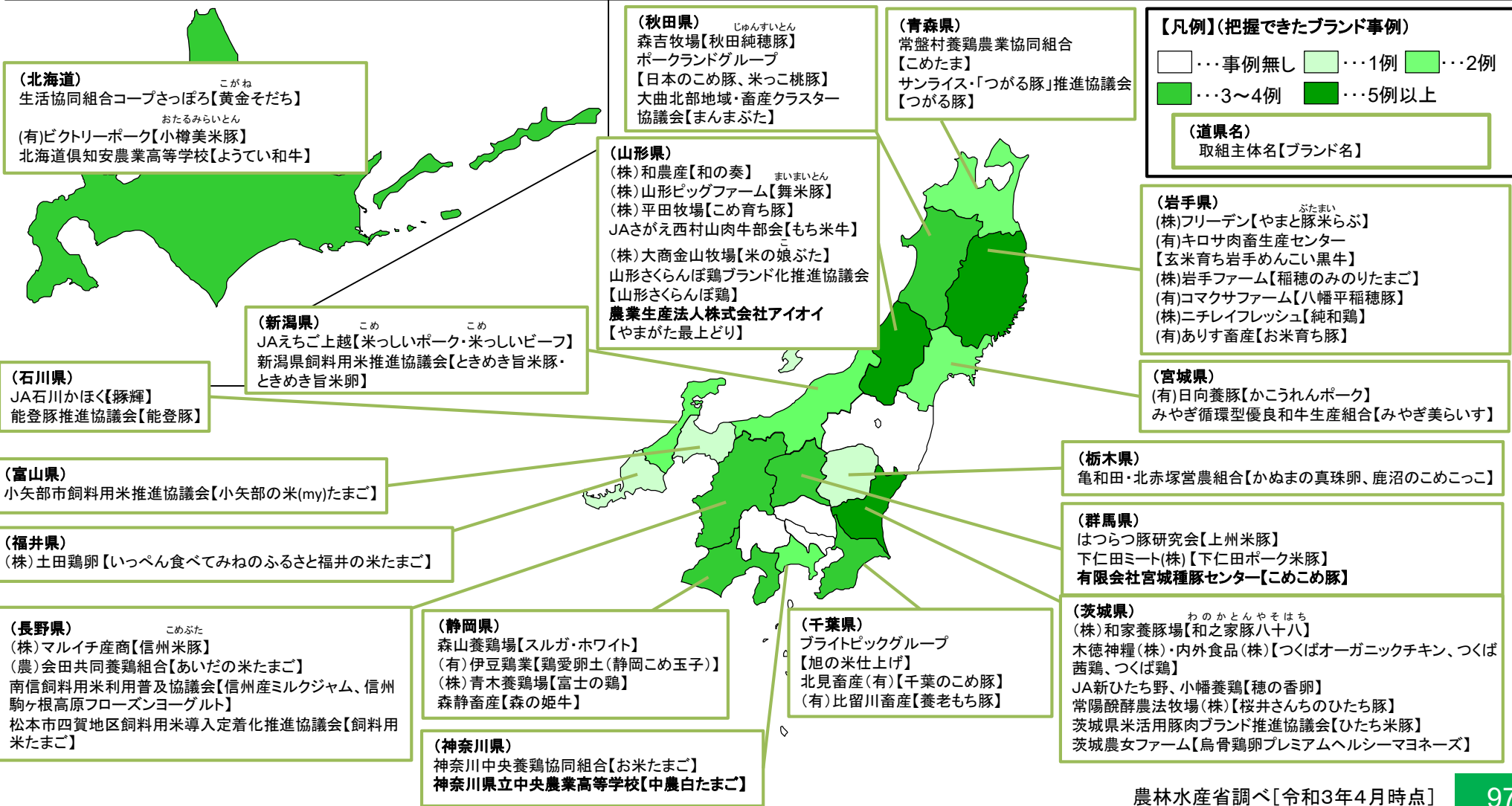
- 事業者名：有限会社エムケイ商事
(宮崎県都城市神之山町)
- 畜産物販売：スーパー、ネット通販等
- ブランドの概要

宮崎県都城市を中心とした南九州で収穫された国産飼料用米を主に使用し、集荷・検査・保管、配合飼料メーカーへの輸送・製造、直営農場での豚への給餌まで、一貫した管理体制を実施。「楽天市場ふるさと納税人気お礼の品」2019年年間ランキングで第4位を獲得。飼料用米の給餌割合は20%。

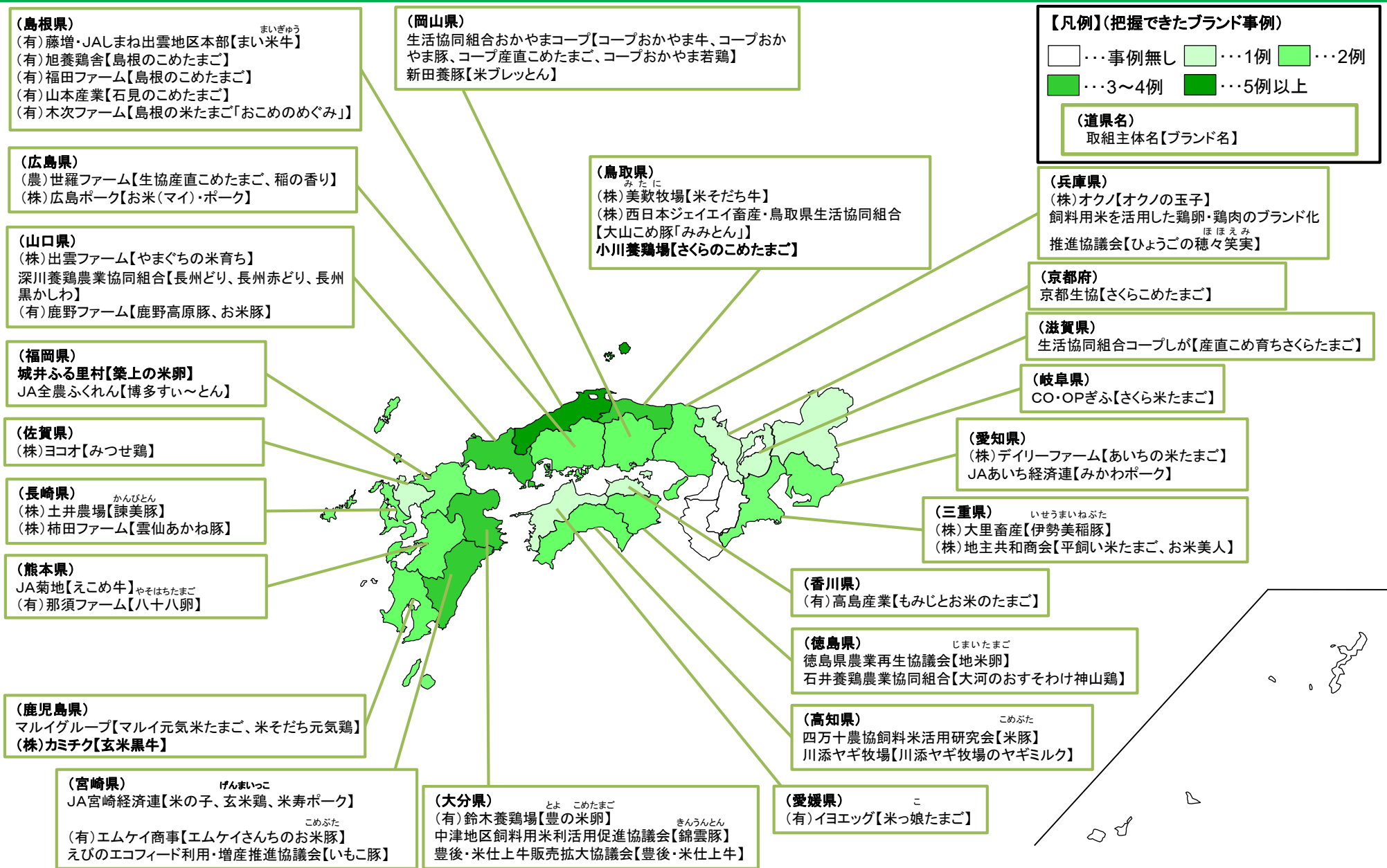


飼料用米を活用した畜産物のブランド化事例①

- 飼料用米の利活用に際しては、単なる輸入とうもろこしの代替飼料として利用するのみならず、その特徴を活かして畜産物の高付加価値化を図ろうとする取組が見られる。(39道府県97事例)
- 国産飼料であることや水田の利活用に有効であること等をアピールしつつ、飼料用米の取組に理解を示す消費者層等から支持を集めつつある。



飼料用米を活用した畜産物のブランド化事例②



「飼料用米多収日本一コンテスト」の開催

■ 趣 旨

飼料用米生産農家の生産水準の向上を推進するため「飼料用米多収日本一」を開催し、生産技術の面から先進的で他の模範となる経営体を表彰し、その成果を広く紹介する。

■ 内 容

全国の飼料用米生産者のうち

- ①多収品種（知事特認含む）で、
 - ②作付面積がおおむね1ha以上、
 - ③生産コスト低減等に取り組む
- 経営体からの応募を受け、飼料用米の10a当たりの収量が優れる経営体を表彰。

■ 褒賞区分

- ・ 農林水産大臣賞
- ・ 農産局長賞
- ・ 全国農業協同組合中央会会長賞
- ・ 全国農業協同組合連合会会長賞
- ・ 協同組合日本飼料工業会会長賞
- ・ 日本農業新聞賞



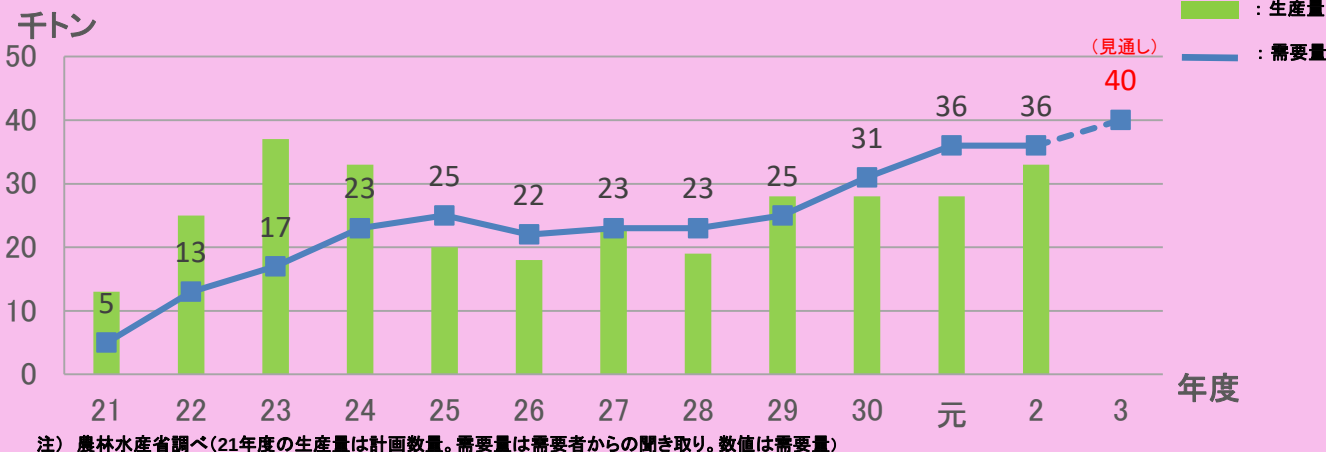
■ 令和2年度受賞者（敬称略）

褒賞区分	単位収量の部		地域の平均単収からの増収の部	
	受賞者	都道府県	受賞者	都道府県
農林水産大臣賞	出島 博昭	秋田県	農事組合法人 伏古生産組合 代表理事 柴田 隆	北海道
政策統括官賞	有限会社 豊心ファーム 代表取締役 境谷 一智	青森県	遠目塚 春生	宮崎県
全国農業協同組合中央会会長賞	農事組合法人 ふながわ 代表者 由井 久也	富山県	伊藤 裕彦	北海道
全国農業協同組合連合会会長賞	浅井 孝司	北海道	天水 茂	北海道
協同組合日本飼料工業会会長賞	高橋 俊恵	青森県	カンドーファーム株式会社 代表取締役 田尻 一輝	島根県
日本農業新聞賞	五十嵐 光博	山形県	柿並 博志	宮崎県

米粉用米の状況

- 米粉用米の需要量は、平成24年度以降、2万トン程度で推移。米粉の特徴を活かし、グルテンを含まない特性を発信する「ノングルテン米粉第三者認証制度」や「米粉の用途別基準」の運用を平成30年から開始したところであり、米粉の需要量が拡大。
- さらなる米粉の国内普及・輸出拡大に向けて、令和2年10月にノングルテン米粉の製造工程管理JASを制定し、令和3年6月から認証を開始。

米粉用米の生産量・需要量の推移



ノングルテン米粉表示

- ◆ グルテンフリー表示は、グルテンが原因となる疾患対策として、欧米で制度化されている表示制度(グルテンの含有基準値20ppm)。
- ◆ 高品質な日本産米粉をアピールするため、グルテン含有量1ppm以下の製品を対象とした表示制度である、「ノングルテン米粉第三者認証制度」の運用を平成30年6月から開始。
- ◆ ノングルテン米粉を使用した加工食品を登録し、ノングルテン米粉使用マークを付与する仕組みを令和元年9月に開始。



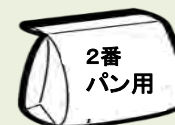
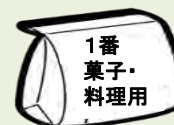
ノングルテン米粉の製造工程管理JAS

- ◆ 米粉の製造工程において、グルテンが混入する可能性のある箇所を特定し、グルテンの混入を防ぐことにより、製品のグルテン含有量が1ppm以下となるように製造工程を管理。
- ◆ ノングルテン米粉第三者認証制度による製品認証との二本柱により米粉の輸出や需要拡大に寄与。



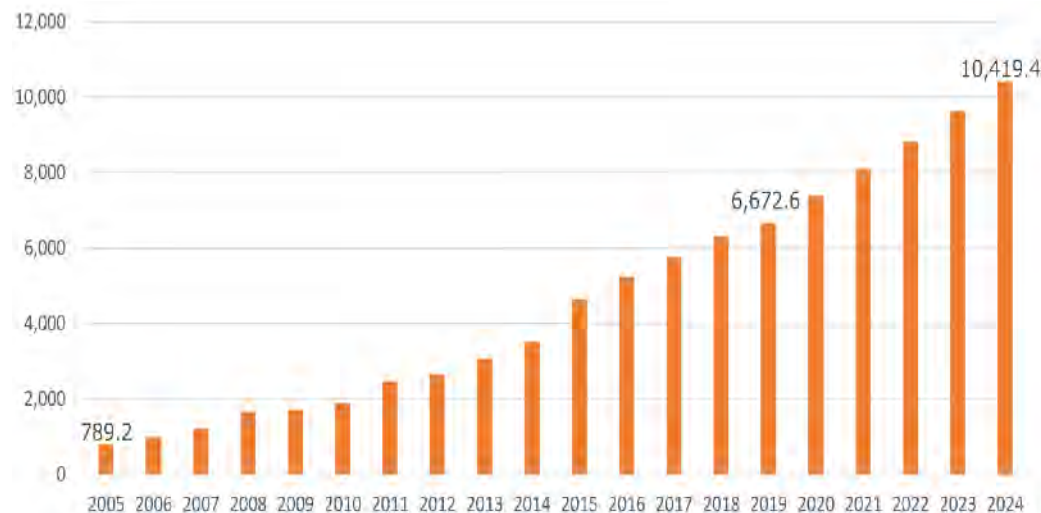
米粉の用途別基準

- ◆ 米粉の用途別の加工適正の統一表記(1番:菓子・料理用、2番:パン用、3番:麺用)を行う「米粉の用途別基準」を平成30年1月から開始。



世界のグルテンフリー市場規模

アメリカや欧州を中心に、
世界のグルテンフリー市場は順調に拡大しており、
2024年には約100億USDに達する見込み



図：世界のグルテンフリー市場

注：2020年以降は予測値
出所：Euromonitor Dataを基にJFOODOにて作図

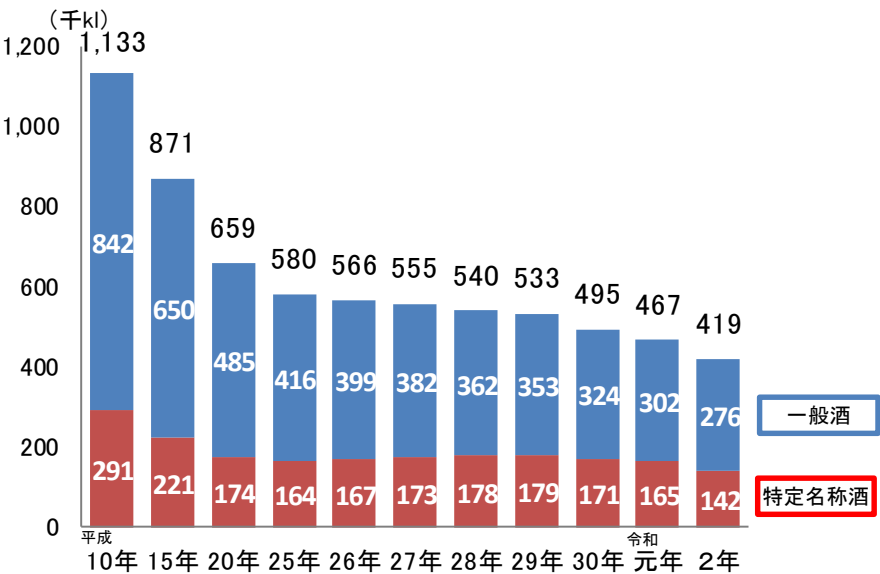
米粉によるグルテンフリー市場の 取り込みに向けて

- ◆ グルテンフリー市場は、麦類に含まれるグルテンによるアレルギー、セリアック病、グルテン過敏症、ダイエット等に対するニーズにより形成
- ◆ 米は成分としてグルテンを含んでいないため、近年、米粉やその米粉を利用した商品の製造に取り組むメーカーも増加
- ◆ 平成30年6月から、グルテンフリー表示よりも高い水準をクリアして、グルテン含有「1ppm以下」の米粉を「ノングルテン表示」でアピールする「ノングルテン米粉第三者認証制度」を開始
- ◆ また、令和2年10月には、更なる輸出拡大に向けて「ノングルテン米粉の製造工程管理JAS」を制定

日本酒原料米の需要動向について

- 日本酒原料米の使用量については、日本酒出荷量の減少に伴い、減少傾向にある。
- 令和2年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、業務用の日本酒を中心に国内出荷量が対前年比▲10%と減少。特に、酒造好適米を多く使用する特定名称酒は対前年比▲14%と大幅に減少。さらに、輸出についても、令和2年8月まで大幅に減少し、9月以降回復したものの、年間トータルでは対前年比▲13%と減少。
- 令和3年は、国内出荷については、昨年並み(対前年比▲1%)の出荷量となっている一方、輸出については、中国、香港等への輸出が好調で、対前年比+67%、新型コロナウイルス感染症の影響がなかった一昨年と比較しても+9%と増加している。

○ 日本酒の国内出荷量の推移



資料：日本酒造組合中央会調べ。年は暦年。
注1：国内出荷量は、清酒課税移出数量。
2：日本酒は、一般酒のほか、原料、製造方法等の違いによって吟醸酒、純米酒等8種類に分類され、これらを総称して「特定名称酒」という。

○ 日本酒の輸出数量の推移

平成 10年	15年	20年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年
8	8	12	16	16	18	20	23	26	25	22

資料：「貿易統計」(財務省)。年は暦年。

○ 日本酒原料米の使用量

	平成 10年産	15年産	20年産	25年産	26年産	27年産	28年産	29年産	30年産	令和 元年産
日本酒原料米	405	315	261	243	248	251	241	240	227	206
酒造好適米	99	75	77	76	90	99	97	94	88	83
加工用米	86	89	74	95	105	94	93	88	90	85
その他	220	151	110	72	53	58	51	58	49	38

資料：農林水産省による推計値。

○ 令和3年の月ごとの日本酒の国内出荷量及び輸出量の推移

	R3年 1～5月	1月	2月	3月	4月	5月
国内出荷量 (前年同月比)	150,987 (99%)	23,707 (94%)	30,805 (92%)	36,861 (100%)	37,556 (107%)	22,058 (99%)
特定名称酒 (前年同月比)	48,475 (99%)	8,242 (80%)	9,323 (83%)	11,386 (104%)	11,927 (124%)	7,597 (108%)
一般酒 (前年同月比)	102,512 (99%)	15,466 (104%)	21,482 (96%)	25,475 (98%)	25,629 (101%)	14,461 (95%)
輸出量 (前年同月比)	12,309 (167%)	1,841 (133%)	2,070 (114%)	2,889 (157%)	2,884 (211%)	2,623 (265%)

資料：国内出荷量は日本酒造組合中央会調べ。輸出量は「貿易統計」(財務省)。年は暦年。
注：日本酒の一般酒は、国内出荷量から特定名称酒の数量を差し引いて算出。

酒造好適米の需要に応じた生産について

- 酒造好適米の需要に応じた生産に向けて、生産及び実需の関係者による「日本酒原料米の安定取引に向けた情報交換会」を毎年開催するとともに、需要に応じた生産を行うための指標として、平成28年度から全酒造メーカーを対象とした酒造好適米の需要量調査を実施し、調査結果等を公表。
- 令和2年7月に実施した需要量調査及び令和3年1月に実施した追加調査等によると、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、
 - ① 令和2年産については、酒造好適米の全体需要量は前年産を大きく下回る70～71千トン程度と推計され、生産量（推計値）が需要量を12～14千トン程度上回る状況
 - ② 令和3年産については、酒造好適米の全体需要量は65～67千トン程度と推計され、大幅な生産抑制が必要と見込まれる。

○ 酒造好適米の需要量調査の実施状況

	需要量調査	追加調査
調査期間	令和2年7月	令和3年1月
調査対象メーカー数	1,421社	50社 （前回調査回答酒造メーカーのうち酒造好適米購入量が多い上位50社）
回答酒造メーカー数	730社	47社
回答率（数量ベース）	79～80%	前回調査回答酒造メーカーの55% （全体需要量に対する回答率は43～44%）

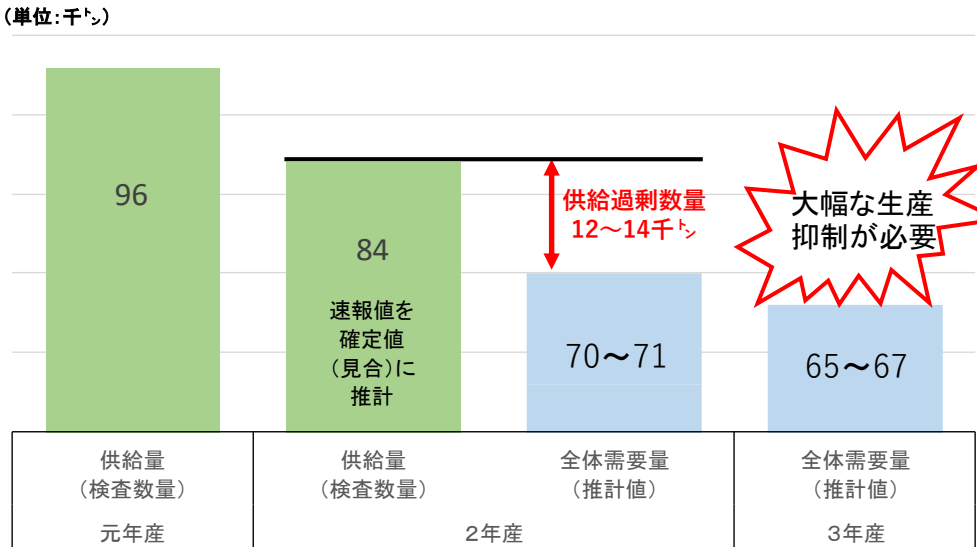
○ 酒造好適米の生産状況

(単位:千トン)

平成	10年産	15年産	20年産	25年産	26年産	27年産	28年産	29年産	30年産	令和	元年産	2年産
	99	75	77	76	90	109	107	102	96	96	96	84

資料:「農産物検査結果」(農林水産省)
注:令和2年産は、令和2年12月31日現在の速報値を直近3力年の12月31日現在の農産物検査の進捗率により確定値見合いに推計したもの。

○ 酒造好適米の全体需給の状況(推計)



注1: 供給量は、農産物検査数量(醸造用玄米)の値。ただし、令和2年産は、令和2年12月31日現在の速報値を直近3力年の12月31日現在の農産物検査数量の進捗率により確定値見合いに推計。
注2: 令和2年産及び令和3年産の需要量は、令和2年7月に実施した需要量調査結果及び令和3年1月に実施した追加調査結果から推計したもの。今後の酒造メーカーにおける需給状況により変動する場合があることに留意する必要。

⑤ コメの輸出・輸入

コメ・コメ加工品の輸出をめぐる状況

品 目 名		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年		(参考) 主な輸出先国	
						1～5月	対前年比		
コメ・コメ加工品	数量 (原料米換算)	28,668トン	32,202トン	35,505トン	36,442トン	17,699トン	+24%	アメリカ 香港 中国 台湾 シンガポール	
		金額	264億円	309億円	329億円	347億円	190億円		+62%
	コメ (援助米を除く)	数量	11,841トン	13,794トン	17,381トン	19,687トン	8,723トン	+3%	香港 シンガポール アメリカ 台湾 オーストラリア
		金額	32億円	38億円	46億円	53億円	23億円	-1%	
	米菓 (あられ・せんべい)	数量	3,849トン	4,053トン	4,033トン	4,222トン	2,077トン	+36%	アメリカ 台湾 香港 サウジアラビア シンガポール
		原料米換算	3,272トン	3,445トン	3,428トン	3,589トン	1,766トン	+36%	
		金額	42億円	44億円	43億円	45億円	22億円	+33%	
	日本酒 (清酒)	数量	23,482 キロリットル	25,747 キロリットル	24,928 キロリットル	21,761 キロリットル	12,309 キロリットル	+67%	中国 香港 アメリカ シンガポール 台湾
		原料米換算	13,227トン	14,502トン	14,041トン	12,257トン	6,933トン	+67%	
		金額	187億円	222億円	234億円	241億円	143億円	+90%	
	パックご飯	数量	658トン	923トン	1,018トン	1,203トン	464トン	+1%	アメリカ 香港 台湾 中国 ベトナム
		原料米換算	329トン	461トン	509トン	601トン	232トン	+1%	
		金額	3億円	5億円	5億円	7億円	2億円	-4%	
	米粉及び米粉製品 (米粉麺等)	数量			118トン	249トン	37トン	-47%	アメリカ タイ 台湾 香港 ドイツ
		原料米換算			146トン	308トン	45トン	-47%	
		金額			0.3億円	0.7億円	0.2億円	-8%	
コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品	数量 (原料米換算)	12,170トン	14,255トン	18,036トン	20,596トン	9,000トン	+2%	アメリカ 香港 中国 台湾 シンガポール	
	金額	35億円	42億円	52億円	60億円	25億円	-2%		

資料:財務省「貿易統計」より農林水産省にて作成。(政府による食糧援助を除く。)

注1:数量1トン未満、金額20万円未満は計上されていない。

注2:米粉は2019年より、米粉麺等は2020年より貿易統計にて輸出実績を集計・公表。

商業用のコメの輸出数量及び輸出金額の推移

- 2020年のコメの輸出数量は対前年比13%増の19,687トン。前年同時期に巣ごもり消費によりアメリカ等で急増していた小売需要が落ち着いたことから、2021年1～5月の輸出実績は前年同期比3%増の8,723トン。

	2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		2020年		2021年 (1～5月)	
	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円
輸出合計	7,640 (+69%)	2,234 (+56%)	9,986 (+31%)	2,709 (+21%)	11,841 (+19%)	3,198 (+18%)	13,794 (+16%)	3,756 (+17%)	17,381 (+26%)	4,620 (+23%)	19,687 (+13%)	5,311 (+15%)	8,723 (+3%)	2,261 (-1%)
香港	2,519	659	3,342	842	4,128	1,016	4,690	1,160	5,436	1,372	6,978	1,796	3,589 (+16%)	871 (+5%)
シンガポール	1,850	463	2,350	539	2,861	642	3,161	694	3,879	802	3,696	785	1,978 (+30%)	401 (+19%)
台湾	753	268	910	321	943	350	1,173	394	1,262	411	2,004	622	705 (-0%)	204 (-6%)
アメリカ	322	103	812	236	986	320	1,282	404	1,980	543	1,989	565	807 (-20%)	227 (-20%)
オーストラリア	273	84	357	109	476	145	635	197	770	233	1,074	334	300 (-36%)	93 (-32%)
中国	568	291	375	163	298	97	524	211	1,007	363	1,002	321	169 (-55%)	70 (-39%)
タイ	208	37	395	71	192	51	320	81	578	145	555	145	233 (-5%)	61 (-4%)
イギリス	189	60	326	98	695	191	422	121	450	131	451	131	116 (-50%)	35 (-46%)
ロシア	30	10	74	25	78	31	120	43	174	64	199	72	90 (+43%)	31 (+34%)
カナダ	85	23	96	29	92	28	138	43	158	51	205	62	97 (+0%)	34 (+19%)
モンゴル	134	24	198	33	203	32	336	56	315	53	347	58	10 (-96%)	3 (-93%)
ドイツ	91	29	90	32	62	26	92	36	140	52	144	58	101 (+74%)	37 (+49%)
その他	618 (+96%)	183 (+48%)	661 (+7%)	210 (+15%)	827 (+25%)	270 (+28%)	901 (+9%)	317 (+18%)	1,232 (+37%)	400 (+26%)	1,043 (-15%)	362 (-10%)	528 (-49%)	193 (-47%)

資料：財務省「貿易統計」（政府による食糧援助を除く。）

注1：（ ）内は対前年同期増減率である。

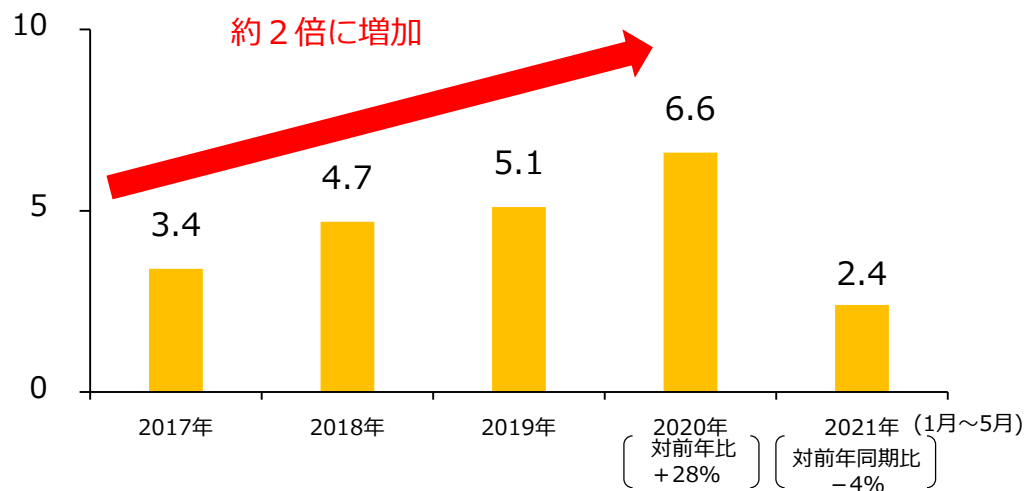
注2：数量1トン未満、金額20万円未満は計上されていない。

パックご飯・米粉の輸出実績の推移

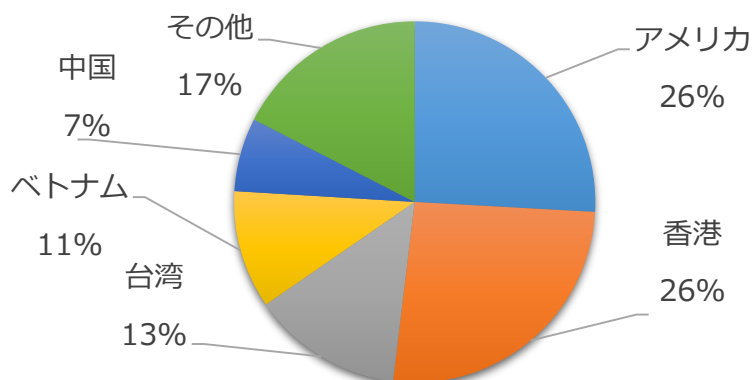
- パックご飯の輸出については、香港・台湾向けが大きく増加したこと等から、2020年の輸出金額・輸出量はともに増加。
- 米粉についてもアメリカ向け輸出が大幅に増加したことから、2020年の輸出金額・輸出量はともに増加。

● パックご飯の輸出実績

(単位：億円)

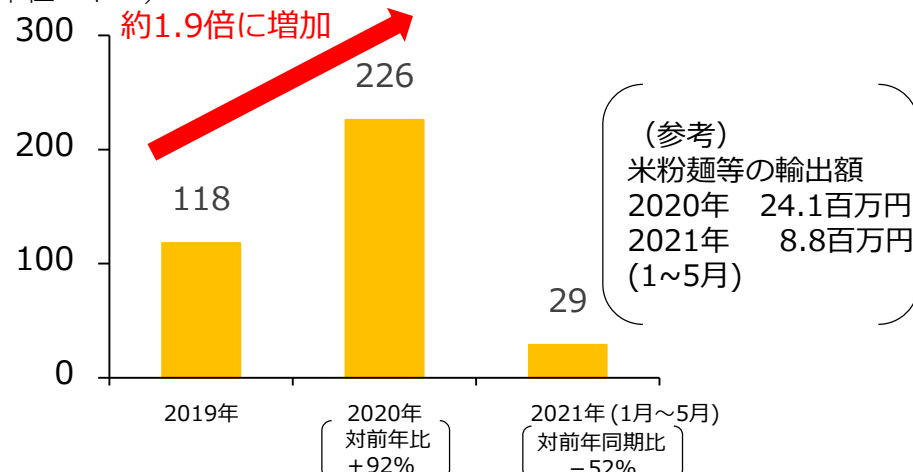


■ パックご飯の輸出先国内訳 (金額ベース) (2020年)

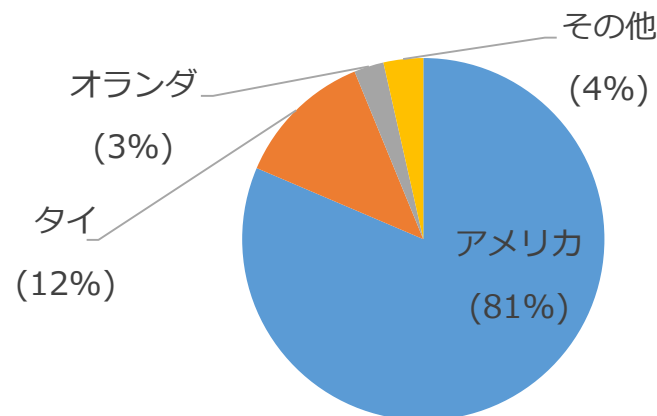


● 米粉の輸出実績

(単位：トン)



■ 米粉の輸出先国内訳 (重量ベース) (2020年)



※資料：財務省「貿易統計」

(注) パックご飯等は2017年より貿易統計にて輸出実績を集計・公表。米粉の輸出実績は2019年より、米粉麺等は2020年より貿易統計にて集計・公表。

1. 国別輸出額目標

国名	2019年実績	2025年目標	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	52億円	125億円	
香港	15億円	36億円	・大手米卸や輸出事業者が中食・外食を中心に需要を開拓しており、今後もレストランチェーンやおにぎり店等をメインターゲットとした需要開拓を図る。
アメリカ	7億円	30億円	・大手米卸や輸出事業者が日系小売店需要を開拓。今後は日本食レストラン等やEC等の小売需要を開拓。またパックご飯や米粉の最大の輸出先国であり、更なる市場開拓を図る。
中国	4億円	19億円	・大手米卸等がECやギフトボックス等の贈答用を中心に需要を伸ばしており、更なる開拓を図る。 ・コスト縮減のためには指定精米工場等の活用に加えて工場等の追加や輸入規制の緩和が不可欠。
シンガポール	8億円	16億円	・輸出事業者やJA系統等が中食・外食を中心に需要を開拓。更にレストランチェーンやおにぎり店等をメインターゲットとした需要開拓を図る。
その他	18億円	22億円	・UAEや欧州等のコメを主食としない地域では、寿司等の日本食需要拡大に合わせて日本産米の需要開拓を図る。 ・EUを中心に拡大するグルテンフリー需要の取り込みを通じた米粉・米粉製品の需要開拓を図る。

2. 輸出産地の育成・展開

<輸出産地数>

- ・30～40産地（先進的なJA等をモデル産地として、千トン超の輸出用米の生産に取り組む産地を育成する）

<今後育成すべき国内産地>

- ・国際競争力を有するコメの生産と農家手取り収入の確保の両立を図ることで、大ロットで輸出用米を生産・供給する産地

<生産基盤の強化やロットの拡大、産地間連携の実現に向けた方策>

- ・輸出事業者と産地が連携して取り組む、多収米の導入や作期分散等の生産・流通コスト低減の取組の支援により、輸出用米の生産拡大（主食用米からの作付転換）を推進。

3. 加工・流通施設の整備

- ・パックご飯メーカーや米粉・米粉製品メーカーが輸出に取り組んでいるが、輸出先国の規制等への対応が必要になるケースがあることから、当該規制等対応のための取組や輸出向け生産に必要な機械・設備の導入等を支援。

4. 品目別団体を中心とした販路開拓

- ・現在、（一社）全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸）が品目別のプロモーションを実施。プロモーションの財源には、国庫補助金のほか会費収入も一部活用。
- ・今後全米輸は、新興市場（輸出事業者の進出が不十分な国・地域あるいは分野。UAE・北欧や、アメリカのEC市場等を想定）でのプロモーション等を通じた市場開拓を予定。実施に際してはJETRO・JFOODOとも連携。

輸出拡大実行戦略を踏まえた対応について

- 昨年末に取りまとめられた『輸出拡大実行戦略』では、「コメ・バックご飯・米粉及び米粉製品」が、今後更なる輸出拡大が期待される27の重点品目の1つに選定。
- 重点品目は、その品目ごとに①品目団体の組織化、②輸出産地のリスト化と輸出事業計画の策定が求められている。

輸出拡大実行戦略及びフォローアップ にて示された課題

《品目団体の組織化》

- 重点品目毎に生産・流通・輸出・販売等に取り組む**関係事業者を包括する品目団体を組織化し**、
 - ① 当該品目団体が主体となって海外市場調査や販路開拓支援等に取り組むとともに、
 - ② 品目団体の財源の確保等について検討することが求められている。

《輸出産地のリスト化》

- マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開に向けて、
 - ① 輸出向けの生産を行う**輸出産地を令和2年度中にリスト化し**、
 - ② **令和3年度中に輸出産地は輸出目標の達成に向けた課題を明確にし、輸出事業計画の認定を受けることが求められている。**

課題への対応方向

- これまでオールジャパンでのコメ・コメ加工品の輸出を推進してきた**全米輸**（全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会）が、関係事業者を包括する**品目団体としての役割を果たすことを期待**。
- 全米輸では、輸出拡大実行戦略を踏まえ、
 - ① **会費水準の見直し**（引き下げ）、**事業参加負担金の導入**による会員数の増加及び**自主財源の強化**
 - ② **会員サービスの強化**（専門家の活用による相談対応、情報発信等）
 - ③ 新興市場でのプロモーション等を通じた**市場開拓の強化**に取り組むこととしている。

- 1,000トン超の米の輸出を目指す旨の意思表示のあった**37の産地を輸出産地としてリスト化し**、2月16日及び4月1日に公表。
- 輸出産地による輸出事業計画の作成をサポートするため、本省及び各地方農政局等の職員が「**輸出産地サポーター**」となって、**輸出事業計画の作成**や輸出産地の取組を**伴走支援**。
- また、**専門的なアドバイスを提供可能な外部専門家**を本省に配置、輸出産地の課題・取組の明確化をサポート。

全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸）の概要

- コメ・コメ関連食品の海外需要の開拓・拡大のため、オールジャパンでコメ・コメ関連食品の輸出を促進する全国団体（全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸））を平成26年11月27日に立ち上げ。
- 全米輸には米卸・輸出事業者のほか、産地側である全農・ホクレン等も会員として参加。これまで、海外見本市への出展、PRイベントの開催や輸出先国の規制・マーケット情報の収集・発信、広報素材の作成等に取り組んできたところ。
- 今後、輸出拡大実行戦略を踏まえたコメ・コメ加工品の品目団体として、会員向けサービスの強化・会員数の増加・新興市場でのプロモーション等を通じた海外市場の開拓・自主財源の増加等を図っていく必要。

団体名	一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（略称：全米輸）		
設立日	平成26年11月27日		
目 的	コメ・コメ関連食品の海外需要の開拓・拡大のため、オールジャパンでコメ・コメ関連食品の輸出を促進する。		
会員数 2021年7月7日現在（賛助会員含む）	52	米卸・輸出事業者：（全農インターナショナル、神明、木徳神糧、名古屋食糧、千田みずほ、東洋ライス等） 全国団体等：2（全米販、全米菓） 生産者団体：7（全農、ホクレン、JAごしょつがる等） 蔵元等：16 米菓メーカー：4 その他：8（米粉メーカー、パックご飯メーカー等）	
理 事	理事長	木村 良	（木徳神糧(株)会長、全米販理事長）
	専務理事	細田 浩之	（元三井物産(株)）
	理事	陰山 貞三	（千田みずほ(株)執行役員 事業開発本部海外事業部長）
		山田 智基	（木徳神糧(株) 取締役執行役員 営業本部海外事業事業統括）
		松永 将義	（白鶴酒造(株) 執行役員 海外事業部長）
		舩木 秀邦	（(株)神明 執行役員 海外事業本部 本部長）
		高木 克己	（全国農業協同組合連合会 輸出対策部長）

コメ海外市場拡大戦略プロジェクトについて

国・品目団体等による支援

《国による支援》

- ・（新たに）輸出に取り組む事業者・産地に対するマッチング・相談等サポート
- ・輸入規制についての情報発信

《品目団体等による支援》

- ・海外マーケット動向についての情報発信
- ・専門家による相談対応等

支援

輸出事業計画作成事業者

輸出産地

特に、千トン超の輸出用米生産に取り組む産地は「輸出産地」としてリスト化し、重点的に支援。

今後は、

- ・輸出事業計画を策定し、課題と取組内容を明確化して輸出拡大を図る
- ・品目団体と連携して海外需要開拓に取り組む

事業者に対して支援を重点化。

（事業計画策定者は、輸出促進法に基づく融資等の支援を活用可能。）

戦略的輸出基地（産地）

海外マーケットに対応可能な、質、数量、価格の面で競争力を有するコメの生産を推進。



戦略的輸出事業者（卸、輸出商社、メーカー等）

輸出拡大の目標、当該目標達成のためのターゲット国・地域・市場及び取組方針を掲げ戦略的に海外市場を開拓。



産地と輸出事業者が一体となったマーケットイン型の海外需要開拓

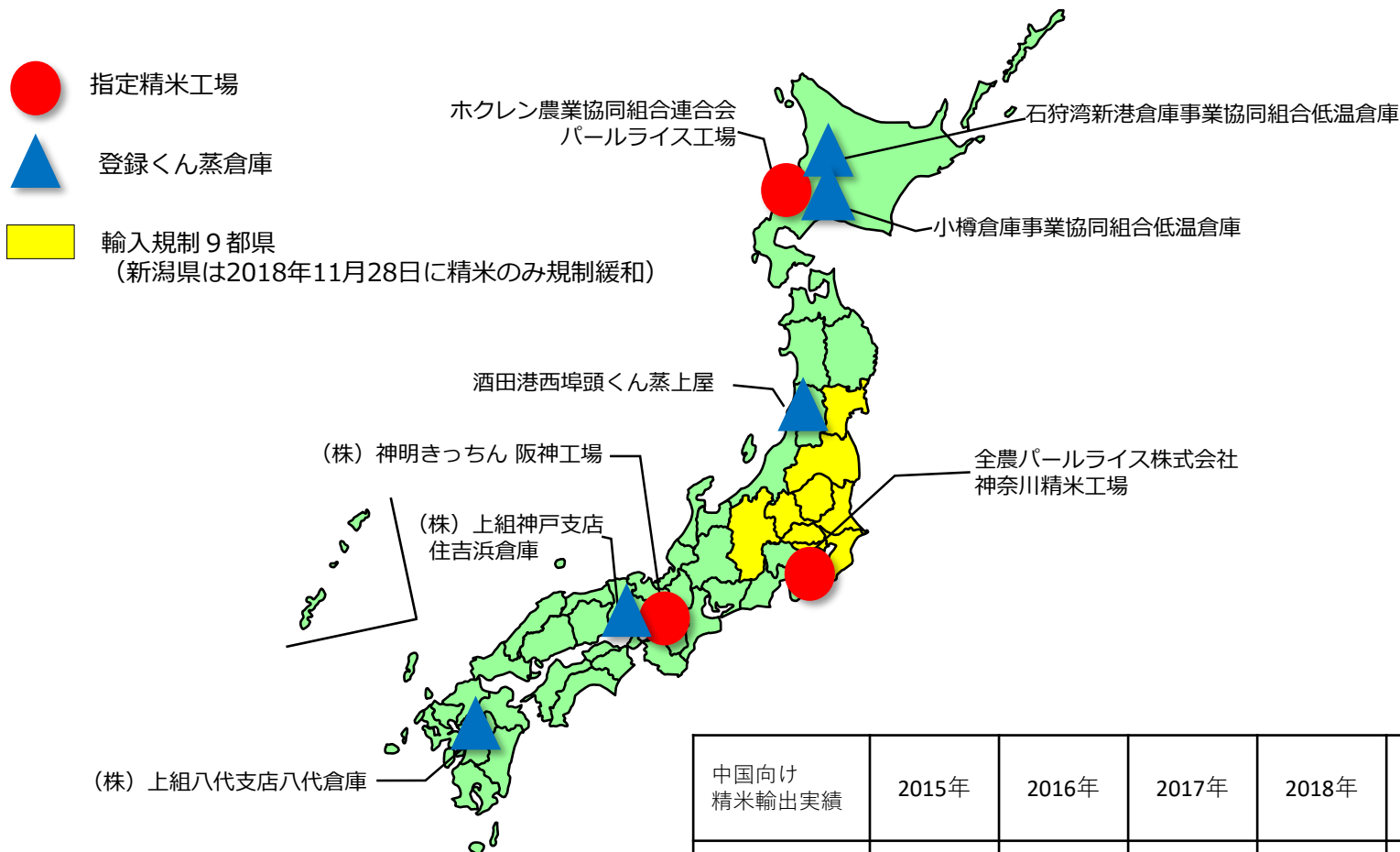


輸出目標の達成に向けたコメ・コメ加工品輸出の飛躍的増加

コメ海外市場拡大戦略プロジェクト

中国向けコメ輸出の状況

- 中国向けに精米を輸出するためには、指定精米工場における精米及び登録くん蒸倉庫におけるくん蒸が必要。
- 現在、指定精米工場は3か所、登録くん蒸倉庫は5か所。(2018年5月の日中首脳会談後、精米工場2施設及びくん蒸倉庫5施設が追加。)
- また、福島第一原子力発電所事故により、9都県産米の輸出が停止。(2018年11月に、新潟県産の精米の規制のみ緩和。)



中国向け 精米輸出実績	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年 (1～5 月)
数量 (トン)	568	375	298	524	1,007	1,002	169
金額 (百万 円)	291	163	97	211	363	321	70

海外における実需者の事例

- 海外でも日本食人気・マーケットの拡大に伴い、数百トン～千トン規模で日本産米を調達する中食・外食事業者が存在。
- 今後**コメの輸出を大きく拡大**していくにあたっては、このような**中食・外食需要の開拓が重要**。

百農社国際有限公司（香港）

- 香港において、おむすびや惣菜等（華御結）を販売する店舗を展開。現在、オフィス、ショッピングモール、地下鉄駅構内等に**2021年6月時点で89店舗を展開**。
- **米は全て日本産米を使用（クボタ、農業法人等から調達）**。年間使用量は約**1,000トン**。具や惣菜等についても一部日本国産を使用。店舗の拡大に伴い、**数百トン規模での食味のよい安定した品質のコメの供給を求めている**。



元気寿司（香港・シンガポール）

- 神明の子会社である元気寿司は**香港に79店舗、シンガポールに13店舗等**を展開。（現地法人によるフランチャイズ）
- **香港・シンガポールいずれの店舗においても日本産米使用をPR**。（JA登米（宮城県）が生産する輸出用米（ひとめぼれ、つきあかり）を使用。）
香港における年間使用量は約1,000トン、シンガポールでは約160トン。



- 我が国と輸出国の間には、国土条件の制約などにより、国内生産者の努力だけでは埋めることのできない農業生産性の格差が存在。
- 米の生産コストは、米国と比較して約7倍の差(2019年)。
- 我が国では、トラクタや自脱型コンバインのほか、田植機といった各工程に係る専用機を多くの生産者が保有し、自ら作業。一方、米国では、基本的にはトラクタと普通型コンバインを所有し、播種や防除、施肥作業は専門業者に委託。

[農家(農業経営体)の経営規模(他の先進国との比較)]

	日本	米国	EU			豪州	
	(2019年)	(2020年)	(2016年)	ドイツ	フランス	イギリス	(2019年)
平均経営面積(ha)	3.0	179.7	16.6	60.5	60.9	90.1	429

EU及び豪州は、全経営耕地面積を、農家個数で除した値である。

- ・ 日本(コメ農家(販売農家)の平均): 約1ha
- ・ 米国(カリフォルニア州のコメ農家の平均): 約161ha
- ・ 豪州(ニュー・サウス・ウェールズ州の平均): 約41ha
- ・ 中国(黒龍江省のコメ農家(国営農場所属)の平均): 10ha程度
(※300haを超える農家もある)

中国は、民間研究報告より

日本の農業経営規模に比べ、EUは約6倍、米国は約60倍、豪州は約1,435倍。コメ農家については、米国（カリフォルニア州）は約160倍。

Figure 1: Comparison of production costs for rice in Japan and the United States

Top Chart: Unit Production Cost (100kg) by Rice Type in Japan

稲産品	単収生産コスト (千円/60kg)
全国平均	15.2
0.5ha未満	27.3
0.5~1.0	21.5
1.0~3.0	16.2
3.0~5.0	13.7
5.0~10.0	12.5
10.0~15.0	11.8
15.0~20.0	10.8
20.0~30.0	11.3
30.0~50.0	10.2
50ha以上	9.1
米国	2.3

Bottom Chart: Total Production Cost Comparison (100kg)

稲産品	物財費	労働費	その他	合計 (千円/60kg)	米国比
日本全国平均	9.2	4.0	2.0	15.2	6.7倍
日本(50ha以上)	5.3	1.7	2.1	9.1	4.0倍
米国	1.2	0.3	0.8	2.3	1.0倍

注2:農林水産省「令和元年産米生産費」における調査対象のコメ農家の平均作付面積は1.8ha。

日米の水稲栽培法の主な違い

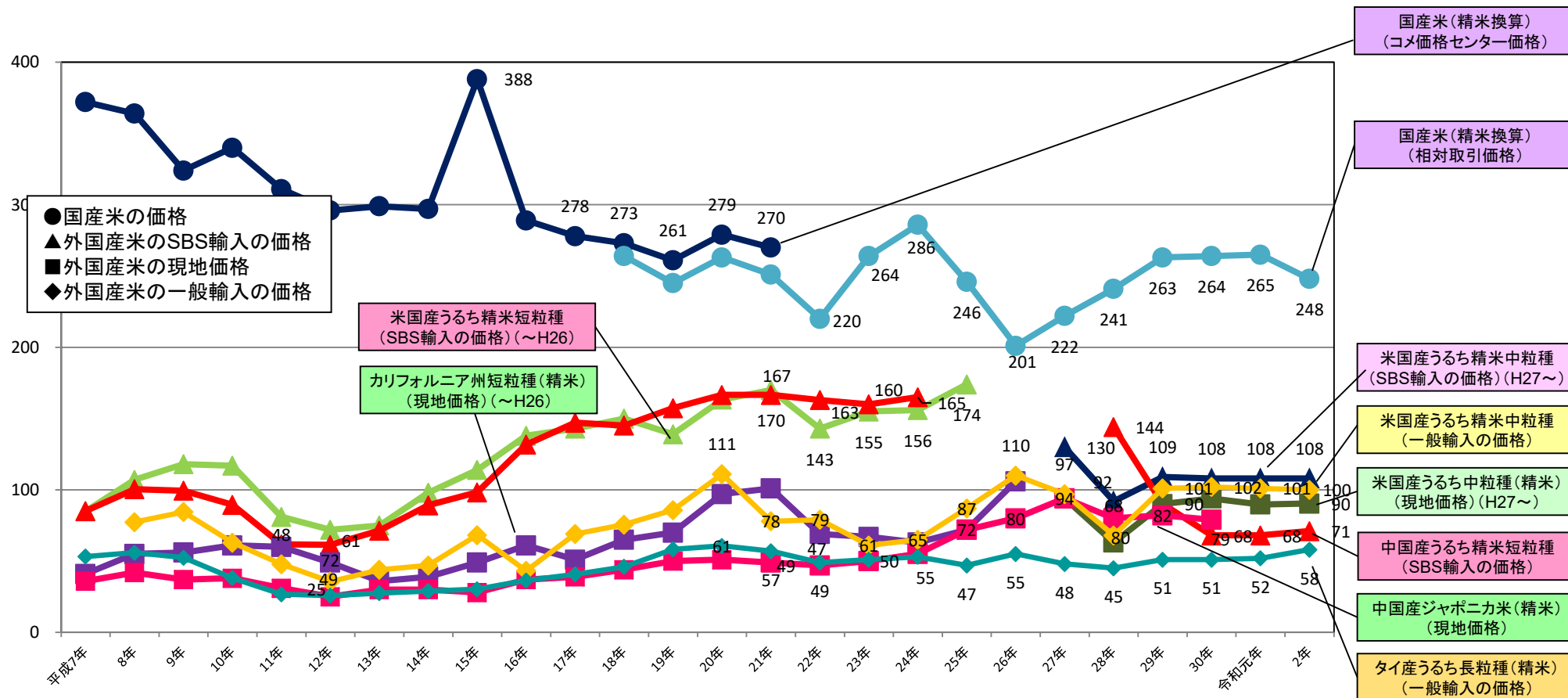
- 我が国は、0.3～0.5ha区画を中心とした水田に合う中型機械による稲作が行われているのに対して、米国の稲作は広大な農地に簡易に畦を造成した大区画(10ha区画程度)で、種もみを飛行機で直接、播種する等、栽培法が大きく異なり、効率性に大きな格差。

	日本	米国(カリフォルニアの典型的生産法)
経営規模 [1ha=10,000m²]	水稲作付面積 全国平均 1.4ha  北海道 8.2ha  1区画規模 ～1ha程度 	約320ha 〔 約1.8km×1.8km相当 東京ドーム約70個相当 〕 1区画規模 ～10ha程度 
トラクター	 20～50馬力 〔 30馬力：0.2ha/時 〕	 95～225馬力 →購入又はリース 〔 200馬力：1.2ha/時 〕
播種・育苗・移植 直播	 ハウス内等で播種・育苗 → 田植機により移植 〔 4～10条植： 0.2～0.45ha/時 〕	 種もみを飛行機から 直接播種 →専門業者に外部委託
収穫	 自脱型コンバイン 〔 3～6条刈： 0.15～0.3ha/時 〕	 大型コンバイン →購入又はリース 〔 刈幅6m：1ha/時 〕

コメの内外価格差

○ 我が国と海外との内外価格差は依然として大きい。

円/kg(精米ベース)



注1: コメ価格センター価格は、消費税等を含まないものであり、玄米の価格(年産ベース)を精米換算(とう精代等は含まない)したもの。(全銘柄加重平均価格)

注2: 相対取引価格は、消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格(年産ベース、当該年産の出回りから翌年の10月(令和2年産は出回りから令和3年6月まで))を精米換算したもの。(全銘柄加重平均価格)

注3: SBS輸入の価格は政府買入価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含む。(加重平均価格) 26年度の米国産うるち精米短粒種及び25年度～27年度の中国産うるち精米短粒種の輸入実績はない。

注4: 一般輸入の価格は政府委託契約価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含まない。(加重平均価格)

注5: カリフォルニア州短粒種(精米)の現地価格は、現地精米所出荷価格(暦年ベース)。「USDA Rice Yearbook」(米国農務省)。23年1～10月のデータはなし。

注6: 米国産うるち中粒種(精米)の現地価格は、業界誌が掲載した月初のFOB価格(当該年度の9月～3月の平均価格)。

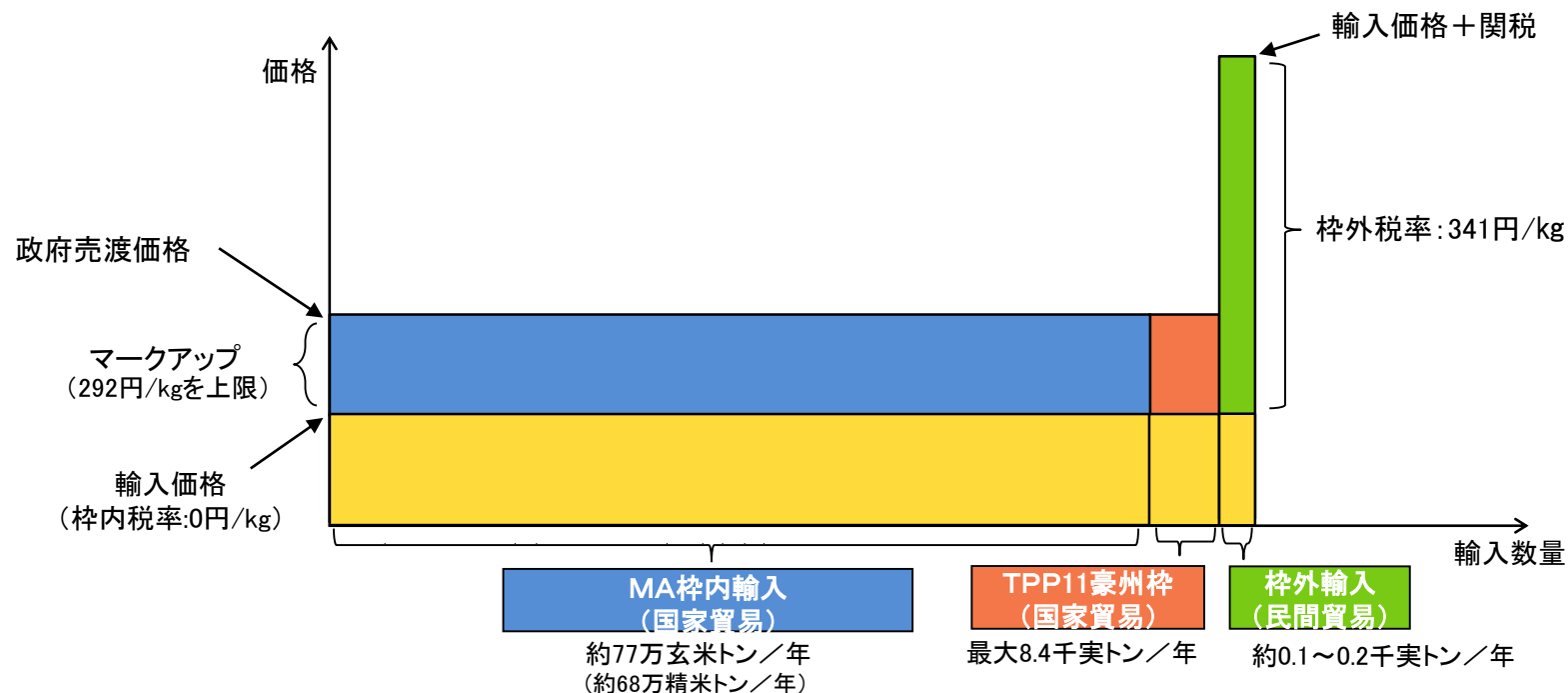
注7: 中国産ジャポニカ米(精米)の現地価格は、平成21年までは現地市場における精米の卸売価格、平成22年、23年は現地市場におけるもみ米の卸買付価格を精米換算(換算率は米国農務省データによる)したもの、平成24年以降は卸売市場における精米の卸売価格(いずれも暦年ベース)。「中国農業農村発展報告」(中華人民共和国農業部)

注8: 為替レートは「International Financial Statistics Yearbook」(国際通貨基金)。

コメの輸入制度

- ガット・ウルグアイ・ラウンド合意(WTO協定)に基づき、それまで輸入がほとんど行われていなかったコメについても、最低限の輸入機会を提供することとし(ミニマム・アクセス米(MA米))、1995年度以降、ミニマム・アクセス数量(現在は77万玄米トン)について、無税の輸入枠(関税割当)を設定。
- MA米については、国産米に極力影響を与えないようにするため、国が一元的に輸入して販売(国家貿易)。
- TPP11協定においては、国家貿易制度を維持し、豪州向け国別枠(関税割当)を設定。
- MA米及びTPP11豪州枠以外の輸入には、高水準の枠外税率を設定。

○ コメの国境措置



(注) ○ 国を通さない輸入(民間の輸入)については、

- ・ 1998年度までは輸入許可制
- ・ 1999年度に関税化(関税を払えば誰でも輸入できる)

○ TPP11協定を除く経済連携協定においては、コメについて、関税削減・撤廃から除外されている。

○ TPP11豪州枠の数量は、2018年度は2千実トン(12~3月分のみ)、2019-2020年度は6千実トン、それ以降は毎年240実トンずつ増加し、2030年度以降は8.4千実トン。

MA米の運用に関する政府の方針・見解

- MA米を受け入れた際、政府として「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」との方針を決定。
- ミニマム・アクセスは輸入機会の提供だが、MA米については国が輸入を行う立場にあり、通常の場合にはミニマム・アクセス数量の全量を輸入。

○ ガット・ウルグアイ・ラウンド合意受入時の閣議了解 (細川内閣)

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う 農業施策に関する基本方針(抜粋)

平成5年12月17日
閣 議 了 解

(別紙)

対策項目

1 米の生産・供給安定対策

米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する。

○ MA輸入に関する政府統一見解

ウルグアイ・ラウンド農業協定におけるコメのミニマム・アクセス機会の 法的性格に関する政府統一見解

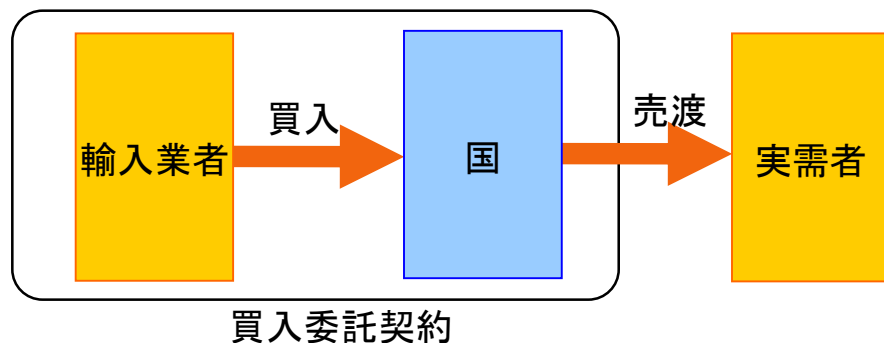
- (1) コメについて、ウルグアイ・ラウンド農業協定に基づき、ミニマム・アクセス機会を設定する場合、我が国が負う法的義務の内容は、コメの国内消費量の一定割合の数量について輸入機会を提供することである。
- (2) ただし、コメは国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあることから、ミニマム・アクセス機会を設定すれば、通常の場合には当該数量の輸入を行うべきものと考えている。
- (3) しかし、我が国が輸入しようとしても、輸出国が凶作で輸出余力がない等客観的に輸入が困難な状況もありえないわけではなく、かかる例外的なケースにおいて、現実に入力される数量がミニマム・アクセス機会として設定される数量に満たなかったとしても、法的義務違反が生じるものではないと理解している。

(平成6年5月27日に衆議院予算委員会で公表。当時の内閣は羽田内閣)

国家貿易によるコメの輸入の仕組み

- 国は、入札によって決定した輸入業者を通じて買入れ。ただし、MA米の一部(77万玄米トンのうち最大10万実トン)及びTPP11豪州枠について、国家貿易の枠内で、輸入業者と国内の実需者の実質的な直接取引を認めている(SBS輸入)。

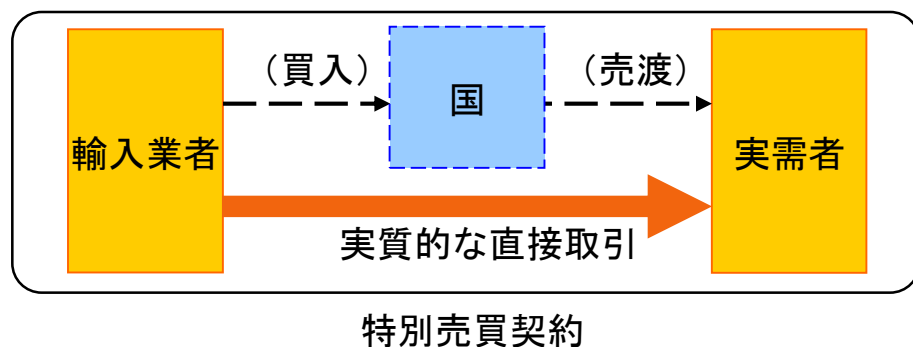
【一般輸入】(MA米のうち、77万玄米トン－SBS輸入数量)



- ① 輸入業者が国の入札に参加。
- ② 国と輸入業者(落札業者)が買入委託契約を締結。
- ③ 国が輸入業者から買い入れ。
- ④ その後、国が別の入札によって国内の実需者に売り渡し。

➡ 価格の面で国産米では十分対応し難い加工用、飼料用等の非主食用に販売。

【SBS(Simultaneous Buy and Sell: 売買同時契約)輸入】(MA米のうち最大10万実トン、TPP11豪州枠)



- ① 輸入業者と国内の実需者がペアで国の入札に参加。
- ② 国の売渡価格と買入価格の差(マークアップ)が大きいものから落札。
- ③ 国と輸入業者・実需者(落札ペア)の3者間で特別売買契約を締結。
- ④ 国が輸入業者からの買入れと実需者への売渡しを同時に実施。

➡ 主に主食用に販売。

※: 輸入数量の単位は、一般輸入については玄米トン、SBSについては実トン。

MA米の輸入状況

- MA米の主な輸入先国は、米国、タイ、豪州、中国など。
- 国別の輸入数量は、国内における加工用の実需者のニーズ、輸出国の生産量及び作付品種の状況、輸出余力等を勘案しながら行う入札の結果として決定される。

○ MA米の輸入数量(輸入先国別及び輸入方式別)

(単位:千玄米トン)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
米国	194	233	290	313	339	356	364	361	355	361	362	358	358
タイ	107	144	151	152	159	168	146	153	153	185	186	179	243
中国	32	40	46	78	86	99	136	112	110	98	84	76	82
オーストラリア	87	87	95	109	115	120	110	96	90	20	19	52	-
その他	5	6	13	29	24	24	11	44	51	103	116	102	13
合計	426	511	596	681	724	767	767	767	759	767	767	767	696
(うち一般輸入)	415	488	537	551	591	632	655	710	647	661	655	654	585
(うちSBS輸入)※	11	22	55	120	120	120	100	50	100	94	100	100	100

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
米国	430	358	356	358	362	359	359	359	376	365	359	360	360
タイ	261	332	345	241	281	351	332	344	375	264	316	306	322
中国	72	71	19	56	46	1	55	56	3	56	69	83	70
オーストラリア	-	-	40	71	64	41	14	1	7	74	14	0	-
その他	6	5	6	40	13	15	6	6	7	8	8	17	15
合計	769	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767
(うち一般輸入)	658	655	725	658	656	700	754	734	685	655	701	681	699
(うちSBS輸入)※	100	100	37	100	100	61	12	29	73	100	59	77	60

※SBS輸入数量の単位は千実トン。

注1:各年度の輸入契約数量の推移。

注2:千実トンと千玄米トンのため合計は一致しない場合がある。

注3:ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(参考) 枠外税率を支払って輸入されるコメの数量は、毎年0.1～0.2千トン程度

令和2年度のSBS米の輸入入札状況（ガット・ウルグアイラウンド農業合意によるMA米数量分（10万トン））

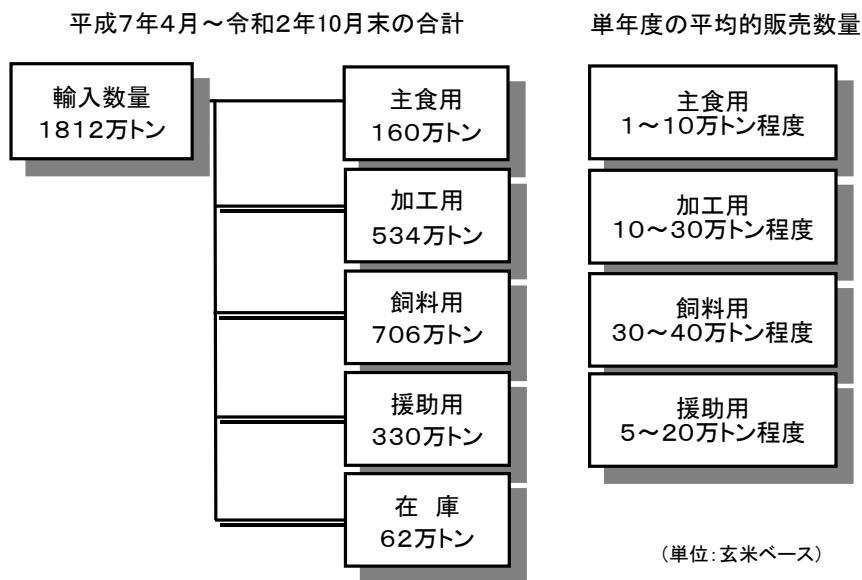
（単位：実トン）

	全体			丸米			砕米		
入札回数	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量
第1回 （2年9月25日）	25,000	5,778	3,940	22,500	3,018	1,440	2,500	2,760	2,500
第2回 （2年10月28日）	25,000	7,185	5,569	22,500	3,827	3,069	2,500	3,358	2,500
第3回 （2年11月25日）	25,000	8,923	7,475	22,500	5,773	4,975	2,500	3,150	2,500
第4回 （2年12月22日）	25,000	7,756	5,700	22,500	4,424	3,200	2,500	3,332	2,500
第5回 （3年1月14日）	30,000	11,340	8,668	27,000	7,522	5,668	3,000	3,818	3,000
第6回 （3年1月29日）	30,000	9,816	8,556	27,000	8,456	7,196	3,000	1,360	1,360
第7回 （3年2月17日）	30,000	13,619	13,077	27,000	11,713	11,371	3,000	1,906	1,706
第8回 （3年3月3日）	47,015	8,186	7,288	44,015	5,802	5,402	3,000	2,384	1,886
合計			60,273			42,321			17,952

MA米の販売状況

- 国家貿易によって輸入したMA米は、価格等の面で国産米では十分に対応し難い用途（主として加工食品の原料用）を中心に販売。
- 一方で、MA米に対する加工用等の需要は限られるため、飼料用にも販売する他、海外への食糧援助に活用。

○ MA米の販売状況（令和2年10月末現在）



- 注1:「輸入数量」は、令和2年10月末時点の政府買入実績。
注2:「主食用」は、主に中食・外食向け米。
(※なお、MA米輸入開始以降、その主食用販売数量の合計を大きく上回る量の国産米を、援助用(154万トン)、飼料用等(231万トン)に活用。)
注3:「加工用」は、みそ、焼酎、米菓等の加工食品の原料用。
注4:「在庫」は、令和2年10月末時点の数量。
注5:在庫62万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。
注6:上記販売用途の他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した16万トンがある。
注7:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ MA米の販売状況（年度別）

(単位: 万玄米トン)

販売先	平成8RY	平成9RY	平成10RY	平成11RY	平成12RY	平成13RY	平成14RY	平成15RY	平成16RY	平成17RY	平成18RY	平成19RY	平成20RY	平成21RY	平成22RY	平成23RY	平成24RY	平成25RY	平成26RY	平成27RY	平成28RY	平成29RY	平成30RY	令和元RY	令和2RY	合計
主食用	—	3	4	10	10	9	10	4	6	8	10	11	10	8	8	1	8	10	4	1	1	5	9	4	5	160
加工用	12	28	19	28	24	27	24	21	31	25	25	36	37	21	21	15	15	19	16	10	12	19	18	17	14	534
飼料用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	58	66	25	42	38	45	33	44	65	70	63	39	50	53	706
援助用	—	12	34	23	26	21	23	20	22	17	13	8	12	20	14	9	19	10	4	6	4	2	5	5	2	330
在庫	31	39	42	44	56	75	95	127	148	175	189	152	97	95	88	96	78	80	83	71	64	54	60	60	62	—

- 注1: RY(米穀年度)とは前年11月から当年10月までの1年間である
(例えば令和2RYであれば、令和元年11月から令和2年10月まで)。
注2: この他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用に販売した16万トンがある。
注3: ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ MA米の食糧援助への活用に応じた留意点

- ・ 途上国や国際機関からの要請を踏まえる必要
- ・ 財政負担が必要
- ・ 国際ルールとの整合性に留意:
 - ① 援助先へのコメ輸出国は、援助先への輸出減を懸念
→ 援助するときは、国際機関等に連絡・協議する必要
 - ② MA米の輸出国は、日本市場向けに輸出
→ 輸入品と国産品を同じように扱う必要

コメの国家貿易(MA米等)の運用に伴う財政負担

○ MA米の運用については、飼料や援助に仕向けられることに伴う売買差損、在庫に伴う保管料などが発生。

○ MA米の売買差損・保管料等

MA米の飼料用販売

8万円 / トンの輸入米
2万円 / トンで飼料用に販売

} 差し引き6万円/トンの財政負担

50万トン飼料用として売却すれば
300億円

MA米の援助への活用

8万円 / トンの輸入米に
2万円 / トンの輸送費を負担して援助

} 合わせて10万円/トンの財政負担

50万トン援助すれば
500億円

MA米の在庫

1年間で、1万円/トンの保管料

100万トンを1年間在庫すれば
100億円

○ MA米等の損益全体

(単位: 億円)

	7年度 (1995)	8年度 (1996)	9年度 (1997)	10年度 (1998)	11年度 (1999)	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)	16年度 (2004)	17年度 (2005)	18年度 (2006)	19年度 (2007)
売買損益①	▲43	114	148	150	215	204	225	116	13	▲202	▲22	16	49
売上原価	▲97	▲216	▲230	▲373	▲347	▲298	▲247	▲221	▲492	▲632	▲439	▲546	▲597
買入額	▲314	▲365	▲400	▲439	▲346	▲321	▲289	▲349	▲467	▲362	▲523	▲493	▲577
売却額	54	330	378	523	562	502	472	337	505	430	417	562	646
管理経費②	▲26	▲116	▲152	▲152	▲153	▲173	▲186	▲185	▲172	▲182	▲185	▲240	▲265
保管料	▲6	▲39	▲60	▲59	▲66	▲75	▲87	▲103	▲124	▲147	▲170	▲184	▲133
損益合計 (①+②)	▲69	▲2	▲4	▲2	62	31	39	▲69	▲159	▲384	▲207	▲224	▲216

注5

	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	R元年度 (2019)
売買損益①	▲25	▲135	▲228	▲224	36	▲28	▲295	▲375	▲234	▲67	▲235	▲287
売上原価	▲595	▲779	▲611	▲649	▲501	▲485	▲629	▲697	▲592	▲554	▲611	▲669
買入額	▲646	▲708	▲506	▲630	▲518	▲498	▲629	▲663	▲579	▲605	▲599	▲656
売却額	570	644	383	425	537	457	334	322	358	487	376	382
管理経費②	▲179	▲203	▲152	▲138	▲121	▲122	▲117	▲130	▲117	▲95	▲76	▲81
保管料	▲92	▲113	▲92	▲92	▲82	▲86	▲89	▲86	▲72	▲61	▲56	▲65
損益合計 (①+②)	▲204	▲338	▲380	▲362	▲85	▲150	▲412	▲505	▲351	▲163	▲311	▲368

注1: 数値はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

注2: 「売上原価」は、「期首在庫棚卸高+買入額-期末在庫棚卸高」により算出。

注3: 「売買損益」は、売却額から売上原価を差し引いたもの。

注4: 「管理経費」は、保管料、運搬費等。

注5: 平成11～13年度の損益は、利益が生じたことから、旧食糧管理特別会計法第6条に基づき国内米管理勘定へ備蓄損失補てん財源として繰り入れた。

注6: MA米の援助輸出に係るODA負担分は含まない。

注7: 令和元年度については、TPP11豪州枠に係る損益を含む。

注: 平成27～令和元年度のデータ等を基に試算。

MA米をめぐる国際関係

- MA米の運用に際しては、WTO協定による様々なルールに留意する必要。
- 一方、輸出国からは、MA制度の透明性や日本の消費者への十分なアクセスを求める等の意見。

○ 主なWTO協定のルール

・ ガット第2条(譲許表)

加盟国は貿易相手国に対し、譲許表(WTO加盟国の関税の上限(譲許税率)等を記載した表)に定める待遇より不利でない待遇を与えなければならない。

・ ガット第3条(内国民待遇)

輸入品に対し、同種の国産品に与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない(いわゆる「内外無差別の原則」)。

・ ガット第17条(国家貿易企業)

国家貿易企業は商業的考慮のみに従って売買を行わなければならない。

・ 農業協定第4条(市場アクセス)

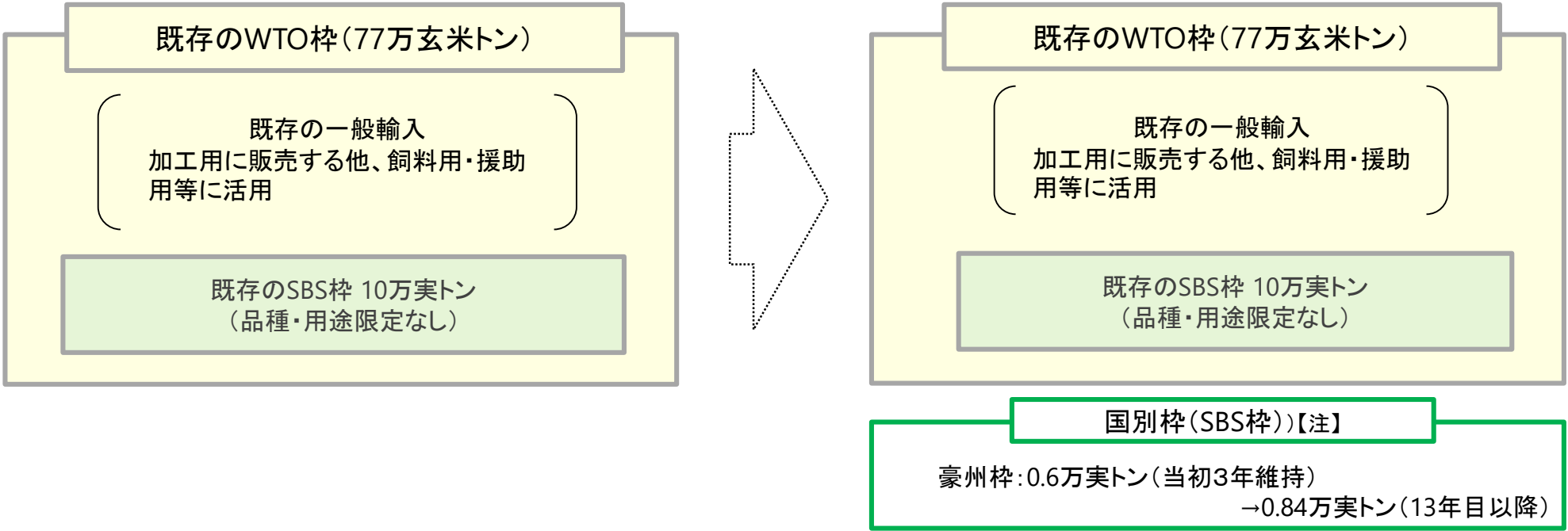
原則として通常に関税以外のいかなる措置(国家貿易企業を通じて維持される非関税措置を含む)も用いてはならない。

○ 我が国のコメ輸入制度に対する輸出国側の意見

米国 (「外国貿易障壁報告」 (2021年4月公表)等)	中国 (「国別貿易投資環境報告」 (2014年4月公表))
○ MA米の輸入 一般輸入米は政府在庫となった上で、<u>もっぱら加工用・飼料用・援助用に使用。日本の消費者への十分なアクセスを阻んでいる。</u> ○ 米国政府の対応方針 日本によるWTO上の<u>コメ輸入に関する約束の観点から日本の輸入を注視。</u> ○ 枠外関税 輸入禁止的な高い水準の税率により、<u>枠外輸入はほぼ商業的に不可能。</u>	○ MA米の輸入 品種等についての制約を受けるため、<u>中国産米の対日輸出が困難。</u> ○ 中国政府の対応方針 日本がMA制度の<u>透明性を向上させることを期待。</u> ○ 枠外関税 法外な枠外関税は輸入米の競争力を大幅に弱めており、<u>枠外輸入数量を極めて少なくしている。</u>

TPP11におけるコメの豪州枠の運用

- TPP11においては、現行の国家貿易制度と、枠外税率(コメの場合341円/kg)を維持した上で、豪州にSBS方式の国別枠を設定。(コメと米粉等の国貿品目を対象として一体的に運用。)
- 国別枠の数量は、当初3年は6,000実トン、13年目以降は8,400実トン。入札は、毎年度、5月から2ヶ月ごとに年6回実施する。



注:円滑な入札手続を行うため、透明性向上の観点から、SBSの運用方法の一部について、技術的な変更を実施。

○ TPP11豪州枠の年間枠数量及び輸入数量

(単位:実トン)

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030以降
枠数量 (実トン)	2,000(※)	6,000	6,000	6,240	6,480	6,720	6,960	7,200	7,440	7,680	7,920	8,160	8,400
輸入数量	1,120	3,459	595	20 (2021.07時点)									

※協定が2018年12月に発効したため、2018年度は6,000実トンを年度の残余の月数で按分した数量
注:輸入数量は各年度の輸入契約数量の推移。

Ⅱ TPP等関連政策の目標

3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

①強い農林水産業の構築（体質強化対策）

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

5兆円目標の達成に向け、TPP等を通じ、我が国の強みを活かした品目について、輸出先国の関税撤廃等の成果を最大限活用するため、ウィズコロナ、ポスト・コロナ時代も見据え、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月策定）に基づき以下の具体的政策に取り組むとともに、日本の食文化の普及による農林水産物・食品の市場拡大の取組への支援、モノの輸出のみならず食産業の海外展開等により、輸出拡大のペースを加速する。

- 官民一体となった海外での販売力の強化
- リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開
- 大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- 輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- 日本の強みを守るための知的財産対策強化

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を中小・家族経営や条件不利地域も含めて支援するとともに、加工食品や外食・中食向け原料の国産への切替え及び輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や生産コストの削減、堆肥の活用による全国的な土づくりを展開することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

②経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

○米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し（原則5年の保管期間を3年程度に短縮）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

IV 政策大綱実現に向けた主要施策

3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

①強い農林水産業の構築（体質強化対策）

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

（海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の育成、G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）による支援、有機等の国際的認証の取得、大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応した輸出物流の構築・確保、施設の整備及び海外でのコールドチェーンの整備、輸出重点品目の売り込みを担う品目団体又は生産・流出・輸出事業者が連携したコンソーシアムの組織化・販売力の強化、当該団体等の活動を現地で支援するための国の体制整備及び当該団体等とJ E T R O・J F O O D Oの連携強化、輸出先国の規制・ニーズに対応したH A C C P施設等の整備や加工食品への支援、輸出先国の規制緩和・撤廃に向けた政府一体となった協議等による輸出環境の整備、輸出手続のデジタル化による事業者の負担軽減、植物新品種や和牛遺伝資源の流出を防ぐ知的財産対策の強化、日本の食文化の発信及びインバウンドと連携した輸出促進、食産業の海外展開に取り組む事業者への支援。

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

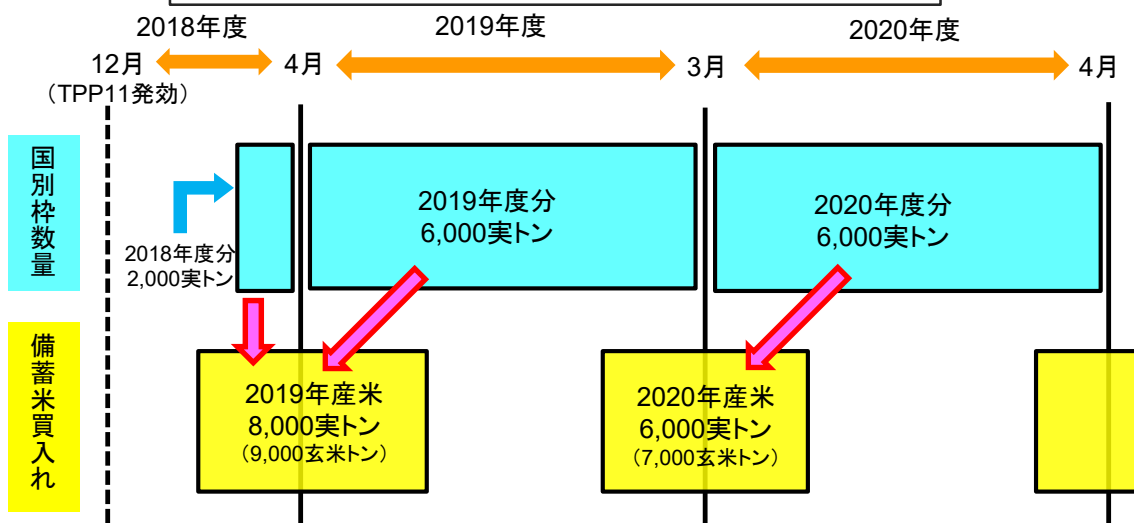
（産地生産基盤パワーアップ事業による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、国内外の新市場獲得に向けた拠点整備及び生産基盤継承・強化、堆肥の活用による全国的な土づくりの展開、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、スマート農業実証の加速化、農業者等への資金供給の円滑化、製粉工場・製糖工場・ばいれいしょでん粉工場等の再編整備、病虫害等の侵入防止など動植物検疫体制の強化）

総合的なTPP等関連政策大綱に基づく備蓄米の運営の見直し

○ 政府備蓄米の運営の見直しについて、

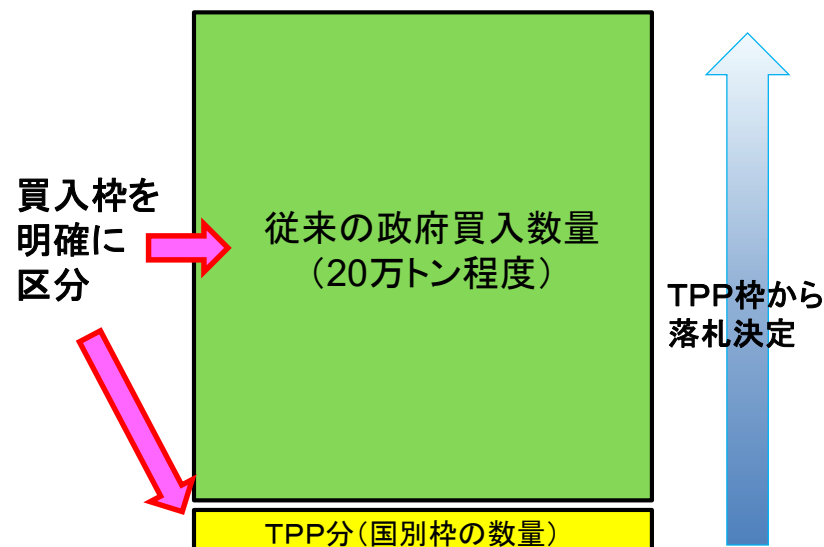
- ① これまでの適正備蓄水準(100万トン程度)を維持した上で、従来の買入数量(毎年20万トン程度)に、TPP国別枠の数量を追加する(その分、毎年の売却数量が増加する)
- ② 輸入入札年度と同じ年産の備蓄米について、これまでの備蓄米の買入入札と同様に、収穫前に買入入札を実施する
- ③ 従来分とTPP分を区分し、TPP枠から先に落札決定することにより、TPP国別枠による輸入量の増加が主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断する。

備蓄米買入入札の時期と数量



(注) TPP協定発効初年度(2018年度)の国別枠輸入予定数量は、6,000実トンを当該年度の残余の月数で按分した数量。初年度(2018年度)の国別枠輸入の対策として、翌年産(2019年産)の備蓄米買入れにおいて当該国別枠相当分を上乗せした数量の買入れを実施。

備蓄米の落札決定イメージ



○ 総合的なTPP等関連政策大綱(令和2年12月8日 TPP等総合対策本部決定)(抜粋)

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

日EU・EPA交渉結果(コメ)

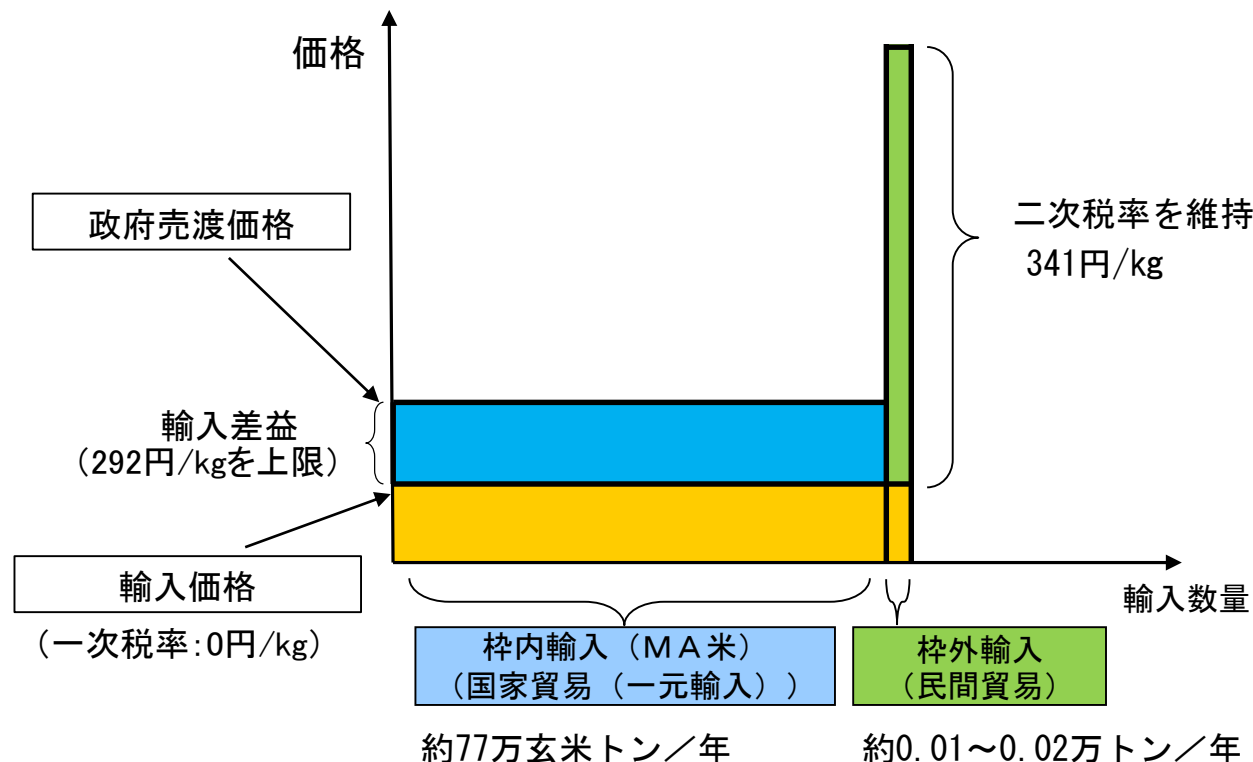
- コメ・コメ粉等の国家貿易品目や、原料にコメを多く使用する米菓等の加工品・調製品等について、関税削減・撤廃等からの「除外」を確保し、現行の国境措置を維持。

【コメの輸入量】

全世界	77万トン
米国	38万トン
タイ	37万トン
豪州	0.7万トン
中国	0.3万トン
EU	0.01万トン (0.01%)

(注)平成28年度のMA輸入契約数量及び枠外輸入数量(玄米トン)。

【コメの国境措置】



(注)交渉妥結(平成29年12月)時点の国境措置の概要。

- それ以外の加工品・調製品等について、関税削減又は撤廃。

- (例)・育児用穀物調製品: 24%又は13.6% → 段階的に11年目に50%削減
 ・飼料用調製品2品目 : 12.8%、36円/kg → 段階的に6年目に撤廃又は即時撤廃
 ・朝食用シリアル2品目 : 11.5% → 段階的に8年目に撤廃

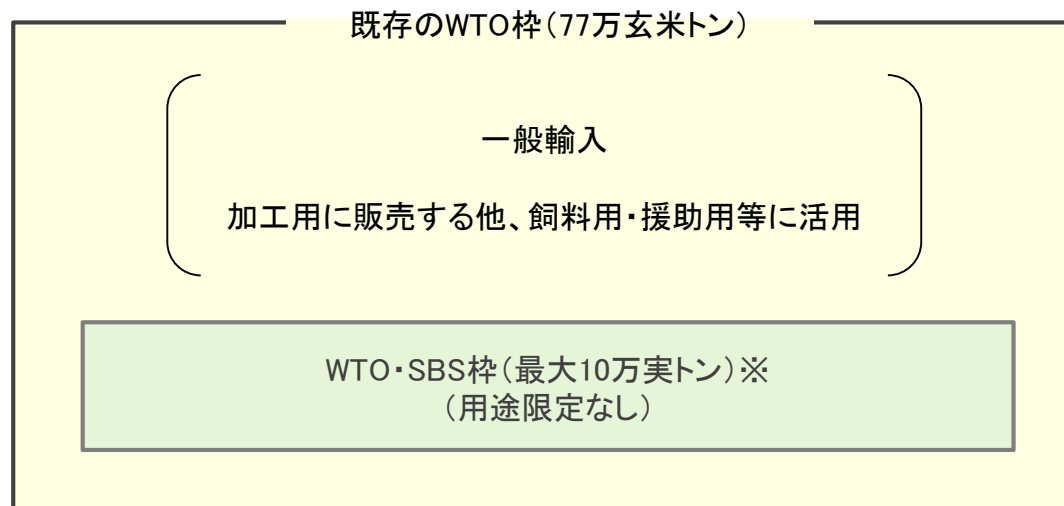
日米貿易協定交渉結果(コメ)

- 米粒(粳、玄米、精米、碎米)のほか、調製品を含め、コメ関係は、全て除外(米国枠も設けない)。

※ 既存のWTO・SBS枠(最大10万実トン)について、透明性を確保するため、入札件数など入札結果を公表。

(注)SBS:国家貿易の下で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする売買方式。

【参考1】

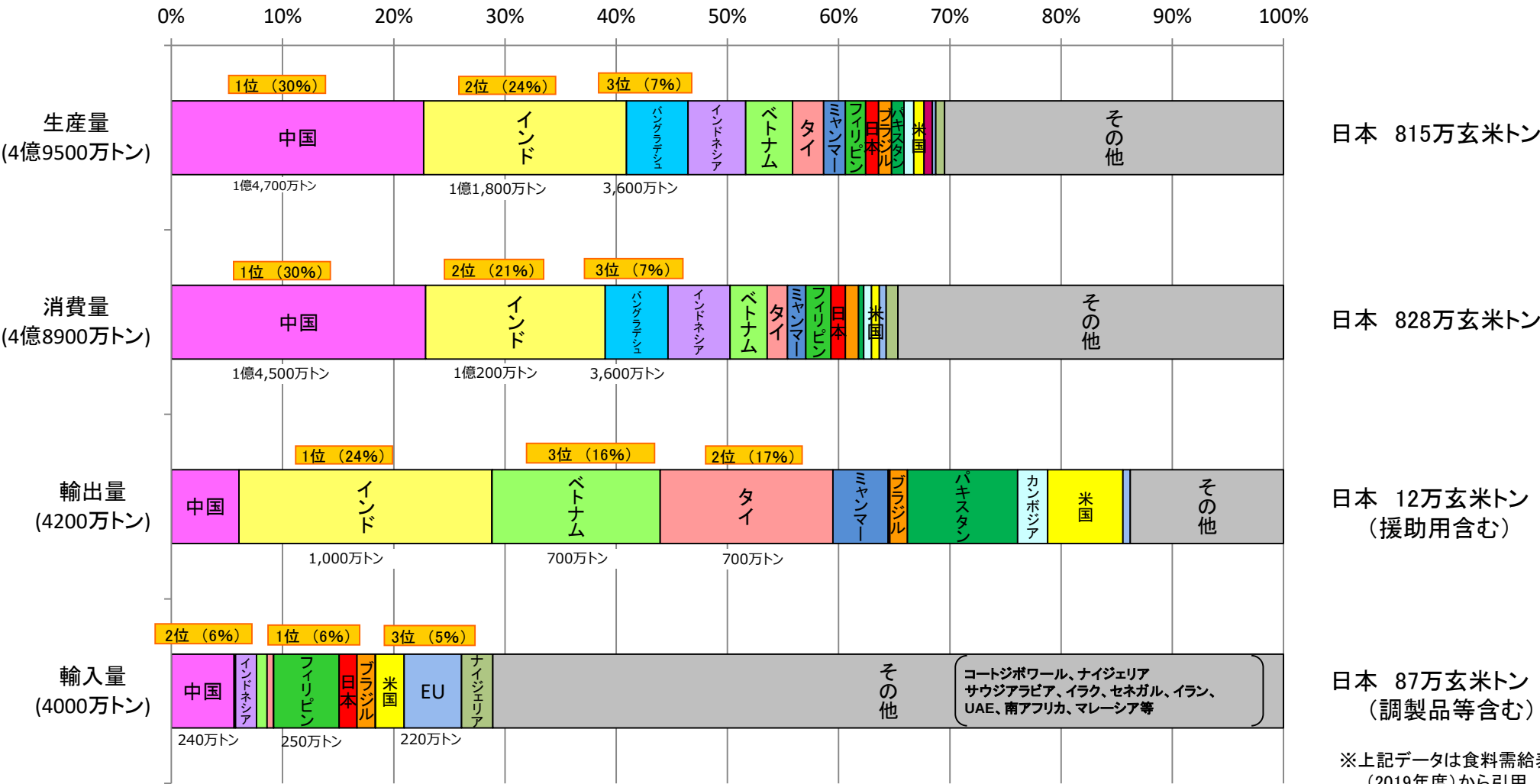


【参考2】TPP合意内容

- コメ・コメ粉等の国家貿易品目について、国別枠を新設。
 - ・ 米国枠:5万実トン(当初3年維持)→7万実トン(13年目以降)
 - ・ 豪州枠:0.6万実トン(当初3年維持)→0.84万実トン(13年目以降)
- それ以外のコメの加工品・調製品(民間貿易品目)について、以下の対応。
 - ・ 一定の輸入がある品目等は、関税を5～25%削減
 - ・ 輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は、関税を削減・撤廃

世界のコメ需給の現状(主要生産国、輸出国等)

- 世界のコメ生産量は約5億精米トン(うち日本は2%)。第1位は中国(1.5億トン)で全体の30%を占める。
- 世界のコメの輸出量は、4.2千万精米トン。このうち、第1位はインドで全体の24%を占める。



出典: 「PS&D」(米国農務省)(2019/20年、精米ベース) (2020年8月時点)

○ 我が国は、輸出大国であるタイや、米国、豪州、中国等からミニマムアクセス米として毎年77万トンを入力。

- ・ 世界最大のコメ生産国。一方、近年は、輸入量も多くなっている。
- ・ 日本向けには、主に中粒種を輸出。安全性に対する懸念等を背景に、2013年以降は、SBSによる短粒種の輸出は大幅に減少。

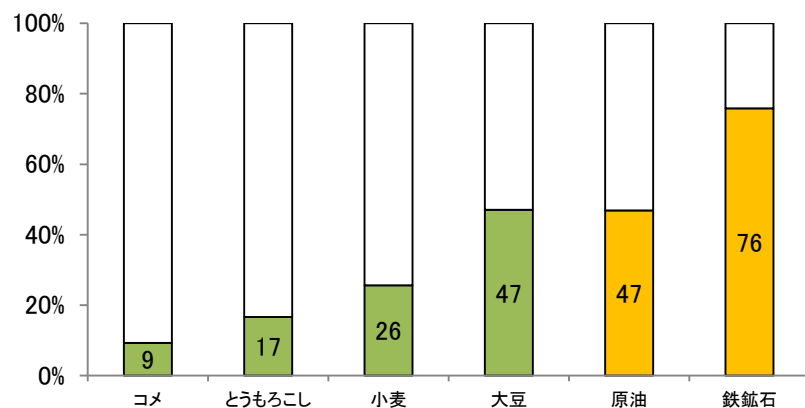
- ・ インドと並ぶコメ輸出国。
- ・ 日本向けにも長粒種を輸出。

インド、タイと並ぶコメ輸出国。

- ・ コメは、南部の一部とカリフォルニアで生産。
- ・ 大規模経営による商業的農業。国内消費が少なく、輸出に関心(生産の約半分を輸出)。
- ・ 日本向けはカリフォルニアの短・中粒種。
- ・ カリフォルニアでは、干ばつにより、2021年の作付面積が前年比20%弱減。

- ・ 主に中粒種を生産し、日本にも輸出。
- ・ 生産量は、干ばつにより大きく減少する年もある。

(参考)



(注) 貿易率＝世界の輸出量／世界の生産量×100

(ドル/トン)



注：うるち精米長粒種2等相当の月初価格